

西表島エコツーリズム推進全体構想

2022 年 9 月 7 日

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会

<目次>

1. エコツーリズムを推進する地域	1
1) 西表島におけるエコツーリズム推進の背景	1
2) 推進の目的及び方針	5
3) エコツーリズムを推進する地域	8
(1) 推進地域の範囲及び設定の考え方	8
(2) 推進地域におけるゾーニングと観光利用の基本的考え方	9
2. 対象となる自然観光資源	11
1) 自然観光資源の選定の考え方	11
2) 推進地域における自然観光資源	11
3. エコツーリズムの実施の方法	27
1) ルール	27
(1) ルールによって保護する対象	27
(2) ルール設定の考え方・適用する区域	27
(3) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法	36
(4) ルールの内容及び設定理由	38
2) ガイダンス及びプログラム	53
(1) 西表島における自然体験ツアーの基本的考え方	53
(2) 主なガイダンス及びツアープログラムの内容	53
(3) 実施される場所	55
(4) プログラムの実施主体	55
3) モニタリング及び評価	59
(1) モニタリングの対象と方法	59
(2) モニタリングに当たっての各主体の役割	62
(3) 評価の方法及び評価の結果の反映の方法	64
4) 主な情報発信の方法	65
4. 自然観光資源の保護及び育成	66
1) 特定自然観光資源の指定	66
(1) 特定自然観光資源への指定の理由	66
(2) 特定自然観光資源の指定区域	71
2) 立入制限による利用調整	77
(1) 立入制限を実施する期間及び上限人数の設定	77
(2) 立入り承認の基準	78
(3) 監視活動	78
3) 特定自然観光資源の保護・育成の方法	79

(1) 立入制限に関する管理・運営体制	79
(2) ガイドの参加によるフィールドの維持・管理の仕組み	79
(3) 利用施設の適切な整備	79
(4) ルール等の公表及び周知の方法	79
4) 特定自然観光資源に関係する主な法令・制度及び計画など	80
5) その他の自然観光資源の保護・育成	81
6) 自然観光資源に関係する主な法令・制度及び計画など	81
5. 推進協議会の参加主体	82
1) 推進協議会の体制と役割	82
2) 竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の構成（2020 年 11 月現在）	82
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	84
1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	84
(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点	84
(2) 地域住民に対する普及啓発の方法	84
2) 他の法令や計画等との関係・整合	84
3) 地域社会の持続的発展への貢献	85
4) 地域の生活や習わしへの配慮	87
5) 安全管理	87
6) 全体構想の公表・進行管理・見直し	87

<参考資料>

参考資料 1：竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 規約

参考資料 2：竹富町観光案内人条例及び同施行規則

1. エコツーリズムを推進する地域

1) 西表島におけるエコツーリズム推進の背景

西表島は沖縄県竹富町に位置する面積約 290 km²、人口約 2,400 人の島です。アクセスはほぼ航路に限られており、東部の大原港、西部の上原港を通じて、石垣島や竹富町の他の島と結ばれています。島の大部分は亜熱帯の常緑広葉樹林に覆われています。豊富な雨量によって河川水系が発達しており、多くの滝や溪流が見られ、河口部には日本最大規模のマングローブ林もみられます。豊かな自然環境と独特の地史を反映して、イリオモテヤマネコをはじめとする数多くの希少種や固有種が生息・生育しており、2021 年 7 月に同じ南西諸島の奄美大島、徳之島、沖縄島北部とともに「生物多様性」の登録基準で世界自然遺産に登録されました。海岸部や周辺海域には自然海岸やリーフが発達したサンゴ礁が各所に見られ、美しい景観を織りなしています。このような環境の中でひとの暮らしが営まれており、節祭や豊年祭などの伝統行事をはじめ、自然と密接に関わった独特の文化が色濃く残っています。

西表島においては、こうした豊かな自然を活かした観光産業が盛んに行われており、主要な産業となっています。年間の入域観光客数は令和元年で約 29 万人となっています。観光の形態は、大型バスや動力船等で比較的大きなフィールドを利用する周遊型観光と、カヌーやトレッキング、海域でのアクティビティといった自然体験型観光（ガイドやインストラクターを伴う場合が多い）の大きく 2 種類に分けられます。近年の動向としては、周遊型観光はやや減少傾向にあるのに対し、自然体験型観光の増加が顕著であり、連動してガイド事業者数も急激に増加しています。石垣島から日帰りで訪れる観光旅行者が多く、西表島での宿泊率は約 22%（平成 27 年度）にとどまっています。

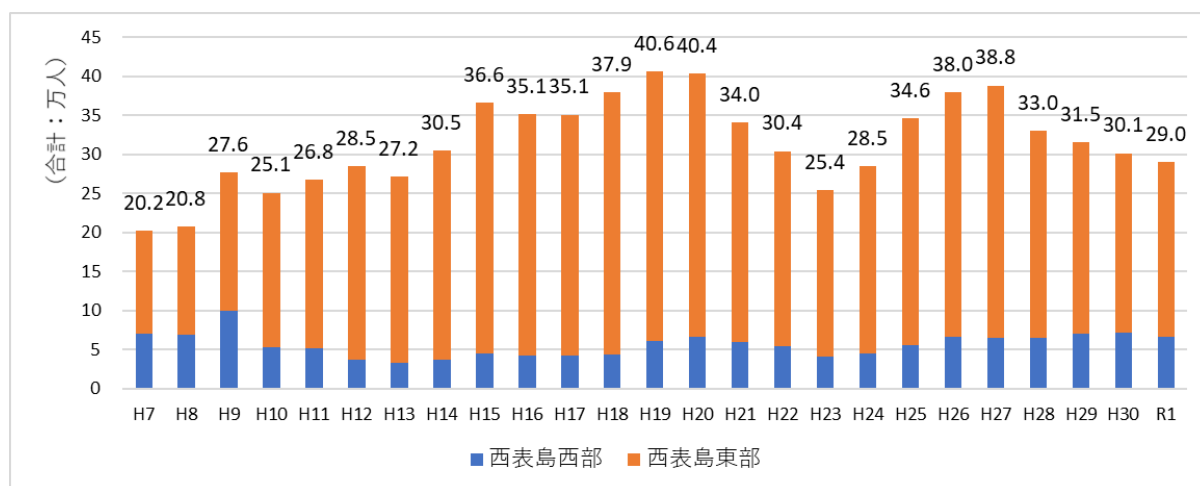


図 西表島における年間入域観光客数の推移（出典：竹富町統計情報）

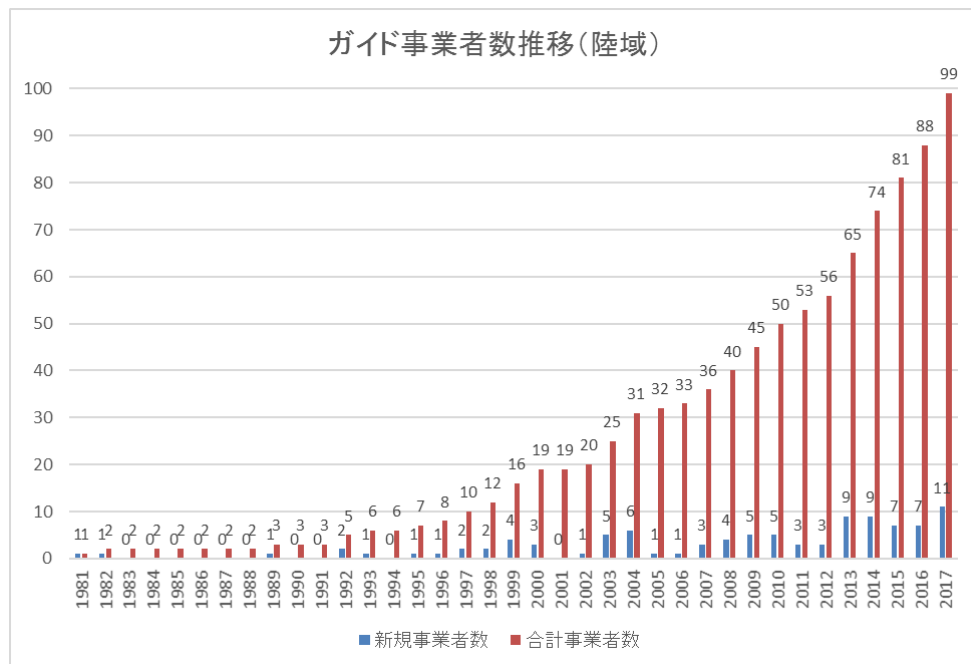


図 ガイド事業者数推移（海域のみを利用するガイド事業者は含まない）

出典：「平成 25 年度西表石垣国立公園における登山道適正利用推進業務報告書」（平成 26 年 3 月、環境省那覇自然環境事務所）及び西表島エコツーリズム協会による調査結果

一方で、西表島の観光には、自然環境や住民生活への影響といった課題も生じています。島全体のレベルでは、多数の観光旅行者の来訪により、定期船や水道といったインフラへの負荷や、観光旅行者のマナーの問題、イリオモテヤマネコの交通事故の増加といった課題が見られます。また、特に自然体験型観光については、ガイド事業者に関する課題やフィールドに関する課題が生じています。西表島では自然体験型観光の増加に伴いガイド事業者が急激に増加しており、その中には利用者の安全確保や自然環境への配慮等の認識が不十分と思われる者もいると指摘されています。また、ガイド事業者を統括する組織がなく、情報共有や連携が不足しています。利用フィールドについては、自然体験型観光のフィールド利用者数の増加を背景に、一部のフィールドでは過剰利用状態となっており、自然環境の劣化や利用者の快適性の低下が起きていると考えられます。また、並行して新たなフィールドにおける利用が無秩序に拡散、拡大しています。西表島の観光に伴う課題については、世界自然遺産登録時の要請事項としても指摘されており、観光客の訪問レベルを管理する仕組みづくりなどが求められています。このように、西表島においては適正な観光管理の下での自然環境に配慮した持続可能な観光への変革を行っていく必要があります。

上記の様な状況の中で、西表島における適正な観光管理の実現や世界自然遺産登録に関連して、様々な取組が行われてきています。

平成 28 年 11 月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に西表島の適正な保全・管理を推進するための検討や関係機関の連絡・調整を行う会議体として「西表島部会」が設置され、観光を含めて世界自然遺産登録に関わる様々な課題への対応について議論が行われてきました。令和 2 年 1 月には、西表島部会において、西表島の持続的

な観光利用を進めるための観光管理の基本方針をとりまとめた「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」（以下、「来訪者管理計画」とする）が策定されました。来訪者管理計画の中では、西表島全体の観光管理の考え方として、入域観光客数の急激な増加を抑制するとともに観光に伴う影響を最小化するため、指標と基準値（年間及び1日あたりの入域観光客数の基準値等）を定め、モニタリングを実施しながら順応的に対策を講じていくことがうたわれています。また、それらを実現していくための基本方針や取組についても記載されています。

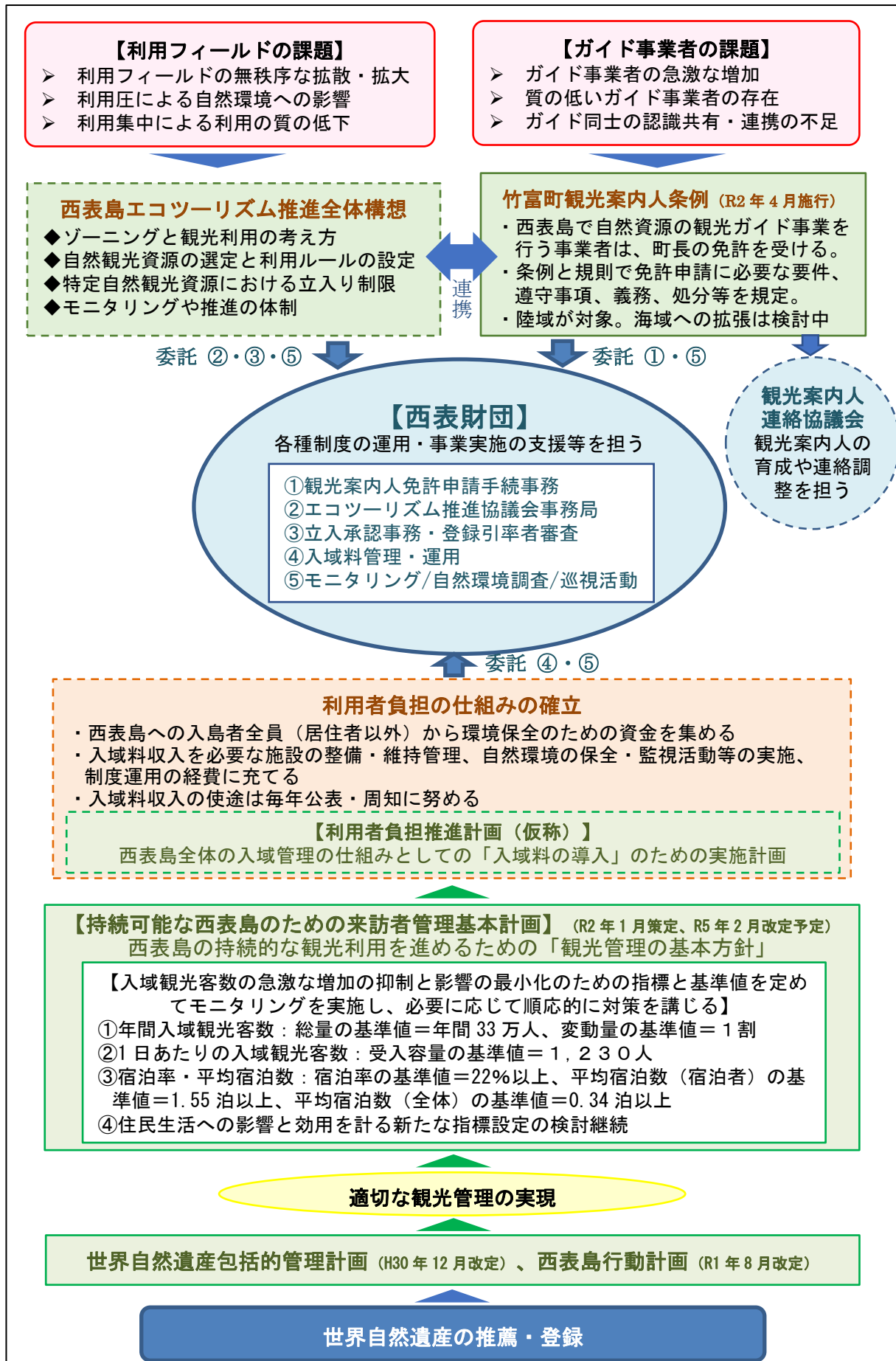
西表島の観光管理に関連する取組として、ガイド事業者に関する課題に対しては、令和2年4月に竹富町観光案内人条例が施行されており、西表島等で活動するガイド事業者の免許制度により、観光ガイドの質の向上やルール遵守の徹底に向けた取組が進みつつあります。その他、観光管理の取組を進めていくための資金を確保するため、西表島を訪問する観光利用者から入域料などとして資金を集める仕組みについても検討が進められているところです。また、地域住民が中心となって西表島の課題を解決し、西表島の動植物を守り伝統文化・営みを将来に伝えていくため、令和3年11月に一般財団法人「西表財団」が設立されており、関連する各種制度の運用・事業実施の支援等を担う組織となることが期待されています。これらの取組は、来訪者管理計画にも位置付けられています。

西表島の持続可能な観光を実現するためには、上記の様な取組に加えて、エコツーリズムの理念の下で自然体験型観光のフィールドに関する課題に対応したルール作りや資源の保護・育成等の取組を推進していく必要があります。

そのような状況を踏まえて、西表島において豊かで貴重な自然環境が保全され、また適切に利用されることで、広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的として、令和元年10月に「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会」（以下「推進協議会」とする）が立ち上げられました。推進協議会では、「適正利用とエコツーリズム推進体制構築に向けた検討会」をはじめとしたそれまでの検討成果を引き継ぎ、観光管理の仕組みや利用ルール等について様々な主体の参加の下で検討を行ってきました。こうした経緯を踏まえて、西表島における適正な観光管理および持続可能な観光の実現のため、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を策定いたします。

なお、この「西表島エコツーリズム推進全体構想」においては、西表島の世界遺産地域を含む利用フィールドについて利用のルールを定めるほか、一部のフィールドについては、特定自然観光資源に指定して立入制限の仕組みを設けることにより、利用者数（訪問レベル）の管理を行うこととしています。本全体構想に基づく観光客の利用コントロールの仕組みは、世界自然遺産登録に伴う要請事項に対応するための保護管理体制の核となることが期待されています。

西表島の観光管理に関する枠組み



※破線は未策定の計画や未設立の組織を示す。

2) 推進の目的及び方針

前項の背景を踏まえて、西表島におけるエコツーリズム推進の目的を以下のとおり定めます。

＜エコツーリズム推進の目的＞

西表島の自然を損なうことなく持続的に利用し、将来にわたって自然からの恵みを得る

西表島の豊かな自然やイリオモテヤマネコをはじめとする動植物、そしてそれらと共生してきた地域文化を尊重し、それらが無秩序な観光利用により損なわれることがないように保全を図りながら、安全で質の高い体験を通じてその魅力を伝え、地域の持続可能な振興につなげていくことを目的とします。

世界自然遺産にも登録された西表島の生物多様性、そしてそれを支える自然環境は、世界中を見渡してもたぐいまれな価値のあるものです。そして、そのような自然と関わり合い共存しながら育まれてきた島の暮らしや地域文化も、同じくらいかけがえのないものです。西表島のエコツーリズムでは、山・川・海といった自然のフィールドを活かした体験活動をしたり、ゆったりと流れる時間の中で地域の人と関わったりしながら、ここにしかない唯一無二の自然や文化の魅力を存分に味わい、その成り立ちや価値を学び、地域への愛着を育むような特別な体験を提供していきます。また同時に、そのような価値や魅力を将来にわたって継承するためにも、自然環境が損なわれることの無いように適切なルールと体制の下で保全し、地域社会を尊重し、その発展にもつながっていくような地域に根差したエコツーリズムを目指します。

上記のことを踏まえて、西表島におけるエコツーリズムの基本方針を以下のとおり定めます。

＜西表島におけるエコツーリズムの基本方針＞

■方針1：自然環境の保全を前提とした持続可能な利用

- ・西表島の亜熱帯林やマングローブ林、サンゴ礁の海といった豊かな自然、そしてそこに育まれるイリオモテヤマネコをはじめとした多様な生き物は、世界的にも価値があり、西表島の魅力の中心であることから、西表島の利用にあたっては自然環境の保全に配慮することを前提とします。
- ・西表島の自然の魅力とその価値をツアー等を通じて利用者に伝えることで、自然環境の保全についての意識向上を図っていきます。
- ・自然の利用によって得られた利益を、自然環境の保全や管理に還元することによって、自然が損なわれないように守りながら持続的に利用できるような仕組みを導入します。

■方針2：適正利用のルール等の設定・遵守

- ・西表島が観光地として注目を集める中で、その価値の源である自然を確実に守っていくために、地元のガイド事業者や関連団体、行政機関、地域住民、有識者が連携して検討を行い、適正利用のルールをつくります。

- ・適正利用のルールは、西表島の自然観光資源に共通するルールと、それぞれのフィールドの自然や利用の特性に応じたルールを検討し、必要に応じて法制度等に基づく利用規制などを適用します。そのような規制を設定しないフィールドでも、利用者がマナーを守り、気遣いをもって行動することで、自然環境や地域社会への影響の低減に努めます。

■方針3：ガイドの質の向上と安全かつ魅力的な体験の提供

- ・竹富町では、西表島等における自然観光資源を活用した観光の担い手である観光事業者や観光ガイドの自然環境保全に対する意識向上と積極的な参画を推進し、観光旅行者への安全で質の高い自然体験の提供と地域社会の振興への貢献を達成するため、「竹富町観光案内人条例」を制定、令和2年4月1日より施行しました。本条例に基づいて町長から自然観光事業を営む免許を取得した、観光事業者及び観光ガイドを「観光案内人」としています。
- ・本条例の施行により、西表島等においては観光案内人の免許を有する者のみが自然観光事業を実施することができますが、観光案内人の免許の取得及び維持・更新には、自然環境の保全、安全管理、地域貢献等について責務や努力義務が課せられることとなります。
- ・また、本条例の対象外である海域の自然観光事業においても、同等の目的を達成するための制度の導入を目指しています。
- ・これらのガイド等に対する制度の適切な運用を通じて、西表島及びその属島並びに周辺海域（エコツーリズムを推進する地域）における観光ガイドの組織化を行い、研修等を通じてガイドの能力向上を図るとともに、ガイドの資質を担保することで、安全かつ満足度・質の高いツアーの提供を可能にします。

■方針4：地域文化や生活の尊重

- ・自然を利用しながら共生してきた島の暮らしや、その中で育まれてきた節祭や豊年祭をはじめとした特徴的な地域文化は自然環境と同様にかげがえのないものであり、それらの魅力を観光旅行者にも発信していきます。
- ・集落への滞在、地域行事や手わざ講習会といったイベントへの参加、ガイドによる話や集落散策ツアーへの参加などを通じて、観光旅行者に西表島の生活や地域文化の現状、由来、課題などについて学び体験してもらうことで、西表島ならではの観光体験を提供します。
- ・そのような観光体験を通じて、観光旅行者が西表島の暮らしや地域文化を尊重し、生活の場である西表島を訪問することに責任を持ちたいと思えるような観光を目指します。
- ・西表島の観光フィールドは住民生活の場とも重なっていることを認識し、観光事業者と地域住民が適切なコミュニケーションをとり、地域住民の生活及び財産を害することがないように配慮し、特に土地所有者や農林水産業との調和を図りながら利用を行います。

■方針5：観光を通じた地域づくりの推進

- ・観光事業者と地域が連携してプログラムの開発や質の向上に取り組むことで、単に観光旅行者の数を増やすのではなく、じっくりと西表島の魅力を感じてもらい滞在型・宿泊型の利用への転換による観光振興を図ります。
- ・西表島のものを食べる、買う、利用するなど、農林水産業をはじめとした地域の多様な産業

と観光を結びつけることにより、経済効果を広く地域に還元できるよう努めます。

■方針６：西表島エコツーリズムの情報発信

- ・西表島におけるエコツーリズムの魅力や目指す利用のあり方、利用のルールの設定等の取組について外部に発信することで、観光旅行者や島外の観光事業者、関係団体等の理解を得るとともに、西表島のエコツーリズムへの取組に共感し、応援してくれるサポーターを増やしていきます。
- ・西表島が自然環境に配慮した持続可能な観光を目指すエコツーリズムの島であることをアピールすることで、西表島のブランド力を高めていきます。
- ・統合的なウェブサイト等を通じた情報発信により、西表島のエコツーリズム推進への取組を内外に広く周知するとともに、西表島の自然体験型観光に関する情報へのアクセシビリティも高めていきます。

■方針７：モニタリングを通じた順応的観光管理の実施

- ・自然観光資源を活用した観光による自然環境への影響の有無や程度を把握するため、定期的にモニタリング調査を行います。
- ・また、エコツーリズムの推進が観光旅行者の自然への意識や理解を深め、地域社会の発展にも寄与しているかを確認するため、観光旅行者と地域住民の双方の満足度や地域への社会・経済的効果といった観点からもモニタリングを実施します。
- ・これらのモニタリング調査の結果を踏まえて取組の内容を点検・評価し、自然環境の劣化、観光旅行者の満足度の低下、地域への社会・経済的効果の不足が判断された場合には利用ルールや規制の強化、新たな取組の追加等の順応的管理を実施していくことにより、エコツーリズム推進の目的の確実な達成に繋がります。

3) エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定の考え方

エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムを推進する地域(本構想の対象範囲。以下「推進地域」とする。)は、西表島等及びその周辺海域とし、下図に示す範囲とします。

西表島は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産に登録された4地域の中の1地域であり、適切な観光管理の実現による生物多様性の価値の保全と観光旅行者への普及啓発が強く求められています。一方、周辺海域においても西表石垣国立公園を中心としてダイビング、シュノーケル、釣り等の海域の自然を活用した自然体験型の利用が行われており、西表島内の自然環境の利用と合わせた適切な観光管理が必要であると判断し、陸域だけでなく海域も推進地域に含めることとしました。

なお、西表島の範囲としては本構想と連動して運用する「竹富町観光案内人条例」の対象範囲である「西表島等」(同条例第2条第1項第1号の定義による)と同様とし、西表島及びその属島並びに西表島の河川域及び海岸域を対象範囲としました。また、周辺海域の範囲については、西表石垣国立公園の海域の公園区域を基本として、海域の主要な利用地点を含むように設定しました。



図 エコツーリズムを推進する地域

（２）推進地域におけるゾーニングと観光利用の基本的考え方

推進地域においては、動植物や自然景観などの自然観光資源の分布状況、利用のための施設やトレッキングルート等の整備状況、観光客による利用状況や利用形態など、自然環境および社会環境の観点から異なる特性を持つエリアが存在しています。これらの特性を踏まえて、自然観光資源を守りながら質の高い自然体験を提供するため、推進地域を①「自然体験ゾーン」、②「一般利用ゾーン」、③「保護ゾーン」の３つの利用区分にゾーニングします。各ゾーンの特性及び取扱方針・配慮事項を以下に示します。ゾーニングの具体的な範囲は「３．１）（２）ルール設定の考え方・適用する区域」の図『ゾーニング及び利用フィールド（ルールを適用する区域）の位置図』（P30）に示します。

将来的に自然環境や社会環境の特性が変化するなどして、ゾーニングを変更したほうがより効果的にエコツーリズムを推進できると判断された場合は、推進協議会による協議の上、ゾーニングの見直しを行います。

なお、これらのゾーニング及び考え方、その中で定めることとしている利用ルールは、竹富町の住民を対象とするものではなく、基本的に観光による利用を対象としています。

① 自然体験ゾーン

【特性】

自然体験ゾーンには、動植物やその生息地及び生育地、地形・地質、自然景観といった自然観光資源がある程度まとまって分布しています。既存のトレッキングルートやカヌー等によるアクセスルートなど安全な利用方法があり、自然観光資源への影響を抑えながら良質な自然体験を行うことが可能です。現在も自然体験ツアーが主に行われる区域であり、西表島のエコツーリズムを推進していくうえで中核的な役割を担う区域となります。

【取扱方針・配慮事項】

自然体験ゾーンにおいては、自然観光資源を保全し質の高い利用を行うための事業者向け及び一般利用者向けのルールを設定し、オーバーユースや自然環境への影響に配慮しながら利用を行う方針とします。

② 一般利用ゾーン

【特性】

一般利用ゾーンには、動植物、地形・地質、自然景観などの自然観光資源が、自然体験ゾーンや保護ゾーンほど集中的ではありませんが点在しています。また、住民の生活圏も含まれ、自然環境と深く結びついた伝統文化も資源として存在しています。一部の自然体験ツアーが実施されるほか、一般観光客が気軽に利用できる観光施設やスポットも点在しています。

【取扱方針・配慮事項】

一般利用ゾーンにおいては、一般利用者向けの利用ルールを設定するほか、島内での一般的なマナーや各観光施設の設定したルールを守りながら持続可能な観光利用を推進していくこととします。なお、他人の所有地や農林地への無断立入をしないように注意し、立入る場合には管理者への事前の手続きや協議を行うこととします。

③ 保護ゾーン

【特性】

保護ゾーンには、原生的な自然環境が残り希少な動植物等の自然観光資源が分布しています。既存のトレッキングルートやカヌー等によるアクセスルートなどの利用方法は確立されておらず、現状においても観光利用はほとんど行われていません。

【取扱方針・配慮事項】

保護ゾーンにおいては、利用ルールを設定したとしても一定以上の観光利用を行えば自然環境への影響は避けられないと考えられることから、地域住民の祭事・狩猟・学校利用及び学術研究等での利用以外は原則として行わない方針とします。

2. 対象となる自然観光資源

1) 自然観光資源の選定の考え方

西表島には、世界自然遺産への登録理由ともなった豊かな動植物の生物多様性をはじめとして、自然景観、地形・地質、自然環境と密接な関係を有する伝統的な生活文化など、様々な自然観光資源が存在します。これらの単独で活用される西表島の自然観光資源について、幅広く抽出を行いました。

加えて、地域または海域を移動する自然体験ツアーの中で活用される、ある程度のまとまりをもった動植物の生息地及び生育地、地形・地質、自然景観などの自然観光資源についても、あわせて抽出を行いました。このようなまとまりをもった自然観光資源では、単独で活用される自然観光資源を組み合わせ自然の鑑賞、探勝、体験、学習等の魅力ある発信を行うことが可能となり、より効果的に西表島のエコツーリズムを推進することができます。抽出に当たっては、西表島を「仲間川エリア」「北東部エリア」「ヒナイエリア」「浦内川エリア」「南西部エリア」

「海域エリア」の6つのエリアに区分し、エリア毎にそこで実際に活動するガイド事業者を集めたワーキンググループを設置して議論を行うことで、西表島の自然観光資源に関する情報を漏れなく適切に収集・整理するよう努めました。

また、人工的に整備された施設や園地、周遊型観光の立寄り地、文化的観光資源を有する集落等、上記以外にツアーの題材として活用することが考えられる資源は「その他の観光資源」として抽出しました。

なお、本構想において選定した自然観光資源は将来にわたって固定化するものではなく、特定事業者（エコツーリズム推進法第2条第3項の定義による）や観光案内人（竹富町観光案内人条例第2条第1項第4号の定義による）、地域住民等からの要請、各フィールドの利用状況や自然環境の状況等を考慮して、追加・修正・削除等を行う必要が生じた場合には、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会による協議の上、全体構想の見直しに合わせて更新を行うことを想定しています。

また、「3. エコツーリズムの実施方法 3) モニタリング及び評価」の項目に記載のとおり、利用状況の急激な変化や自然環境等への重大な影響が懸念される事態が確認された場合には、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会による協議の上、自然観光資源（利用フィールド）の管理者の主導のもとで適切な保全措置や期間を限定した利用休止等の措置を講じます。

2) 推進地域における自然観光資源

推進地域における自然観光資源の概略位置図および概要を整理したリストを次ページ以降に示します。

本構想では、単独で活用される自然観光資源として18項目、地域または海域を移動する自然体験ツアーの中で活用される自然観光資源として、仲間川エリア2か所、北東部エリア10か所、ヒナイエリア3か所、浦内川エリア5か所、南西部エリア7か所、海域エリアは全域を1資源と

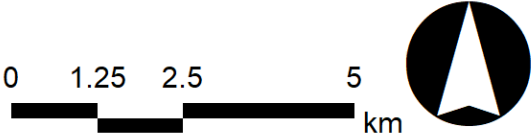
捉えて1か所、の合計28か所の資源を抽出しました。

また、後述の「4. 自然観光資源の保護及び育成」に示す通り、自然観光資源のうち、北東部エリアの「古見岳」、ヒナイエリアの「西田川」と「ヒナイ川」、浦内川エリアの「浦内川源流域」と「テドウ山」は、特定自然観光資源に指定することとしました。ただし、「西田川」と「ヒナイ川」については、フィールドの一体的な管理を行うため、特定自然観光資源としては1つにまとめて『ヒナイ川・西田川』として指定します。特定自然観光資源に指定するフィールドについては、表中にて色を区別して示しています。

凡例

エコツーリズムを推進する地域

自然観光資源



自然観光資源の概略位置図



地図上に示せない自然観光資源

資源名	位置
哺乳類	陸域
鳥類	全域
爬虫類	全域
両生類	陸域
魚類	全域
昆虫類	陸域
甲殻類	全域
軟体動物	全域
常緑広葉樹林の植生	陸域
雲霧林の植生	陸域
溪流帯の植生	陸域
マングローブ林の植生	陸域
サンゴ礁	海域
砂浜	海岸部
滝	陸域
鍾乳洞	陸域
星空	全域
伝統的な年中行事・祭事	集落域
フクギとサンゴの石垣	集落域

海域エリア：海域全体

6-1 西表島周辺海域：推進地域内の海域全体

※鳩間島及び仲御神島の陸地は推進地域の範囲外

①動植物、自然景観、伝統文化（単独で活用されている自然観光資源）

No.	区分	資源の名称	所在地	自然観光資源（要素資源）の特性	利用の概況及び課題等
1	動物	哺乳類	陸域	・イリオモテヤマネコやリュウキュウイノシシをはじめとして、7 種類の哺乳類が生息しています。 ・イリオモテヤマネコは西表島のみが生息する固有種であり、100 頭程度が生息すると推定されています。島の低地部の湿地、河川・沢沿いをよく利用し、マングローブ林、農耕地周辺にも現れます。 ・国際的な絶滅危惧種であるイリオモテヤマネコ、クビワオオコウモリ、リュウキュウコビナガコウモリの 3 種が分布しています。	・各地で様々な種が観察されます。 ・イリオモテヤマネコは移動や餌の採取のために道路に出てくることがあり、交通事故による死傷が大きな課題となっています。制限速度を遵守するだけでなく、事故の危険区域や草陰のある場所、夜間などは特に注意して運転することが重要です。 ・イリオモテヤマネコを探そうとする観光旅行者やそれを目的としたツアー等により、人馴れが進み事故にあいやすくなることが懸念されています。イリオモテヤマネコを発見した場合も、むやみに車を止めて観察するのを避けることが望ましいです。 ・人為的に持ち込まれ野生化したイエネコとの競合や伝染病の媒介などが課題となっており、イエネコ等のペットを連れてフィールドに入らないなどの配慮が必要です。
2	動物	鳥類	全域	・カンムリワシやシロハラクイナ、キンバト、リュウキュウアカショウビンをはじめとして、311 種の鳥類が記録されています。 ・国際的な絶滅危惧種であるホシハジロ、ミゾゴイ、カラシラサギ、クロツラヘラサギ、ホウロクシギ、オバシギ、ヘラシギ、ズグロカモメの 8 種が分布しています。	・各地で様々な種が観察されます。 ・カンムリワシやシロハラクイナなどは餌の採取のために道路に出てくることがあり、交通事故による死傷が大きな課題となっています。制限速度を遵守し、周囲に注意して運転することが重要です。
3	動物	爬虫類	全域	・ヤエヤマセマルハコガメやサキシマキノボリカゲ、キシノウエトカゲをはじめとして、19 種の陸生爬虫類が生息しています。 ・海岸部には 5 月～9 月にアオウミガメ、アカウミガメ、タイマイの 3 種が産卵に訪れます。夜に産卵のために海岸に上陸し、砂地を掘って産卵を行います。 ・国際的な絶滅危惧種であるミナミイシガメ、セマルハコガメ、キシノウエトカゲ、サキシマカナヘビの 4 種が分布しています。	・各地で様々な種が観察されます。 ・夜の海岸部でウミガメ類の産卵の観察が行われることがあります。 ・産卵のために上陸したウミガメ類はとても神経質になっており、人影などを見ると産卵をやめてしまう場合があるため、上陸したウミガメ類に遭遇した場合には、近づかず、視界に入らないことが重要です。 ・母ガメが上陸できない要因となってしまうため、産卵地では海へ向かってライトを照らさないように配慮が必要です。
4	動物	両生類	陸域	・コガタハナサキガエル、オオハナサキガエルをはじめとして、8 種の両生類が生息しています。 ・国際的な絶滅危惧種であるコガタハナサキガエル、オオハナサキガエル、ヤエヤマハラブチガエルの 3 種が生息しています。	・主に沢沿いや湿地付近で、様々な種が観察されます。 ・利用に当たっては、これらの両生類の生息環境に悪影響を与えないように配慮が必要です。

No.	区分	資源の名称	所在地	自然観光資源（要素資源）の特性	利用の概況及び課題等
5	動物	魚類	全域	・ミナミトビハゼ、ミナミクロダイをはじめとして、陸水域だけで 472 種の魚類が生息しています。 ・海域においても、ナンヨウマンタやカクレクマノミなど多くの種がみられます。 ・国際的な絶滅危惧種であるニホンウナギ、クロウミマ、ミナミクロダイ、ハヤセボウズハゼ、オグロオトメエイの 5 種が分布しています。	・海域全体と、陸域ではマングローブや河川等で様々な種が観察されます。 ・シュノーケルやダイビングの際の主な観察対象になっています。 ・特に夏期の渓流域においては、キャニオニング等による頻繁な利用により生息する魚類に影響を与えないように配慮が必要です。
6	動物	昆虫類	陸域	・オオゴマダラ、ヨナグニサン、ヤエヤママルバネクワガタ、イリオモテボタル、ヤエヤマヒメボタルをはじめとして、3,070 種の昆虫類が生息しています。 ・国際的な絶滅危惧種であるヤエヤマハナダカトンボ、マサキリリモントンボ、ヤエヤマサナエ、ワタナベオジロサナエ、イシガキヤンマ、サキシマヤンマ、ミナミトンボの 7 種が生息しています。	・各地で様々な種が観察されます。 ・ヤエヤマヒメボタルは 3 月～4 月ごろにかけて、日没後しばらくの時間帯、集団で発光している様子が観察できることから、シーズンになるとホテル観察ツアーも行われ、多くの人が観察に訪れます。 ・ヤエヤマヒメボタルの生息、繁殖に悪影響を与えないため、他の人の観察を阻害しないために、観察をする際には光をつけないなどの配慮が必要です。 ・昆虫類の違法な採取を行わないように周知徹底する必要があります。
7	動物	甲殻類	全域	・ミナミコメツキガニ、ヤシガニをはじめとして、陸水性の十脚類だけで 31 種が生息しています。	・主にマングローブや湿地付近で、様々な種が観察されます。 ・利用に当たっては、これらの甲殻類の生息環境に悪影響を与えないように配慮が必要です。
8	動物	軟体動物	全域	・陸域ではアオミオカタニシなど、海域ではウミウシ類などが生息しています。	・各地で様々な種が観察されます。 ・シュノーケルやダイビングの際の主な観察対象になっています。 ・利用に当たっては、これらの軟体動物の生息環境に悪影響を与えないように配慮が必要です。
9	植物	常緑広葉樹林の植生	陸域	・西表島の大部分を占める、高木層にスダジイが優占する常緑広葉樹林であり、多様な亜熱帯の常緑広葉樹が混生しています。 ・谷沿い等の適潤地にはオキナワウラジロガシが優占するオキナワウラジロガシ群集が比較的広い面積に分布しています。 ・様々な動物の生息環境となっています。	・森林の景観やそこに生息する生物の観察などを目的として、トレッキング等で利用されています。 ・道沿いにある植物を踏みつけたり、木の根を傷つけたり、沢沿いでは岩についた植物を傷つけたりすることをできるだけ避けるなど、動植物の生息、生育に影響を与えないようにルールを守りながら利用するよう配慮が必要です。
	植物	雲霧林の植生	陸域	・古見岳の山頂付近などの標高の高い森林には、日射量が限られた空中湿度が高い雲霧帯がみられます。 ・ラン科の植物やシダ類などの着生植物が多く生育しています。	・森林の景観やそこに生息する生物の観察などを目的として、トレッキング等で利用されています。 ・常緑広葉樹林と同様に、動植物の生息、生育に影響を与えないようにルールを守りながら利用するよう配慮が必要です。 ・特に着生植物等など希少なものも多いため、採取を行わないことはもちろん、非意図的に損傷することも無いように注意が必要です。

No.	区分	資源の名称	所在地	自然観光資源（要素資源）の特性	利用の概況及び課題等
	植物	溪流帯の植生	陸域	・頻繁に雨が降る湿潤熱帯において、増水と減水を繰り返す河川の中上流部で周期的に冠水するような環境が溪流帯と呼ばれます。 ・シマミズーヒナヨシ群落など、上記の様な環境に適応した溪流植物の生育がみられます。	・森林や溪流の景観やそこに生息する生物の観察などを目的として、トレッキング等で利用されています。 ・特に沢沿いでは岩についた植物を傷つけたりすることをできるだけ避けるなど、動植物の生息、生育に影響を与えないようにルールを守りながら利用するよう配慮が必要です。
10	植物	マングローブ林の植生	陸域	・マングローブは河川沿いや河口部など、汽水域の塩生湿地に生育する樹木の総称であり、日本には7種類の樹種が分布しており、すべて西表島で見ることができます。 ・マングローブ林は多くの甲殻類や底生動物の生息場所となっています。 ・そのほか、河川周辺に生育する植物で特徴的なものとして、サキシマスオウノキ、サガリバナなどが挙げられます。	・動力船によるクルーズやカヌー等によって、マングローブ林で自然体験を行うツアーが行われています。干潮時には干潟の生物観察なども併せて実施されます。 ・原因が明らかでないものの、マングローブの倒木が課題となっています。 ・マングローブの根をみだりに踏んだり傷つけたりしない、干潟を著しく踏み固めたり掘削したりしないように配慮する必要があります。 ・マングローブをカヌー等から観察する際には必要以上に深く中に入り込まず、根の周囲に寄り過ぎて根を傷つける行為は避けることが望ましいです。 ・サガリバナの花の最盛期となる6月下旬～7月下旬にかけて、まとまった生育がみられる河川などで観察ツアーが行われています。早朝にカヌー等で河川をさかのぼり、水面に落ちる花を楽しむことができます。
11	自然景観	サンゴ礁	海域	・西表島周辺海域では、広くサンゴ礁を観察することができます。 ・サンゴ礁は様々な生物の生息場所にもなっています。	・ダイビングやシュノーケル等の際に、サンゴ礁やそこに生息する生き物の観察が行われます。 ・観察の際にサンゴを折ったり傷つけてしまわないように配慮が必要です。
12	自然景観	砂浜	海岸部	・西表島には自然海岸の砂浜が多くみられます。 ・主な砂浜としては、星砂の浜（住吉）、南風見田の浜（豊原）、トウドウマリの浜（浦内）などが挙げられます。	・砂浜では海水浴やビーチコーミングが行われます。 ・カヤックツアー等では島内各地の砂浜が休憩のために利用されます。 ・星砂の浜は周遊型観光のツアーで立ち寄られることもあります。 ・観光による影響ではないものの、海岸漂着ごみの問題があり、清掃活動等が行われています。
13	自然景観	滝	陸域	・西表島の各所には大小さまざまな滝があり、その景観を楽しんだり、滝つぼに入って泳いだりすることができます。 ・沖縄県で最大の落差を誇るピナイサーラの滝がみられます。	・カヌー等のツアー、トレッキングツアーにおいて、滝を一つの目的地として行われているものも多くみられます。滝つぼや滝上の空間は休憩等にもよく利用されます。 ・利用の際にはゴミを残さないようにするなどの配慮が必要です。

No.	区分	資源の名称	所在地	自然観光資源（要素資源）の特性	利用の概況及び課題等
14	自然景観	星空	全域	・西表島では夜に人工の光が少なく美しい星空を観察することができ、西表石垣国立公園は星空保護区にも認定されています。 ・本州では観察することのできない南方の星座を観察することができます。	・島内各所から星空を観察できるほか、星空観察のナイトツアーも行われています。 ・観察者が集中する場所では、ライトの使い方などに配慮する必要があります。
15	地形・地質	鍾乳洞	陸域	・西表島の各所には大小さまざまな鍾乳洞があり、鍾乳石や洞窟に生息する生物を観察することができます。	・鍾乳洞のうち、大きくて比較的危険性の低いところは、ガイドツアー等で利用されています。 ・鍾乳石にぶつかるなどして損傷させないように配慮が必要です。 ・コウモリ等洞窟に生息する生物に悪影響を与える可能性があるため、必要以上にライトで照らさないことが望ましいです。
16	伝統文化	伝統的な年中行事・祭事	集落域	・西表島の各集落では、伝統的な農耕文化と深く結びついた豊年祭（農作物の豊作に感謝する祭）や節祭（年の変わり目を祝う祭）といった伝統的な祭事が行われています。 ・これらの祭事には、地域の歴史や文化を背景とした特色が色濃く残り、そこで披露される芸能の多彩さにも民俗文化財として高い価値があるといわれています。	・一部の祭事は見学可能となっていますが、神前奉納の儀式である祭事の妨げとならないよう、祭事ごとの見学のルール等について確認し、祭事を妨げないように見学するような配慮が必要です。
17	伝統文化	フクギとサンゴの石垣	集落域	・八重山の伝統的な住居の形態である、サンゴを使って積まれた石垣や、フクギの防風林が見られます。	・新盛家住宅など、伝統的な形態を残した住居が観光に利用されています。 ・フクギやサンゴの石垣は一般民家にもみられますが、住民の生活の支障となるので、むやみに観察したり写真を撮ったりすることは避けるように配慮する必要があります。

②動植物の生息地及び生育地、地形・地質、自然景観（地域または海域を移動する自然体験ツアーの中で活用される自然観光資源）

※赤着色は特定自然観光資源に指定するフィールド

エリア	No.	資源の名称	遺産地域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
仲間川	1-1	仲間川	ほぼ全域が遺産区域	国立公園（特保・1特・2特・普通） 国指定鳥獣保護区（特別保護地区）（一部） 森林生態系保護地域（保存地区・保全利用地区）（一部） 天然保護区域（一部） 重要湿地	・西表島の南東部に位置する西表島で 2 番目に長い河川です。 ・河口から中流部にかけて日本最大のマングローブ林が広がっており、日本でみられるマングローブの主要な樹種が生育しています。 ・国や沖縄県の RDB に記載されている甲殻類や底生動物も多数生息しています。 ・上流には栈橋が整備されており、その奥では日本最大のサキシマスオウノキがみられます。 ・中流域にはヤエヤマヤシ群落がみられます。 ・左岸側の森林内を登っていく歩道が整備されており、マングローブ林を見渡せる大富展望所にアクセスできます。	・遊覧船が乗り入れているためアクセスが良く、雄大な西表島の自然を手軽に感じることができるため、団体ツアーの定番スポットになっています。 ・河川部はカヌーや SUP 等でも利用されています。 ・修学旅行による利用も行われています。 ・マングローブの倒木が課題となっていますが、原因が明らかになっていません。 ・河川の利用や周辺の森林のトレッキングについて、仲間川地区保全利用協定により利用事業者間の自主的なルールが定められています。	【H28】 動力船 198,800 人/年、カヤック 3,600 人/年（※1）
仲間川	1-2	大富の亜熱帯林	遺産区域及び緩衝地帯	国立公園（1 特・2 特） 国指定鳥獣保護区（特別保護地区）（一部） 森林生態系保護地域（保存地区・保全利用地区）（一部）	・大富の集落付近から横断道につながる大富歩道の周辺に位置する亜熱帯常緑広葉樹林です。 ・仲間川のマングローブ林を見渡せる大富展望所や遊歩道のある亜熱帯展示林が整備されています。	・散策やバードウォッチング等に利用されます。 ・盗採や違法トラップによる昆虫採集が問題になっています。	－（データなし）
北東部	2-1	前良川	遺産区域	国立公園（1 特・2 特） 森林生態系保護地域（保全利用地区） 天然記念物（一部） 重要湿地	・西表島の東側に位置する河川であり、下流部にはマングローブ林が成立しているほか、小さな滝がみられます。 ・サガリバナが生育しており、シーズンには川面に浮かぶサガリバナの花を見ることができます。 ・河口付近にある三離御嶽のサキシマスオウノキ群落は天然記念物に指定されています。	・主に滝までの区間でカヌーと短いトレッキングが行われています。滝つぼに入ることできます。 ・6 月下旬～7 月中旬ごろにかけて、サガリバナ観察ツアーが行われます。 ・近年利用者数が増加し、滝の周辺などが過剰利用状態にあります。 ・駐車スペースやその利用方法、カヌーや SUP の係留方法等が課題となっています。 ・三離御嶽は、地域の神聖な場所であり豊年祭で利用されるため、地元の利用への配慮が必要です。	【H16】 1,030 人/年（※2） 【R1】 2,870 人/年 39 人/日（※3）

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
北東部	2-2	後良川	遺産区域	国立公園（特保・1特） 国指定鳥獣保護区（特別保護地区）（一部） 森林生態系保護地域（保存地区・保全利用地区） 重要湿地	・西表島の東側に位置する河川であり、下流部にはマングローブ林が発達しています。 ・サガリバナが生育しており、シーズンには川面に浮かぶサガリバナを見ることができます。 ・国や沖縄県の RDB に記載されている甲殻類や底生動物が多数生息しています。	・マングローブ林の中をカヌーなどで利用するフィールドです。基本的に上陸してトレッキングすることは行われません。 ・6 月下旬～7 月中旬ごろにかけて、サガリバナ観察ツアーが行われます。 ・近年利用者数が増加しています。	【H16】 940 人/年(※2) 【H26】 1,110 人/年(※4)
北東部	2-3	古見岳	遺産区域	国立公園（特保・1特） 国指定鳥獣保護区（特別保護地区）（一部） 森林生態系保護地域（保存地区・保全利用地区）	・古見岳は西表島の最高峰（標高 469.5m）であり、山頂からは天気良ければ西表島の山々の景色や新城島、石垣島などを見渡すことができます。 ・古見集落付近の県道から山頂を経由しユツン三段の滝に至る道があります。 ・スダジイ、アカメイヌビワ等からなる原生的な常緑広葉樹林が分布しています。 ・山頂部付近は雲霧帯に位置し、着生植物等環境の変化に敏感な植物相も発達しています。 ・国内希少野生動植物種であるイリオモテヤマネコ、カンムリワシ、アカヒゲ等のほか、リュウキュウチクを食草とするアサヒナキマダラセセリ等の希少な昆虫類が生息しています。	・ユツン側から相良側まで道が通じていますが、近年では利用者の多くはユツン側から山頂まで往復します。 ・地元中学校の遠足でも利用されています。 ・希少昆虫類や希少植物の密猟や盗採が問題となっています。 ・遭難の危険があり、ルートを外れないように特に注意する必要があります。 ・今後、世界自然遺産への登録を契機として、西表島の豊かな自然を体験したいと考える観光旅行者が増えることにより、貴重な自然環境資源を有する古見岳の利用者数の増加が予想されます。	【R1】 18 人/日（ユツン側）(※3)
北東部	2-4	ユツン川（ユチン川）	遺産区域	国立公園（特保・1特・2特） 国指定鳥獣保護区（特別保護地区）（一部） 森林生態系保護地域（保存地区・保全利用地区）（一部） 重要湿地	・ユツン三段の滝やマヤロックの滝など、変化に富んだ地形がみられます。 ・下流部にはマングローブ林が発達しています。 ・溪流帯には狭葉現象の見られるリュウキュウツワブキをはじめ、希少な昆虫類やラン類が生息・生育しています。 ・ユツン三段の滝の上から古見岳へと道が繋がっています。	・主にトレッキングや沢登り、キャニオニング等で利用されています。 ・下流部ではモダマ池など川幅の広い箇所泳ぐことができます。 ・河口域は海からカヌーでアプローチすることができます。 ・近年利用者数が増加しています。 ・希少昆虫類や希少植物の密猟や盗採が問題となっています。	【H16】 750 人/年(※2) 【H26】 1,210 人/年(※4) 【R1】 6,450 人/年 70 人/日(※3)
北東部	2-5	ユツンの洞窟	緩衝地帯	国立公園（2 特）	・ユツン川の近くに位置する鍾乳洞です。 ・様々な鍾乳石が見られます。 ・コウモリ等の生物が生息しています。	・洞窟内を歩くことができ、ケイビングで利用されています。 ・洞窟内に生息するコウモリが減少している懸念があります。	【H30】 3,360 人/年（クーラの洞窟と合わせた値）(※5)

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
北東部	2-6	大見謝川	遺産区域	国立公園(1 特) 国指定鳥獣保護区 (特別保護地区) (一部) 森林生態系保護地 域(保存地区・保全 利用地区)	・河口付近まで溪流帯となっており、ダイナミックな景観が特徴的です。 ・溪流帯には狭葉現象の見られるリュウキュウツワブキや、ツバサハゼ等の希少な魚類が生息・生育しています。 ・河口部には大見謝ロードパークがあり、展望台やマングローブ観察の木道が整備されています。	・主にキャニオニングで利用されています。 ・近年利用者数が大幅に増加しています。 ・特に夏季には渓流域が頻繁に利用されるため、そこに生息する魚類への影響が懸念されます。 ・過去には骨折などの怪我や死亡事故も発生しており、安全管理上の課題があります。 ・大見謝ロードパークにはトイレが整備されていないため、野外排泄がみられることがあります。 ・駐車スペースに停めきれない車の路上駐車がみられます。	【H16】 300 人/年(※2) 【H29】 5,300 人/年 (※5) 【R1】 9,210 人/年 159 人/日 (※3)
北東部	2-7	ゲータ川	緩衝地帯	国立公園(2 特)	・川沿いには亜熱帯の照葉樹林が発達しています。 ・三段になった滝をみることができます。	・主にトレッキングで利用されています。 ・近年利用者数が大幅に増加しています。 ・私有地であるにもかかわらず勝手に道が切り開かれるなどの課題が生じています。	【R2】 4,080 人/年 (※3)
北東部	2-8	クーラの洞窟	緩衝地帯	国立公園(2 特)	・クーラ川の近くに位置する鍾乳洞であり、大小 3 つの洞窟が連なっています。 ・様々な鍾乳石が見られます。	・洞窟内を歩くことができ、ケイビングで利用されています。 ・近年利用者数が大幅に増加しており、洞窟内で渋滞が発生することがあります。 ・駐車場がなく路上駐車が行われており交通の妨げになることがあります。	【H30】 3,360 人/年(ユ ツンの洞窟と合 わせた値)(※5)
北東部	2-9	クーラ川	緩衝地帯及び 周辺管理地域	国立公園(2 特・普 通)	・下流部の川沿いにはマングローブ林、その周辺には亜熱帯の照葉樹林が発達しています。 ・クーラの滝をみることができます。	・短時間で森や滝を楽しめるフィールドです。滝つぼに入ることもできます。 ・トレッキングのみの陸上のルートと、カヌーや SUP を用いる川のルートが利用されています。 ・近年利用者数が大幅に増加して過剰利用が起きています。滝を独占する業者や、1 日に大量の客を何度もつれていく業者も見られます。 ・カヌー、SUP が放置されており保管方法が課題となっています。 ・駐車スペースが少なく、カーブにもかかわらず路上駐車されることがあるため、危険があります。	【H16】 50 人/年(※2) 【H26】 2,200 人/年 (※4) 【R2】 2,640 人/年(徒 歩ルートのみ) (※3)
北東部	2-10	ナダラ川	遺産区域及び 緩衝地帯	国立公園(1 特・2 特) 森林生態系保護地 域(保全利用地区)	・下流部にはマングローブ林が発達しています。 ・滝を見ることができます。	・主にトレッキングで利用されています。 ・現時点では利用者はそれほど多くなく、目立った課題も生じていません。	ー(データなし)

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
ヒナイ	3-1	西田川	遺産区域	国立公園(1 特) 森林生態系保護地 域(保全利用地区) 重要湿地	・船浦湾からつながってマングローブ林が発達しています。また、イタジイ、オキナワウラジロガシをはじめとする亜熱帯性の植物が多くみられます。 ・幅 20m にもおよぶサンガラの滝がみられます。 ・国や沖縄県の RDB に記載されている甲殻類や底生動物が多数生息しています。	・河川部はカヌーや SUP で利用されています。 ・サンガラの滝までのトレッキングが行われています。サンガラの滝では滝つぼに入ったり、滝の裏に回ったりすることもできます。 ・カヌー組合の自主ルールが設定されていますが、カヌー組合に加入していない事業者の利用も見られるため、自主ルールが効果的に運用できていません。	【H16】 1,990 人/年 (※2) 【H28】 2,000 人/年 (※1) 【R1】 10,250 人/年 132 人/日(※3)
ヒナイ	3-2	ヒナイ川	遺産区域	国立公園(1 特) 国指定鳥獣保護区 (特別保護地区) (一部) 森林生態系保護地 域(保全利用地区) (一部) 重要湿地	・マングローブや干潟、亜熱帯照葉樹林、河川、滝といった西表島の自然を手軽に楽しめる典型的なフィールドです。 ・沖縄県最大の落差を誇るピナイサーラの滝がみられます。滝の上からは眺望が開けています。 ・船浦湾からつながってマングローブ林が発達しています。また、イタジイ、オキナワウラジロガシをはじめとする亜熱帯性の植物が多くみられます。 ・国や沖縄県の RDB に記載されている甲殻類や底生動物が多数生息しています。 ・マーレ川に駐車場とカヌー置き場が整備されており、主な発着点になっています。カヌー等でマーレ川・ヒナイ川を経由して滝つぼに至るルートと、山側をトレッキングして滝上に至るルートがあります。滝上と滝下もトレッキングルートでつながっています。海中道路などからカヌー等でアクセスすることも可能です。	・カヌーやトレッキング等による自然体験ツアーで最も多く利用されています。 ・マーレ川駐車場を起点に半日で滝つぼを訪れる利用が最も多く、1 日かけて滝つぼと滝上を訪れる利用も見られます。 ・ピナイサーラの滝では滝つぼに入ることもできます。 ・近年利用者数が増加しています。GW や夏季は過剰利用状態にあり、滝つぼの混雑、歩道の踏圧などがみられます。 ・林内のカヌー置き場には大量のカヌーが置かれています。 ・水辺にはゴミが多く散乱しています。 ・フィールド近辺にトイレがなく、野外排泄による臭いや紙の放置などが課題となっていたため、携帯トイレの利用推進の取組が行われています。 ・カヌー組合の自主ルールが設定されていますが、利用の総量規制やカヌー以外の利用者を含めたルール作りが課題となっています。	【H16】 8,550 人/年(※2) 【H28】 21,600 人/年 (※1) 【R1】 35,640 人/年 327 人/日 (滝下のみ)(※3)

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
ヒナイ	3-3	船 浦 湾 （海 中 道 路以南）	—	重要湿地	・ヒナイ川、西田川、ヤシ川等が注ぐ湾であり、湾を東西に横断する海中道路より南側の部分です。 ・マングローブや干潟の自然を楽しめます。 ・天然記念物のニッパヤシ群落がみられます。 ・国や沖縄県の RDB に記載されている甲殻類や底生動物が多数生息しています。 ・海中道路の東端付近南側には、駐車スペースとカヌー置き場が整備されています。 ・湾内からは、ピナイサーラの滝を眺めることができます。	・海中道路のカヌー置き場からカヌー・カヤックでヒナイ川や西田川にアクセスする際に通過利用されます。 ・マングローブや干潟の生き物の観察が行われます。	—（データなし）
浦内川	4-1	浦内川本流	遺産区域及び緩衝地帯	国立公園（1 特・2 特） 国指定鳥獣保護区（特別保護地区）（一部） 森林生態系保護地域（保存地区・保全利用地区）（一部） 重要湿地	・沖縄県内で最長の河川であり、河口から中流域の河岸には広大なマングローブがみられます。また、亜熱帯性の天然生常緑広葉樹林が発達しています。 ・魚類の多様性が高く、400 種以上が確認されています。 ・国や沖縄県の RDB に記載されている甲殻類やハゼ類、底生動物が多数生息しています。 ・中流域には溪流帯が発達しています。 ・浦内橋付近と 8km 上流の軍艦岩に船着き場が整備されています。その先の歩道はカンピレーの滝などに続いています。	・浦内橋から軍艦岩までは動力船で遊覧することができます。その先のルートはトレッキング等で利用されています。 ・カヌーや SUP による利用も行われており、河口域も利用されています。 ・修学旅行による利用もみられます。 ・カヌーに適した上げ下ろし場がなく、浦内橋下や周辺、河口部にカヌーが放置されていることがあります。 ・渓流域の利用もみられますが、自然環境への影響が懸念されることなどから、自然観光資源の範囲とはしていません。	【H16】 63,000 人/年、河口部 7,514 人/年（※2） 【H28】 動力船 26,000 人/年、カヤック等 4,400 人/年 河口部 10,400 人/年（※1） 【R1】 24,940 人/年 267 人/日（※3）
浦内川	4-2	浦内川支流（ウタラ、シンマタ、カーシク、メバラ）	遺産区域及び緩衝地帯	国立公園（1 特・2 特） 森林生態系保護地域（保全利用地区）（一部） 重要湿地	・浦内川の支流であり、マングローブやサガリバナを観察できます。	・主にカヌーによる利用が行われています。 ・6 月下旬～7 月中旬ごろにかけて、サガリバナ観察ツアーが行われます。 ・現時点では目立った課題は生じていません。	【H16】 1,570 人/年（ウタラ支流）（※2） 【H26】 1,400 人/年（ウタラ支流）（※4）
浦内川	4-3	浦内川上流域（稲葉川）	遺産区域	国立公園（1 特） 国指定鳥獣保護区（保護区）（一部） 森林生態系保護地域（保全利用地区） 重要湿地	・軍艦岩から横断道の入口までの区間に位置し、亜熱帯性の天然生常緑広葉樹林が発達しています。 ・溪流の景観や、マリユドゥの滝、カンピレーの滝を見ることができます。 ・歩道やトイレ、休憩所が整備されています。	・主にトレッキングで利用されています。 ・現時点では目立った課題は生じていません。	【R1】 186 人/日（軍艦岩トイレ先）（※3）

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
浦内川	4-4	浦内川源 流域（稲 葉院）	遺産区 域	国立公園（特保・1 特） 国指定鳥獣保護区 （特別保護地区・保 護区）（一部） 森林生態系保護地 域（保存地区・保全 利用地区） 重要湿地	・浦内川の源流部を含む一帯の樹林であり、原生 的な天然林や溪流の景観がみられます。 ・スダジイ林が優占し、低地の谷筋にはオキナワウ ラジロガシ林が生育するなど、亜熱帯降雨林帯の 代表的な植生がみられます。 ・雲霧帯が発達し、国や沖縄県のRDBに記載され ている希少な動植物が生息・生育しています。 ・西部の浦内川の上流にあるカンピレーの滝から 東部の大富歩道につながる道（横断道）がありま す。イタジキ川合出でマヤグスクの滝に向かう道に 分岐しています。	・大富～浦内間の横断利用のほか、浦内側からマヤ グスクの滝を訪れて浦内側に戻る利用も見られま す。 ・一般客のみで入る人、入山届（入林届けとは異な る）を出さずに入る人、キャンプを行う人がいるため、 入山者の管理が課題となっています。 ・遭難の危険があり、携帯電話も圏外のため、ルート を外れないように特に注意する必要があります。 ・動植物の密猟、盗採が課題となっています。 ・特にマヤグスクの滝への利用者数が近年大幅に増 加しています。また、今後、世界自然遺産への登録 を契機として、西表島の豊かな自然を体験したいと 考える観光旅行者が増えることにより、貴重な自然環 境資源を有する浦内川源流域の利用者数の増加が 予想されます。	【H30】 130 人/年（※5） 【R1】 1,890 人/年 35 人/日 （カンピレー口） （※3）
浦内川	4-5	テドウ山	遺産区 域	国立公園（1 特） 国指定鳥獣保護区 （特別保護地区・保 護区）（一部） 森林生態系保護地 域（保存地区・保全 利用地区）（一部）	・西表島で古見岳に次ぐ高さの山であり、山間部 には亜熱帯降雨林帯の代表的な植生が良好な状 態で残存しており、山地上部には風衝地に成立 するリュウキュウチク林がみられます。 ・雲霧帯が発達し、国や沖縄県のRDBに記載され ている希少な動植物が生息・生育しています。 ・ヒナイ川の滝上ルートから分岐し、テドウ山を通 って浦内川の上流歩道までつながる道があります。	・遭難の危険があり、ルートを外れないように 特 に注意する必要があります。 ・動植物の密猟、盗採が課題となっています。 ・今後、世界自然遺産への登録を契機として、西表 島の豊かな自然を体験したいと考える観光旅行者が 増えることにより、貴重な自然環境資源を有するテド ウ山の利用者数の増加が予想されます。 ・地元中学校の遠足でも利用されています。	【R2】 809 人/年 （※3）
南西部	5-1	仲良川	大部 分が遺産 区域	国立公園（1 特） 森林生態系保護地 域（保全利用地区） 重要湿地	・西表島の南西部に位置する、西表島で 3 番目に 長い河川です。 ・ナーラの滝が見られます。 ・下流部にはマングローブ林が発達しています。 ・中流部はかつて水田として利用されており、周辺 の森林では伐採が行われていたため、伯耆水田 植生や二次林が見られます。また、サガリバナを 見ることができます。	・陸伝いのアクセス経路がなく、主に白浜港を起点と して動力船やカヤックにより利用されています。 ・仲良川の途中の栈橋からナーラの滝まではトレッキ ングで利用されています。ナーラの滝では、滝つぼ に入ることもできます。 ・近年利用者数が大幅に増加しています。 ・動力船とカヌーのすれ違いなどが危険な時があり、 航行上の注意が必要です。 ・携帯電話が圏外のため、ルートを外れないように特 に注意する必要があります。	【R1】 1,010 人/年 （※2） 【H29】 2,700 人/年（動 力船関連 1,000 弱含む）（※5） 【R1】 4,590 人/年 68 人/日（※3）

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
南西部	5-2	仲良 2 番 川（アダ ナデ川）	遺産区 域	国立公園（1 特） 森林生態系保護地 域（保全利用地区） 重要湿地	・仲良川の第二支流であり、溪流帯が発達しており、アダナデの滝がみられます。 ・マングローブ林がみられ、サガリバナが生育しています。	・陸伝いのアクセス経路がなく、主に白浜港を起点としてカヤックでアクセスします。 ・マングローブやサガリバナの観察、アダナデの滝までの沢登り、キャニオニングで利用されています。 ・近年利用者数が大幅に増加しています。	【H16】 150 人/年（※2） 【H26】 960 人/年（※4）
南西部	5-3	ミズウチ 川（水落 川）	遺産区 域	国立公園（1 特） 森林生態系保護地 域（保全利用地区） 重要湿地	・マングローブ林や、海面に落ちる水落の滝がみられます。 ・周辺の森林は自然度が高い状態が保たれています。	・陸伝いのアクセス経路がなく、船浮や白浜から動力船による遊覧やカヤックで利用されています。 ・近年利用者数が増加しています。	【H16】 2,920 人/年 （※2） 【H26】 5,970 人/年 （※4）
南西部	5-4	ヒドリ川	遺産区 域	国立公園（1 特） 森林生態系保護地 域（保全利用地区）	・クイラ川の支流です。 ・周辺の森林は自然度が高い状態が保たれています。	・陸伝いのアクセス経路がなく、船浮や白浜からカヤック等で利用されます。 ・利用者はそれほど多くなく、目立った課題もありません。	－（データなし）
南西部	5-5	クイラ川	遺産区 域	国立公園（1 特） 森林生態系保護地 域（保全利用地区） 重要湿地	・西表島の南西部に位置する、西表島で 4 番目に長い河川です。 ・周辺の森林は自然度が高い状態が保たれています。	・陸伝いのアクセス経路がなく、船浮や白浜からカヤック等で利用されます。 ・利用者はそれほど多くなく、目立った課題もありません。	－（データなし）
南西部	5-6	白浜の亜 熱帯林	周辺管 理地域	国立公園（3 特）	・西表トンネル手前の水田地帯から白浜に至る旧道（白浜旧道）の周辺に位置する亜熱帯常緑広葉樹林です。 ・春先にヤエヤマヒメボタルが集団で発光している様子がみられます。	・ホテル観察等に利用されています。 ・近年利用者数が大幅に増加しています。 ・駐車スペースが整備されておらず、農道への無秩序な駐車を避けるなど、地元住民への配慮が必要です。 ・懐中電灯の使い方や撮影時のライト、利用人数など、ホテル観察の際のルール設定と普及啓発が課題となっています。	【H30】 2,680 人/年 （※5） 【R1】 114 人/日 （※3）
南西部・海 域	5-7	イダの浜	緩衝地 帯	国立公園（2 特） 重要湿地	・船浮集落から徒歩でアクセスできる砂浜です。 ・海中ではサンゴ礁がみられます。	・沖合も含めて、ダイビング、シュノーケル、シーカヤック、釣り、海水浴等で利用されています。 ・海側から動力船やカヤックでアクセスして利用される場合もあります。 ・近年利用者数が増加しています。 ・遊泳エリアの周知不足や動力船が浅いサンゴ礁エリアを通過することにより、動力船と遊泳者が近接し危険が生じることがあります。	【H16】 2,970 人/年 （※4） 【H26】 5,400 人/年 （※4）

エリア	No.	資源の 名称	遺産地 域区分	法規制等	自然観光資源（利用フィールド）の特性	利用の概況及び課題等	利用者数
海域	6-1	西表島周 辺海域	—	国立公園（海域公 園・普通地域）（一 部） 重要湿地 生物多様性の観点 から重要度の高い 海域	・西表島の周辺海域は透明度が高く、発達したサンゴ礁が多くみられ、生物も豊富に生息しています。 ・最も利用されているフィールドはバラス島です。そのほかの主な利用ポイントとして、ヨナラ水道、インダビン・鳩離島周辺、船浦湾（海中道路以北）、ヒナイビーチ前、鳩間島周辺、中野（沖リーフ含む）、トカキン、干立・浦内、祖納・白浜、舟浮・外離島・内離島、網取、崎山、パイミ崎～鹿川、仲ノ神島周辺が挙げられます。	・ダイビング、シュノーケル、カヌー・カヤック、SUP、釣り等で利用されています。 ・バラス島周辺において、アンカーによるサンゴの破壊、船の停泊場所の問題、船のひき波、鳩間島の利用ルール周知不足による住民・漁業者とのトラブルなどの課題があります。 ・海域全体で竹富町ダイビング組合の自主ルール、バラス島周辺では加えてシュノーケル評議会の自主ルールが運用されています。 ・バラス島周辺において、他島のダイビング・シュノーケル事業者による利用も増えているため、適切な情報共有を行っていく必要があります。	【H16】 2,380 人/年（バ ラス島） （※2） 【H26】 4,540 人/年（バ ラス島） （※4）

※1：沖縄県（H28）「奄美・琉球世界自然遺産候補地における地域別行動計画及び拠点整備構想の策定業務報告書」における、カウント調査データに基づく推定値や事業者申告値

※2：財団法人自然環境研究センター（H17）「平成 16 年度 自然再生事業（石西礁湖地区）にかかる社会学的調査報告書」における、ガイド事業者へのアンケート等により把握した値

※3：環境省が設置する利用者カウンターによる計測値。日利用者は期間中最も多い数を示す。基本的にコロナ禍の影響が少ない R1 年度のデータを使用した。R1 年度のデータが十分でないゲータ川、クーラ川、テドウ山は R2 年度のデータを使用。前良川は 4 月 1 日～6 月 23 日、大見謝川は 4 月 1 日～4 月 24 日、西田川は 4 月 1 日～5 月 22 日、浦内川は 4 月 1 日～24 日、浦内川源流域は 4 月 1 日～5 月 22 日および 2 月 26 日、仲良川は 4 月 1 日～5 月 26 日が欠測や地域行事のため集計から除外し年間利用者は日数の割合で 365 日分に割り戻して算出。古見岳は 4 月 1 日～12 月 11 日および 2 月 14 日、白浜の亜熱帯林は 11 月 26 日～3 月 12 日が欠測や地域行事のため集計から除外し、年間利用者数は算出せず。

※4：環境省那覇自然環境事務所・株式会社ブレイク研究所（H27）「平成 26 年度西表石垣国立公園西表島地域における公園利用実態等把握調査検討業務報告書」における、ガイド事業者へのアンケート等により把握した値

※5：竹富町観光協会・特定非営利活動法人西表島エコツーリズム協会（H29・H30）「西表島・自然体験型ツアーによるフィールド利用に関するルールづくり検討事業報告書」における、ガイド事業者へのアンケート等により把握した値

③その他の観光資源

No.	資源の名称	所在地	その他の観光資源の特性や利用の概況等
1	西表野生生物保護センター	西表島古見集落付近	イリオモテヤマネコに関する情報をはじめとする、西表島の自然環境や文化等のガイドンス施設。野生動物の保護施設などを併設する。
2	西表島エコツーリズムセンター	西表島浦内集落付近	展示施設ではなく、自然や生活文化を通して、人と自然の共生を考えるために、エコツーリズムの普及・啓発・人材育成や地域活動を行うための情報発信拠点として開設された。
3	由布島(植物園)	西表島美原集落付近	美原集落の沖合に位置する島であり、西表島側から水牛者で海の浅瀬を渡ってアクセスする。島全体が植物園として整備されている。周遊型観光のバスツアーではほとんどの場合立ち寄られるほか、自然体験型観光のガイドツアーとセットで利用される場合もある。
4	新盛家住宅	西表島祖納集落	祖納集落にある木造茅葺き古民家であり、沖縄県の文化財に指定されている。住宅の中も含めて、見学は自由に行うことができる。
5	ウタラ炭鉱跡	西表島 ウタラ川付近	浦内川の支流であるウタラ川の近くに位置する炭鉱跡であり、近代産業遺産に認定されています。浦内橋付近からやや広い歩道が通っており、炭鉱跡付近にはデッキ等が整備され、史跡探勝に利用されています。

3. エコツーリズムの実施の方法

1) ルール

(1) ルールによって保護する対象

西表島における観光を持続可能なものとするためには、自然環境や歴史・文化的環境等の資源を守るとともに、利用者の安全や地域住民の生活環境を守ることが重要です。そのため、西表島エコツーリズム推進全体構想では、推進地域の自然観光資源において、利用によってフィールドを構成する自然環境が損なわれたり、歴史・文化的環境や生活環境に悪影響を及ぼしたりすることがないように適切な利用方法を定め、管理・監視を継続的に実施していきます。

ルールによって保護、担保する対象として、以下の項目を設定します。

＜ルールによって保護、担保する対象＞

- ・動植物や自然環境
- ・文化的環境
- ・地域住民の生活環境
- ・利用者の安全性
- ・ツアーの質
- ・その他

(2) ルール設定の考え方・適用する区域

利用ルールは、自然環境や社会環境の特性に応じたゾーニングを踏まえて、以下のように設定を行います。なお、これらのルールに加えて、関係法令等により規制されている事項については、当然遵守する必要があります。

①自然体験ゾーン

「自然体験ゾーン」には「2. 対象となる自然観光資源」のうち、世界自然遺産の内外に関わらず「地域または海域を移動する自然体験ツアーの中で活用される自然観光資源」に含まれる主要な利用ルートが該当します。

「自然体験ゾーン」では一定のルールを設定し、その遵守を前提とした自然観光利用を推進します。自然体験ツアーを行うガイド事業者に対しては、自然体験ゾーンにおける陸域・海域それぞれに共通のルール（事業者向け共通ルール（海域）及び事業者向け共通ルール（陸域））と、よりきめ細やかな対応を行うためエリアまたはフィールド毎の利用ルール（事業者向け個別ルール）を定めます。事業者向け個別ルールでは、総量規制ではないものの無秩序な利用者数の増加を抑制するため、観光ガイド等の事業者を対象として案内客数制限などを設定します。

一般利用者に対しては、西表島全体で遵守すべきルール（一般利用者向けの共通ルール）も別途設定します。一般利用者向けのルールは、読みやすさや分かりやすさを重視して、重要な内容に絞り、平易な言葉で端的に記載しました。

これらのルール設定に加えて、特に利用による影響が懸念され、保護のための措置を講ずる必要がある自然観光資源については、エコツーリズム推進法に定める特定自然観光資源として指定し、上記のルールに加えて事前の申請・承認手続きを伴う総量規制のための立入制限やガイド同伴義務付け等の仕組みを設けることとします。特定自然観光資源における立入制限の概要については、別途「４．自然観光資源の保護及び育成」に示します。

②一般利用ゾーン

「一般利用ゾーン」には、世界自然遺産外であって、「自然体験ゾーン」を除く区域が該当します。

「一般利用ゾーン」では、自然体験ゾーンと同様に一般利用者向けの共通ルールを設けるとともに、島内での一般的なマナーや各観光施設の定めるルール等を遵守して利用するよう、普及啓発等の取組を行います。

③保護ゾーン

「保護ゾーン」には、世界自然遺産内であって、「自然体験ゾーン」を除く区域が該当します。

「保護ゾーン」では、原則として観光利用を行わないこととします。

（注）西表島の８５％は国有林野で占められていますが、いずれのゾーンであっても、観光以外の目的で国有林野を利用しようとする場合又は観光目的であってもレクリエーションの森（自然休養林）や登山道等以外の区域を利用しようとする場合には、事前に森林管理署へ入林届を提出することとなっています（登山道や遊歩道だけを観光目的で利用する場合、入林届は不要）。

また、国有林野のほとんどは保護林となっており、これを適切に保護・管理する必要があることから、保護林（保存地区）では管理主体が明らかとなっている登山道等以外の区域を観光目的で利用することはできません。保護林（保全利用地区）においても、一定の見識を有する者（竹富町観光案内人等）の同行が必要になります。

なお、保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする区域、保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすこととする区域です。

表 ゾーニングに応じたルール設定の考え方

ゾーニング	利用の考え方	ルールを適用する区域	ルール設定の概要	備考
自然体験ゾーン	一定のルールの下で観光利用を行う	世界自然遺産内外に関わらず「地域または海域を移動する自然体験ツアーの中で活用される自然観光資源」に含まれる主要な利用ルート	○事業者向け共通ルール（陸域・海域） （動植物や自然への影響の抑制、迷惑行為の防止、ごみやトイレの処理、安全管理 等） ○エリア毎、フィールド毎の事業者向け個別ルール （フィールドの利用範囲、ガイド・事業者ごとの1日あたりの案内客数等の制限 等） ○一般利用者向けの共通ルール	＜担保措置＞ ・ガイド事業者については竹富町観光案内人条例の中で全体構想のルール遵守を規定※ ¹ ・動力船については、国立公園の管理運営計画や運輸施設の認可、沖縄県の保全利用協定 等
	+ 立入制限	「特定自然観光資源」	○事業者向け共通ルール（陸域・海域） （動植物や自然への影響の抑制、迷惑行為の防止、ごみやトイレの処理、安全管理 等） ○エリア毎、フィールド毎の事業者向け個別ルール （フィールドの利用範囲、ガイド・事業者当たりの1日当たりの案内客数等の制限 等） ○一般利用者向けの共通ルール ○総量規制のための立入制限の仕組み （立入制限を行う場合の期間、フィールド毎の上限人数、申請・承認の手続き、承認条件（ガイドの同行等） 等）	＜担保措置＞ ・上記の担保措置に加えて、立入制限については全体構想に <u>特定自然観光資源</u> として位置付けることで、エコツーリズム推進法により法的拘束力を担保
一般利用ゾーン	観光利用が可能	世界自然遺産外で「自然体験ゾーン」以外の場所（例：由布島、星砂の浜）	○一般利用者向けの共通ルールを設けるとともに、島内での一般的なマナーや各観光施設の定めるルール等を遵守して利用するよう、普及啓発等の取組を行う ○他人の所有地や農林地への無断立入をしないように注意し、立入る場合には管理者への事前の手続きや協議を行う	－
保護ゾーン	原則として観光利用しない	世界自然遺産内で「自然体験ゾーン」以外の場所	○原則、観光利用を行わないこととする。 （地域住民の祭事・狩猟・学校利用及び学術研究利用は可）	－

（注）いずれのゾーンであっても、観光以外の目的で国有林野を利用しようとする場合又は観光目的であってもレクリエーションの森（自然休養林）や登山道等以外の区域を利用しようとする場合には、事前に森林管理署へ入林届の提出が必要（登山道や遊歩道だけを観光目的で利用する場合、入林届は不要）。また、保護林（保存地区）では管理主体が明らかとなっている登山道等以外の区域を観光目的で利用することはできない。保護林（保全利用地区）においても、一定の見識を有する者（竹富町観光案内人等）の同行が必要。

※1：竹富町観光案内人条例による実効性の担保措置については、後述の「（2）ルールの運用に当たっての実効性確保の方法」を参照

凡例

エコツーリズムを推進する地域

自然体験ゾーン

特定自然観光資源

自然観光資源(陸域)のルール適用区域

自然観光資源(海域)のルール適用区域

一般利用ゾーン

一般利用ゾーン

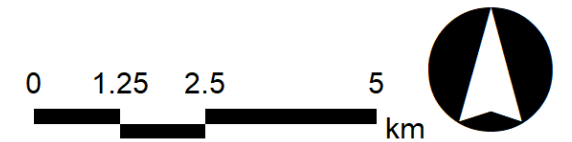
保護ゾーン

保護ゾーン

森林生態系保護地域

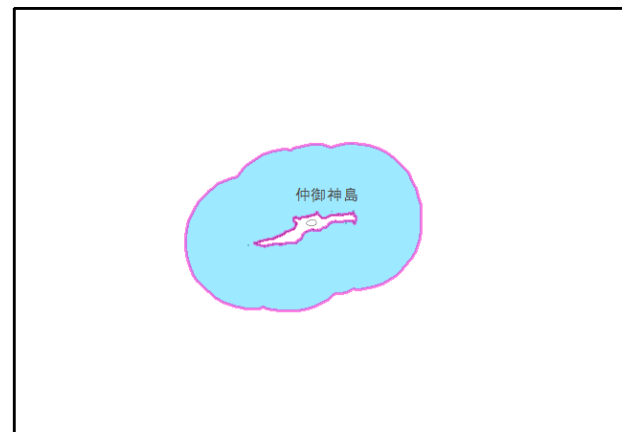
森林生態系保護地域(保存地区)

森林生態系保護地域(保全利用地区)



ゾーニング及び利用フィールド(ルールを適用する区域)の位置図

※各フィールドの詳細な指定範囲は別図1～5を参照



※鳩間島及び仲御神島の陸地は推進地域の範囲外



凡例

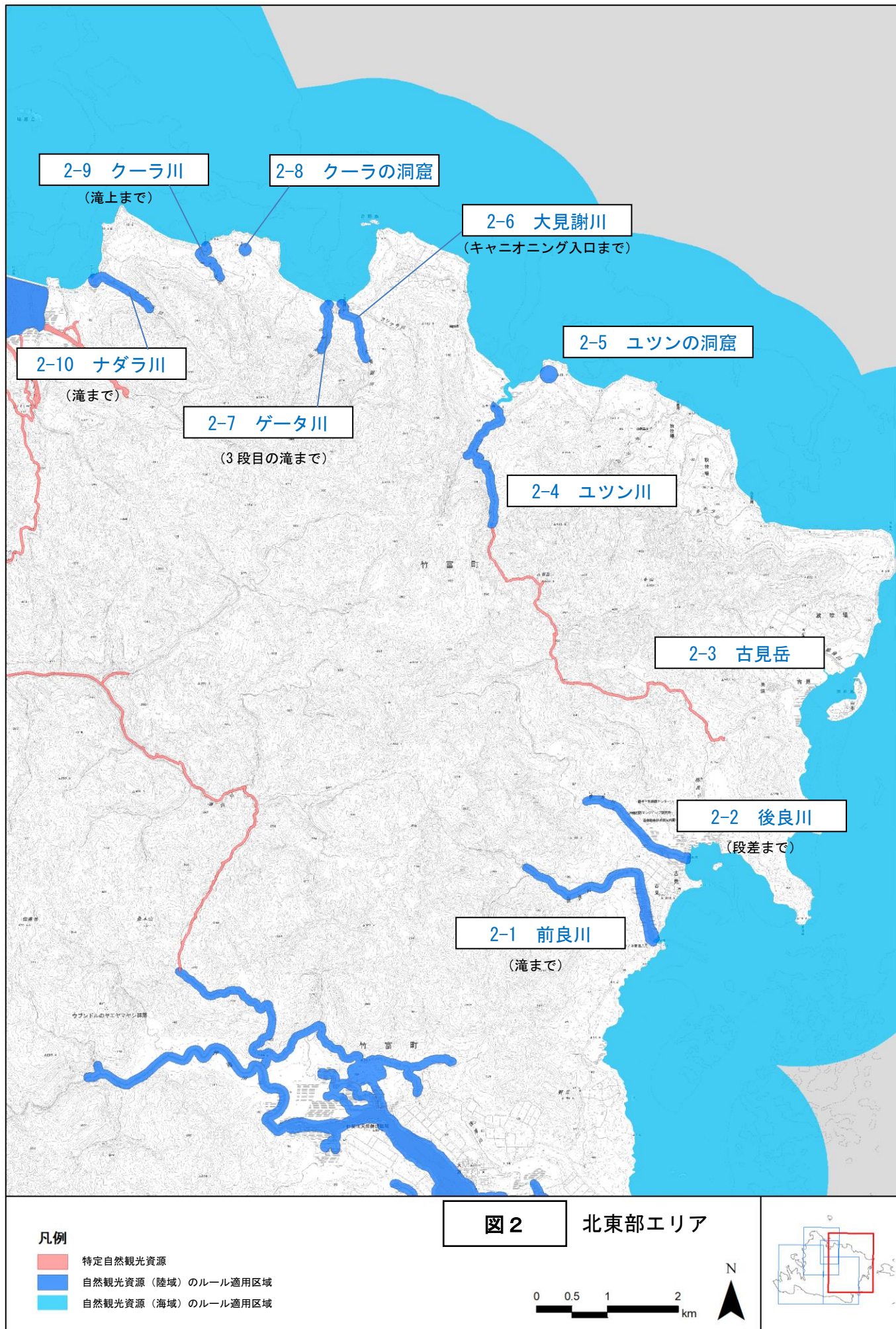
- 特定自然観光資源
- 自然観光資源（陸域）のルール適用区域
- 自然観光資源（海域）のルール適用区域

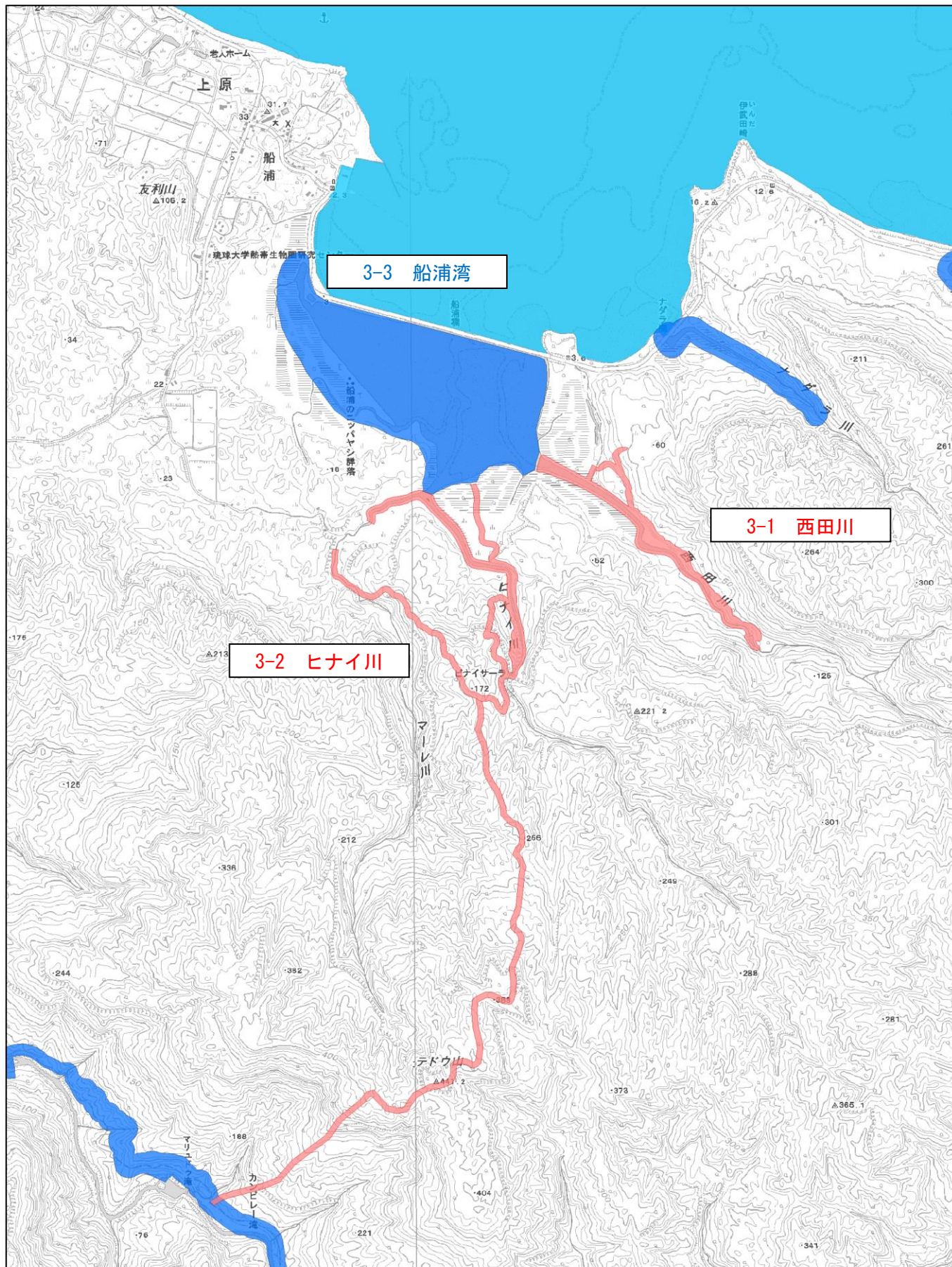
図 1

仲間川エリア

0 0.5 1 2 km







凡例

- 特定自然観光資源
- 自然観光資源（陸域）のルール適用区域
- 自然観光資源（海域）のルール適用区域

図3

ヒナイエリア

0 0.25 0.5 1 km







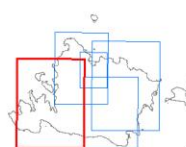
凡例

- 特定自然観光資源
- 自然観光資源（陸域）のルール適用区域
- 自然観光資源（海域）のルール適用区域

図5

南西部エリア

0 0.5 1 2 km



(3) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

①竹富町観光案内人条例に基づくガイド事業者へのルール遵守の徹底

本構想と連動して運用される「竹富町観光案内人条例」により、本構想で定めた陸域や河川域等を主体とする5つのエリアに関しては、利用ルールの遵守については他の関係法令等の遵守と同様に観光案内人及び観光旅行者等の責務として位置づけられています（同条例施行規則第13条）。

特に観光案内人に対しては、ルールの遵守を怠り竹富町による指導にも従わず改善がなされない場合には、行政処分として観光案内人の免許の取消しや事業者名の公表等が行われます（同条例第22条及び23条）。したがって、当該5エリアでは、観光案内人条例の遵守規定の対象となる『利用ルール』と、そこまで厳密な運用を想定しない『マナー・配慮事項』とに分けて利用方法を設定しました。

一方、海域エリアに関しては、同条例の対象外でもあることから、条例によりルール遵守が担保される仕組みはありませんが、竹富町において海域を対象としたガイド認定等の制度化について検討が行われています。そのため、海域を対象とした新たな制度導入が行われるまでの期間は、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会に参加している、竹富町ダイビング組合、西表島シュノーケル評議会、海域エリアWG、八重山漁業協同組合等の海域利用に関わる関係団体を通じて会員等への周知・連絡・要請・指導等を行うことにより、ルール遵守を図っていきます。

②ツアー参加者への説明

ツアー参加者が事前にルールを理解できるよう、推進協議会やガイド事業者がツアー参加者に対してウェブサイトなどでルールや配慮事項についての情報を提供します。

また、ツアー実施時にガイド事業者が参加者に対してルールや配慮事項、その設定理由などを説明することで、参加者の理解を深め、より協力を得られるようにします。

③チェックリストの作成

ガイド事業者が各自でルールの順守等についてチェックできるよう、推進協議会がチェックリストを作成します。

④定期的なチェックの実施

ガイド事業者は、自らが実施するツアーがルールに適合しているかを定期的にチェックし、必要に応じてツアー内容を改善します。

⑤推進協議会によるアドバイス

推進協議会は、ガイド事業者が実施するツアーがルールに適合しているかを定期的にチェックし、必要に応じて改善指導します。

また、ガイド事業者が、自らが実施するツアーがルールに適合するかどうか判断しかねる場合には、協議会が相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

⑥ルールの定期的な見直し

本構想において設定した利用ルールは将来にわたって固定化するものではなく、特定事業者（エコツーリズム推進法第2条第3項の定義による）や観光案内人（竹富町観光案内人条例第2条第1項第4号の定義による）、地域住民等からの要請、各フィールドの利用状況や自然環境の状況等を考慮して、追加・修正・削除等を行う必要が生じた場合には、推進協議会による協議の上、全体構想の見直しに合わせて更新を行うことを想定しています。

（４）ルール内容及び設定理由

「（２）ルール設定の考え方・適用する区域」に示した通り、①事業者向け共通ルール（海域・陸域）、②一般利用者向けの共通ルール、③事業者向け共通ルール、を設定し、ゾーニングに応じて運用します。

これらのルールの種類と設定理由は以下の表に整理した通りです。それぞれのルールの内容は、それ以降に示します。

なお、特に②一般利用者向けの共通ルールについては、本全体構想ではその内容について端的に記していますが、実際に一般利用者に周知を行う際には、パンフレット等の各種媒体を用いて、わかりやすく整理して一般利用者の納得や理解が得られやすいような形で伝えることを想定しています。

＜ルールの種類と設定理由＞

ルールの種類	区分	ルールの設定理由
①事業者向け共通ルール (a) 陸域及び河川域主体のエリア	動植物や自然への影響の抑制	西表島には原生的な自然環境や多くの固有種や希少種を含む豊かな動植物がみられます。これらの動植物や自然環境は、人間による採取や損傷、外来種の持ち込み等により大きな影響を受ける可能性があることから、それらの影響を抑制するためのルールを設定します。
	迷惑行為の防止	西表島では、同じフィールドを複数の自然体験ツアーで同時に利用する状況もみられることから、利用者の安全性やツアーの質を確保するため、騒音や物品の放置等を始めとした迷惑行為を抑制するためのルールを設定します。
	ゴミやトイレの処理	西表島ではトイレやごみ箱の設置場所が限られており、自然体験ツアーの際には長時間それらを利用できない状況になることも想定されるため、動植物や自然環境の保全、ツアーの質の確保、地域住民の生活環境の保全の観点から、ゴミやトイレの処理に関するルールを設定します。
	安全管理	西表島の利用フィールドの中には十分な装備や注意をしなければ危険な箇所も存在し、山中では携帯電話が不通になる箇所もあります。けがや遭難等が発生した場合には地元住民にも救助対応等の負担が生じる場合があります。利用者の安全性や地域住民の生活環境を保全するため、安全管理に関するルールを設定します。
	その他	上記の区分に当てはまらない、あるいは複数の区分に当てはまるような内容で、動植物や自然環境、文化的環境、地域住民の生活環境、利用者の安全性、ツアーの質等を守るために必要なルールを設定します。
①事業者向け共通	自然環境保全	西表島周辺にはサンゴ礁の群落や豊かな動植物のみられるきれいな海が広がっています。これらの動植物や

ルールの種類	区分	ルールの設定理由
ルール (b) 海域エリア		自然環境は、人間による採取や損傷、ごみの放出等により影響を受ける可能性があることから、それらの影響を抑制するためのルールを設定します。
	船長、船の航行	西表島周辺の海域は、観光関連の船舶だけでなく地元の漁業者等も利用しているため、事故や他船舶とのトラブルを生じさせないように、秩序を守りながら利用を行う必要があります。利用者の安全や地域住民の生活環境を確保するため、船長や船の航行に関するルールを設定します。
	ポイントの利用方法	西表島周辺海域では、複数のツアーで同一または近接したポイントの利用が行われることもあります。利用者の安全やツアーの質を確保するためにポイントの利用方法やポイント付近での船の航行に関するルールを設定します。
	ポイント付近での船の航行	
	アンカーリング	西表島周辺の海底には広くサンゴ礁が分布しています。海域の利用の際に行うアンカーリングの方法によってはサンゴ礁を傷つけてしまう恐れがあるため、サンゴ礁をはじめとした動植物や自然環境を守るため、アンカーリングに関するルールを設定します。
	港湾の利用	西表島の港湾は、観光関連の船舶だけでなく地元の漁業者等も利用しているため、事故や他船舶とのトラブルを生じさせないように、秩序を守りながら利用を行う必要があります。利用者の安全や地域住民の生活環境を確保するため、船長や船の航行に関するルールを設定します。
	安全管理	海域の利用には危険も伴うことから、事故を防ぐため、機材や海況等の確認、ツアー実施者のスキル、利用の際の安全確保の方法、連絡体制、ツアーの参加人数や航行速度など、安全管理のためのルール設定を行います。
	ルールの遵守	一般的に遵守すべき内容や手続き的な対応方法がわかるように明示しておきます。
②一般利用者向けの共通ルール	動植物や自然への影響の抑制	西表島には原生的な自然環境や多くの固有種や希少種を含む豊かな動植物がみられます。これらの動植物や自然環境は、人間による採取や損傷、外来種の持ち込み等により大きな影響を受ける可能性があることから、それらの影響を抑制するためのルールを設定します。
	迷惑行為の防止	西表島では、同じフィールドを複数の自然体験ツアーで同時に利用する状況もみられることから、利用者の

ルールの種類	区分	ルールの設定理由
		安全性やツアーの質を確保するため、騒音や物品の放置等を始めとした迷惑行為を抑制するためのルールを設定します。
	ゴミやトイレの処理	西表島ではトイレやごみ箱の設置場所が限られており、自然体験ツアーの際には長時間それらを利用できない状況になることも想定されるため、動植物や自然環境の保全、ツアーの質の確保、地域住民の生活環境の保全の観点から、ゴミやトイレの処理に関するルールを設定します。
	安全管理	西表島の利用フィールドの中には十分な装備や注意をしなければ危険な箇所も存在し、山中では携帯電話が不通になる箇所もあります。けがや遭難等が発生した場合には地元住民にも救助対応等の負担が生じる場合があります。利用者の安全性や地域住民の生活環境を保全するため、安全管理に関するルールを設定します。
	その他	上記の区分に当てはまらない、あるいは複数の区分に当てはまるような内容で、動植物や自然環境、文化的環境、地域住民の生活環境、利用者の安全性、ツアーの質等を守るために必要なルールを設定します。
③事業者向け個別ルール	自然観光資源の利用範囲	範囲やルートを決めずに無秩序な利用を行うと、西表島の動植物や自然環境に対する負荷を増大させることになります。また、よく利用されるルート以外では、事故や遭難の危険も増大する上、地域住民による狩猟のための罠も設置されています。よって、動植物や自然環境、地域住民の生活環境、利用者の安全性を守るため、自然観光資源の利用を決められた範囲内とするルールを設定します。
	1日当たりの案内客数等の制限	西表島の自然観光資源における観光利用は増加傾向にあり、これまでにあまり利用されていなかった場所で近年利用が増加した事例もあります。本構想により、特に保全する必要のある一部のフィールドでは、特定自然観光資源の指定による総量規制を行います。特定自然観光資源への立ち入りを制限された利用者が他のフィールドに流れることも想定されます。そのような状況の中で、特定自然観光資源以外のフィールドも含めて無秩序な利用者数の増加を抑制し動植物や自然環境を保全するため、総量規制ではないものの、事業者当たり、ガイド当たりの1日あたりの案内客数等の制限を設けます。
	その他の行為規制	フィールドごとの環境特性に応じて、動植物や自然環境、文化的環境、地域住民の生活環境、利用者の安全性、ツアーの質を保全・確保するための個別のルールを設定します。

①事業者向け共通ルール（利用ルール及びマナー・配慮事項）

(a) 陸域及び河川域主体のエリア（「仲間川エリア」「北東部エリア」「ヒナイエリア」「浦内川エリア」「南西部エリア」）

区分	利用ルール ※竹富町観光案内人条例の遵守規定を適用	マナー・配慮事項
動植物や自然への影響の抑制	1. 関係法令によって禁止されている種以外であっても、野生動植物をむやみに採捕しない、傷つけない、持ち帰らない、移動させない。 2. 関係法令によって禁止されている種以外であっても、動物を放出、放流したり、植物やその種子（マングローブを含む）を植えたりしない。 3. ペットを連れて自然観光資源に入らない。ただし、補助犬等どうしても必要な場合は除く。また、カヌー等から降りない場合や、動力船等を利用し森林の中を歩かない場合を除く。 4. 野生動物に食べ物を与えない。 5. 竹富町猫飼養条例の規定より、観光客等に西表島への猫の持ち込みをさせない。 6. 自然観光資源では指定ルート※上を歩くこととし、むやみに道を外れない。ただし、緊急時の安全確保等のためにやむを得ない場合を除く。（エスケープルートが決められている場合は当該ルートを利用する。） ※特定自然観光資源においては、「4. 1）（2）特定自然観光資源の指定区域」の図に示す歩道や水域のルート上 7. 通行しやすさや見通し確保などのために、自己都合による樹木の伐採や植物の損傷を行わない。ただし、利用の安全性確保のために必要な場合には、事前に管理者（環境省・林野庁・沖縄県・竹富町等）との協議を行い、認められた範囲内において枝打ちや倒木・流木の除去等を行うことは可とする。 8. マングローブの根をみだりに踏む、あるいは傷つける行為は行わない。干潟を著しく踏み固めたり、掘削しない。	1. 歩くときには、安全を確保しつつ、苔の生えている個所や植物の茂み、木の根を踏まないよう配慮する。 2. 動植物の観察を行う場合は、乱暴に扱わないように注意する。動物を触る場合には、配慮と節度を持って行う。持ち上げたりした場合にはそっと元の場所に戻す。 3. 日焼け止めや虫よけスプレーは、天然成分のものなど自然環境への影響の少ないものを使用する。 4. マングローブをカヌー等から観察する際に必要以上に深く中に入り込まない。根の周囲に寄り過ぎて根を傷つける行為は避ける。 5. 自然観光資源に入る前に、服や靴などについている泥や植物の種等をできるだけ取り除く。 6. 河川での魚釣りは、関係法令等によって禁止されている種及び場所を除いて可とするが、採食目的以外の釣りにおいては、できる限り魚を傷つけない方法で行い、その場で釣った魚をリリースする。また、釣り糸や道具は放置せず回収する。

区分	利用ルール ※竹富町観光案内人条例の遵守規定を適用	マナー・配慮事項
迷惑行為の防止	1. 他の利用者の著しい迷惑となる行為を行わない。 2. 拡声器は安全上必要な場合を除いて使用を禁止する。 3. カヌー等を河川、マングローブ林内、海岸、またはそれらの周辺に日をまたいで放置しない。 4. 無人航空機（ドローン）を飛行させる場合には関係法令や森林管理局が定めた手続（国有林の上空を飛行させる場合の入林届等）を遵守するとともに、第三者のいる場所の上空を飛行させない。	1. 歩道や休憩所、展望台、観察ポイントなどを長時間にわたり占拠しない。 2. 自然観光資源を利用したあと、濡れたり汚れたりしたまま船やバス、飲食店等を利用しない。 3. 写真撮影、休憩、解説、観察等を行う場合は、他のグループの通行の妨げにならないように留意する。 4. 自然観光資源では、喫煙可とされた場所を除き禁煙とする。 5. 騒音、悪臭等により他の利用者の迷惑となるような行為は控える。 6. 駐車を行う際には、できるだけ交通の支障とならないように注意する。
ゴミやトイレの処理	1. 食事の残り物等も含めてゴミのポイ捨てを行わず、持ち帰りを徹底する。 2. 河川や滝つぼなどで食器類等を洗わない。	1. ゴミを積極的に拾い、持ち帰る。 2. 自然観光資源に入る前にトイレを済ませておく。 3. できるだけ携帯トイレを持参する。 4. 食べかす等を落とさないよう留意し、落とした場合はできる限り拾って持ち帰る。
安全管理	1. 暴風警報、津波警報発表中だけでなく、天候の急変が予想される場合、山や川の異変に気付いた場合は、命を守る行動を最優先し、安全確保に努める。 2. カヌー、カヤック、SUP の利用時にはライフジャケット等を着用する。 3. 飲酒状態でアクティビティを行わない。	1. カヌー等同士のすれ違い時には基本的に右側通行とする。ただし、動力船等とすれ違う場合には、カヌー等は動力船の航行の妨げにならないように、距離を狭めて浅い側を1列で徐行する。 2. 動力船等がカヌー等の後方からくる場合、カヌー等は浅瀬や岸寄りに停止し、船舶が通り過ぎるのを待つ。 3. カヌー等の停泊場所では、出艇する者があるときには入る艇は出艇完了まで待機する。 4. 山道では原則として上り優先とするが、状況に応じて安

区分	利用ルール ※竹富町観光案内人条例の遵守規定を適用	マナー・配慮事項
		全に待つことができる方が待機する。 5. 動力船等はカヌー等や停船している船舶等に対して曳き波を立てないように配慮する。
その他	1. 山道やその入口に、管理者の許可なく、目印や補助を目的とした人工物（テープ、ロープ、旗等）を設置しない。 2. 狩猟の罟、刺網やガザミ漁の道具には一切触れないこと。 3. ホタル観察では、光量が弱い赤いライトのみを使用し、むやみに人や蛍に向けないようにする。カメラや携帯電話の液晶は暗くし、フラッシュ撮影は行わない。 4. キャンプ、たき火等の行為は原則禁止とする。（ただし、非常時および推進協議会が別に定める規定に基づく行為においてはこの限りではない。）	1. 夜間に山道を利用することは控える。山道以外のフィールドで夜間や早朝の利用を行う際には、安全について十分注意するとともに、ライトの使用や騒音等について、生物や地元住民に十分配慮した行動をとる。

※カヌー等：カヌー、シーカヤック、SUP、インフレーターブルカヤック、サバニなどの動力のない船を含む

※動力船等：動力船、モーターボート、動力付きゴムボートなどエンジン付きの船を含む

(b) 海域エリア

区分	利用ルール
自然環境保全	1. 利用者に利用ルールの説明をすると共に、自然環境への影響や、保全の取組などについて可能な限り周知し、理解を深めてもらう。 2. サンゴや観賞魚の採捕を禁止する。 3. 魚類その他の野生生物への餌付けを禁止する。 4. サンゴを傷つけたり、踏まない。また、サンゴの上に立たない。特に初心者や、水中でカメラなどの撮影機材を使用する利用者に、十分な説明をし、注意を払う。 5. 日焼け止めは、天然成分のものなど、できる限り自然環境への負荷が少ないものを使用する。 6. ツアー実施中は、できる限りゴミの削減に努め、ゴミの持ち帰りを徹底する。 7. 船のトイレ使用時には、トイレットペーパーは海へ流さない。また、トイレ清掃には、環境に配慮した洗剤等を使用する。
船長、船の航行	1. 船長は、気象、海況についての十分な知識や判断力、操船、アンカーリングの十分な技術を習得し、航行水域の地形（リーフなど）、海流等の特性を把握していなければならない。 2. 港内や港湾周辺では、港内に接岸あるいは係留している船に引き波を立てないように、十分に減速、徐行すること。 3. 航路や港への進入時など、同一方向へ複数の船が航行する場合、進行方向に向かって右側にいる船を優先し、左側にいる船は減速するか、進行方向を変えて、接触を回避する。 4. 前方の船を追い抜くときには、十分に距離を取った上で、原則として右側から追い抜く。 5. 正面から接近する船とすれ違うときには、互いに相手船の左舷側を通過することができるよう、それぞれ進路を右に転じなければならない。 6. 船舶がカヌー等の近くを航行する時は、十分に減速し、できる限り引き波を立てないようにする。一方、カヌー等は、船舶の航行の妨げにならないように配慮する。 7. 白浜－船浮間航路で、他の船舶・カヌー等がいる場合は、必ず減速する。また、カヌー等は航路標識のある航路内は避けて航行し、干潮でやむを得ない場合は東側を1列で間隔を狭めて通る。
ポイントの利用方法	1. ツアー実施地点（ポイント）は、互いに譲り合う精神を持ち、同一地点の集中利用にならないように分散利用を心がける。 2. アクティビティが異なる場合には、同じポイントの同時利用は極力避ける。ダイビング、シュノーケル、釣り等それぞれに適したポイントがあることをよく理解し、ツアー実施中に互いに干渉することのないように配慮する。 3. 複数の事業者で利用ポイントが重なる場合は、先着の船のツアー遂行を優先し、距離を保って船を止め、時間をずらしてエン

区分	利用ルール
	トリーするなどの配慮をする。 4. ポイントに停泊中は、できる限りトイレの使用（大便）はしない。 5. ポイントでの長時間停泊しての休憩は、極力控える。 6. ダイビング中は、船に「国際信号旗（A 旗）」（いわゆる潜水旗）を掲げる。 7. 漁業者が、ポイント付近で操業をしている場合には、先着利用者の優先を重視し、近づかないようにする。ドリフトダイビングの場合には、エキジット地点と漁業船との距離も十分に保てるように考慮し、先行していた漁業者や遊漁船業者の妨げにならないように注意する。
ポイント付近での船の航行	1. ポイントに停泊している船舶及びカヌー等の近くを航行するときは、十分に減速し、できる限り引き波を立てないようにする。 2. ポイントへの船の進入は最微速で行い、利用後にポイントを離れる際も、静かにゆっくりと離れる。 3. ポイントに船舶やカヌー等が停泊している際には、その周辺を利用中の遊泳者やダイバー（ダイバーの吐く泡を確認）に十分注意する。潜水中のダイバーを確認した場合、その真上を走行しない。 4. ドリフトダイビング（潮の流れを利用するダイビング）をする場合には、船長は常に潜水中のダイバーの位置を確認すると共に、周囲の船に注意を促す。また、周囲の船は、ドリフトダイビング船と距離を保って、迂回するように航行する。
アンカーリング	1. アンカーリングをするときには、水中環境へのダメージを最小限に抑える努力をしなければならない。 2. アンカーを落とす前に、海底を船上から目視するか、船長以外のスタッフがいる場合にはアンカー要員として先にエントリーさせるなど、可能な限りサンゴ等の生物にダメージを与えない方法で、適切な場所を選んで行う。ただし、釣り船などが水底を目視確認できないような深い場所へアンカーリングをする場合は、この限りではない。 3. サンゴの上にアンカーを放り投げたり、アンカーを落としてから海底を引きずってかけるような行為はしない。 4. 使用するアンカー上部には、必ず引き上げ用の補助ロープをつける。ただし、深い場所で使用するアンカーはこの限りではないが、環境に負荷をかけない策を講じること。 5. アンカーの根元に鎖をつけることを禁止する。（鎖の重みでサンゴや生物を傷つける恐れがある） 6. アンカーを外すときは、船の動力で無理に引っ張るような外し方をしない。船を動かす前に外しやすいようにしておき、風下から船をゆっくり前進させて、アンカーの真上を過ぎたところで引き上げ用の補助ロープで外すようにする。 7. サンゴ礁域においては、ダウンホースアンカーの使用を禁止する。
港湾の利用	1. 港湾を利用する際には、各港の利用方法、ルール等を、利用者間で把握・共有し、それに従うこと。 2. 島ならではの利用状況を十分に把握し、一時利用する場合にも既存利用者に声をかけること。無断で係留場所を設けたり、既存の利用者の妨げとなるような利用をしない。

区分	利用ルール
安全管理	1. ツアー開始前に必ず参加者の健康状態を確認し、参加者の緊急連絡先を含む参加申込書、同意書を備える。 2. 船体やエンジン、燃料、オイル、使用する器材等に故障、不具合などがないか、十分に確認をする。 3. ガイドは、気象、海況予報を日頃から確認する習慣をつけ、当日の気象状況と参加者の経験やレベルを考慮してツアーを計画、催行すること。 4. 暴風警報、津波警報発表中や、それ以外でも危険と判断した場合には、ツアーを中止する。なお、中止の判断があいまいとならないよう、参加者の経験やレベル及び利用する海域の特性も考慮のうえ、風速、潮流、視程等の具体的な中止基準を設けること。また、中止基準に達していなくとも、危険と判断した場合にはツアーを中止すること。 5. ダイビング、シュノーケル、船の操船など、技能や資格が必要とされる業務は、それぞれに定められた資格と十分な経験を有する者が従事する。研修中のスタッフは、資格者の管理、監視の下で従事させるようにする。 6. 海域で行う釣り、シーカヤック、SUP 等、全てのアクティビティにおけるガイドは、海洋における知識があり、十分な経験を有する者が従事すること。 7. カヌー、カヤック、SUP の利用時にはライフジャケット等を着用する。 8. 海域で入水して行うすべてのアクティビティ（ダイビング、シュノーケル、シーカヤック、SUP 等）におけるガイドは、定期的な水難救助、救命救急のトレーニングを行い、安全管理に関する知識、技術を常に維持しておく。 9. ツアー中の緊急時の連絡体制を確立し、救急に必要な備品を備えておかなければならない。 10. 船やビーチからシュノーケル、スキンドайビングなどをさせるときには、バディシステムを作り単独遊泳をさせない。また、入水させる前に遊泳範囲や注意事項などを必ず説明すること。 11. ツアー参加者の人数は、安全管理と環境への配慮のためにコントロール可能な人数とすること。各アクティビティの1ガイドあたりのゲストの上限人数は、別に定める。 12. ジェットスキーやバナナボートなどの動力船で牽引するプログラムなどは、以下のエリアでは滑走（10 km/h 以上）は禁止とし、徐行（10 km/h 未満）しなければならない。ただし、船が先導してポイントまで誘導する場合には、船の速度に合わせて引き波の内側を走行する。 ・西表石垣国立公園 海域公園地区 ・網取、崎山の自然環境保全地区 ・船浮湾内、イダの浜沖 ・上原港～バラス島間、バラス島周辺（半径 100m） ・漁業船その他船舶、カヌー等の近くでは行わないこと。

区分	利用ルール
ルールの遵守	1. 海域の利用に関連する法令等についてよく理解し、遵守すること。 2. 海上でのゴミの投棄や密漁、不審な船を見かけた場合には、海上保安庁に連絡すること。 3. 本ルールを守らず、複数回の注意にも応じないような悪質な事業者を発見した際には、竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会（推進協議会）事務局に連絡すること。 4. 海域における悪質な行為等があった場合には、推進協議会あるいは海域ガイドの連絡組織で共有、審議し、対策を検討する。

※ 船舶・・・ダイビング船、シュノーケル船、釣り船、漁船、モーターボート、ジェットスキーなどの動力船
カヌー等・・・カヌー、シーカヤック、SUP、帆掛けサバニなど動力、エンジンのない船を含む

②一般利用者向けの共通ルール（利用ルール及びマナー・配慮事項）

区分	利用ルールとマナー・配慮事項
動植物や自然への影響の抑制	・野生動植物をむやみにとったり傷つけたり移動させたりするのはやめましょう。 ・動物を放したり放流したり、植物やその種子を植えたりするのはやめましょう。 ・海では、サンゴを傷つけたり、踏まないように注意しましょう。また、サンゴの上に立つのはやめましょう。 ・野生生物へ餌付けをしないようにしましょう。 ・補助犬等を除いて、ペットを連れて森に入るのはやめましょう。特に、猫の島内への持ち込みはやめましょう。 ・むやみに道を外れず、決められた歩道を歩きましょう。 ・日焼け止めや虫よけスプレーは、自然環境への影響の少ないものを使用しましょう。 ・森に入る前に服や靴などについている泥や種等を取り除きましょう。
迷惑行為の防止	・他の利用者の迷惑になる行為はやめましょう。 ・無人航空機（ドローン）を飛行させる場合には決められた手続きを行い、近くに人がいるときは飛行させないようにしましょう。 ・濡れたり汚れたりしたまま船やバス、飲食店等を利用するのは控えましょう。 ・写真撮影や休憩等を行う場合は、他の人の通行の妨げにならないように気を付けましょう。 ・野外フィールドでは、喫煙可とされた場所を除いてタバコを吸うのは控えましょう。 ・駐車を行う際には、できるだけ交通の支障とならないように注意しましょう。
ゴミやトイレの処理	・ごみのポイ捨てをせず、持ち帰りを徹底しましょう。 ・野外フィールドに行く前にトイレは済ませておきましょう。 ・できるだけ携帯トイレを持参しましょう。
安全管理	・気象警報、注意報や天気の変化に注意し、危険そうなときは森や川へ行くのを控えましょう。 ・山や川、海の異変に気付いた場合は、命を守る行動を最優先し、安全確保に努めましょう。 ・カヌー等、カヤック、SUP、シュノーケル、釣りをを行う際には、ライフジャケット等の救命具を着用しましょう。 ・飲酒状態で野外フィールドへ行くのはやめましょう。 ・山や森に入る時はできるだけ観光ガイド（竹富町観光案内人）を利用しましょう。 ・海で泳いだり、シュノーケルをする時は、単独遊泳をやめましょう。 ・緊急時の連絡先をパンフレット等で把握し、最低限の救急用品を備えておきましょう。
その他	・非常時や特に定められた場合を除いて、キャンプやたき火等を行うのはやめましょう。 ・夜間に山道を利用することは控えましょう。

③事業者向け個別ルール（エリア毎又は自然観光資源毎の利用ルール及びマナー・配慮事項）

区分		1 仲間川エリア	2 北東部エリア	3 ヒナイエリア	4 浦内川エリア	5 南西部エリア	6 海域エリア
自然観光資源の名称 ※太字下線は特定自然観光資源		1－1 仲間川 1－2 大富の亜熱帯林（大富歩道を含む）	2－1 前良川 2－2 後良川 2－3 古見岳 2－4 ユツン川 2－5 ユツンの洞窟 2－6 大見謝川 2－7 ゲータ川 2－8 クーラの洞窟 2－9 クーラ川 2－10 ナダラ川	3－1 西田川 3－2 ヒナイ川 3－3 船浦湾（海中道路以南）	4－1 浦内川本流 4－2 浦内川支流（ウタラ支流、シンマタ支流、カーシク支流、メバラ支流） 4－3 浦内川上流域 4－4 浦内川源流域 4－5 テドウ山	5－1 仲良川 5－2 仲良2番川 5－3 ミズウチ川 5－4 ヒドリ川 5－5 クイラ川 5－6 白浜の亜熱帯樹樹林（白浜旧道を含む） 5－7 イダの浜	6－1 西表島周辺海域 <主な利用ポイント> ・バラス島 ・ヨナラ水道 ・インダビシ・鳩離島周辺 ・船浦湾（海中道路以北） ・ヒナイビーチ前 ・鳩間島周辺 ・中野（沖リーフ含む） ・トカキン ・干立・浦内 ・祖納・白浜 ・舟浮・外離島・内離島 ・網取 ・崎山 ・パイミ崎～鹿川 ・仲ノ神島周辺
※竹富町観光案内人条例の遵守規定を適用（海域を除く） 利用ルール	自然観光資源の利用範囲	・各自然観光資源の利用範囲は図1に示す通りとする。 ・範囲外での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、各種法令に基づく手続きや国有林の手続きを行う。	・各自然観光資源の利用範囲は図2に示す通りとする。 ・範囲外での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、各種法令に基づく手続きや国有林の手続きを行う。	・各自然観光資源の利用範囲は図3に示す通りとする。 ・範囲外での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、各種法令に基づく手続きや国有林の手続きを行う。	・各自然観光資源の利用範囲は図4に示す通りとする。 ・範囲外での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、各種法令に基づく手続きや国有林の手続きを行う。	・各自然観光資源の利用範囲は図5に示す通りとする。 ・範囲外での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、各種法令に基づく手続きや国有林の手続きを行う。	・各自然観光資源の利用範囲はゾーニング及び利用フィールド（ルールを適用する区域）の位置図（P30）に示す通りとする。
	1日当たりの案内客数等の制限	・事業者当たり、ガイド当たりの、陸域における1日当たりの案内客数等の制限については表1に示す通り					・事業者当たり、ガイド当たりの、海域における1日当たりの案内客数等の制限については表2に示す通り
	その他の行為規制	①サキシマスオウノキの見学ではデッキのみを歩き、柵を超えて森林内に踏み込まない。 ②動力船の運航について、仲間川保全利用協定に定められた区間別の航行速度を順守する。 ③カヌーでの利用について、25名以上の団体利用は下流に限定する。	－	①滝上、滝下では危険行動に特に注意し、目を離さない。 ②滝つぼでの遊泳は安全管理を徹底し、以下の行為を禁止 i. 滝に打たれる行為（ピナイサーラのみ） ii. 高い岩からの飛び込み iii. ライフジャケット等の救命具の未装着 ③ピナイサーラの滝でのクライミング等の行為の禁止 ④カヌー等の発着地に応じて、以下の通り目的地の制限を設ける。 i. マーレ川カヌー置き場から発着する場合は、西田川を利用できない。 ii. 西田川の栈橋から発着する場合は、ヒナイ川を利用できない。	－	①白浜旧道では、車は水田地域ではなく県道脇の駐車スペースに駐車する。また、農地や畔には入らない。イノシシ除けのゲートは必ず閉める。 ②ナーラの滝において、段差1段目と上には登らない。	①バラス島では、表3に定める「バラス島利用ルール」を遵守する。

区分	1 仲間川エリア	2 北東部エリア	3 ヒナイエリア	4 浦内川エリア	5 南西部エリア	6 海域エリア
マナー・配慮事項	①川面のカヌーの広がりを防止するよう努める。	①前良川において、県道脇でインストラクション等を行う際には、通行者の妨げにならないよう注意する。	①ツアー中のレンタカー、トレーラーによるエリア内駐車場の使用を避ける ②カヌー係留ロープ：4m以上 5m以下(タンデム艇は 6m以上 7m以下) ③カヌーの係留方法は下記の別図参照	－	①船舶において白浜港とスロープを常時利用する事業者は、必ず事前に白浜公民館の承諾を得る。 ②白浜港において、指定場所および白浜港内駐車場以外への駐車はしない。 ③白浜港のスロープに車・トレーラー・カヌーを放置しない。 ④カヌー等はウインチ（チェーン）より上に停める。（舟浮港） ⑤白浜 - 船浮間航路で、カヌーは航路標識のある航路内は避けて航行する。干潮でやむを得ない場合は東側を 1 列で間隔を狭めて通る。 ⑥カヌーの係留ロープは 4 m 以上で、山道入り口を避けて係留する。 ⑦2 艇以上の場合、船首・船尾ともに結わえる。 ⑧河川内を動力船で航行する際には、なるべく曳き波を立てないように配慮する。 ⑨ミズウチ川で船やカヌーを係留・停船する場合は、滝前は空ける。 ⑩船舶は仲良川登山口係留地点では、他の船舶やカヤックのゲストに配慮し係留する。2 隻同時に係留する場合、船着場への係留は 1 隻のみとし 2 隻目は川幅の広い場所へ係留する。	－

※カヌー等：カヌー、シーカヤック、SUP、インフレーターカヤック、サバニなどの動力のない船を含む
※動力船等：動力船、モーターボート、動力付きゴムボート、ジェットスキーなどエンジン付きの船を含む

＜ヒナイエリアカヌー係留方法＞

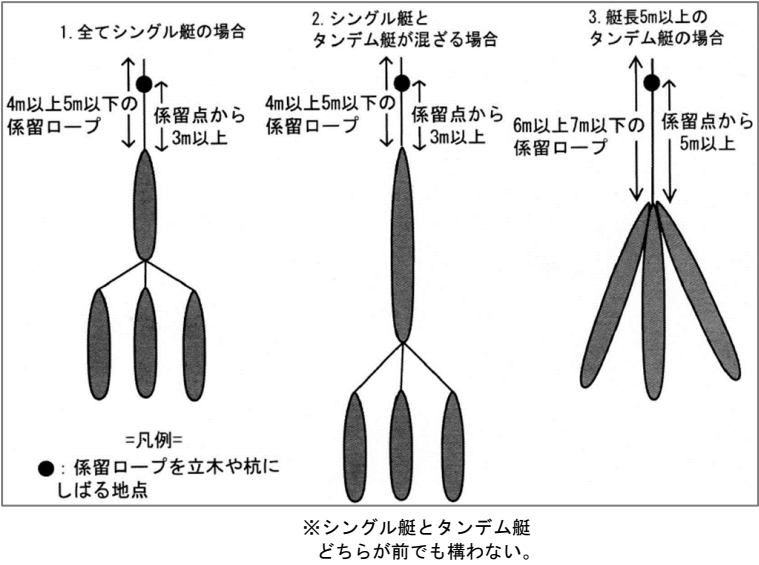


表 1 事業者当たり、ガイド当たりの、陸域における 1 日当たりの案内客数等の制限

区分	エリア	1 仲間川		2 北東部	3 ヒナイ			4 浦内川					5 南西部			
	自然観光資源	仲間川		大富の 亜熱帯林	各自然環境 資源共通	西田川	ヒナイ川	船浦湾	浦内川本流		浦内川支流	浦内川上流 域	浦内川源流 域・テドウ 山	各自然環境資源共通		
	アクティビティ等	カヌー等	動力船遊覧	全アクティ ビティ共通	全アクティ ビティ共通	全アクティビティ共通			カヌー等	動力船遊覧	全アクティビティ共通			カヌー等・ トレッキン グ	動力船	動力船遊覧 (下船しな い場合)
1 日あたりの案内客数等の制限	1 ガイド当たり	12 人以内 かつカヌー 等 6 艇以内	定められた 船数及び乗 船人数、運 行数以内	8 人以内	8 人以内	8 人以内	7 人以内	8 人以内	10 人以内	定められた 船数及び乗 船人数、運 行数以内	8 人以内か つカヌー等 5 艇以内	制限なし	6 人以内	8 人以内	8 人以内	定められた 乗船人数以 内
	1 事業者当たり	24 人以内		制限なし	16 人以内	16 人以内	14 人以内	16 人以内	午前・午後 それぞれ 20 人以内		午前・午後 それぞれ 16 人以内		12 人以内	16 人以内	16 人以内	制限なし
	補足条件等	・修学旅行など教育目的 の多人数利用について は、事前に推進協議会に 届出を行い、必要に応じ て事業者当たりの案内客 数の制限を含め推進協議 会との調整を行う。		—	—	・ガイドは 1 事業者延べ 3 人までは案内客数に含めないが、4 人目からは案内客数に含めてカウントする。			・修学旅行など教育目的の多人数利用については、事前に推進協議会に届出を行い、必要に応じて事業者当たりの案内客数の制限を含め推進協議会との調整を行う。					—	・同時時間帯に 2 隻まで	—

※カヌー等：カヌー、シーカヤック、SUP、インフレーターブルカヤック、サバニなどの動力のない船を含む

※動力船等：動力船、モーターボート、動力付きゴムボートなどエンジン付きの船を含む

※人数の数え方について、0 歳児から全て一律に客数としてカウントする。

表 2 事業者当たり、ガイド当たりの、海域における 1 日当たりの案内客数等の制限

区分	エリア	6 海域													
	アクティビティ	ダイビング			シュノーケル			カヌー・ シーカヤッ ク	SUP					釣り	
	アクティビティ 細区分	ファンダイ ビング	体験ダイビ ング	ダイビング 講習					海洋ツアー (風速 5m 以下の場合)		ダウンウインド (風速 5m 以上の場合)		SUP・サー フィンスク ール	動力船等を 利用する場 合	カヌー等を 利用する場 合
1 日あたりの案内客数等の制限	1 ガイド当たり	8 人以内	2 人以内	4 人以内	8 人以内	10 人以内	12 人以内	8 人以内	5 人以内	10 人以内	2 人以内	4 人以内	2 人以内	定められた 乗船人数以 内	カヌー・シ ーカヤック のルールに 準じる
	補足条件等	・ただし、 6 人以内を 推奨し、初 心者ダイバ ーの場合は さらに減員 を推奨す る。ショッ プツアーな ど引率がい る場合やガ イドアシス トがいる場 合は、この 限りでな い。	—	—	・西表海域 でのガイド 歴が 5 年未 満の場合	・西表海域 でのガイド 歴が 5 年～ 10 年の場合	・西表海域 でのガイド 歴が 10 年 以上の場合	・ただし、安 全を考慮 して、天候 やガイド 及び客の 経験によ っては、そ れ以下と する。 ・1 ツアー 16 名までと する	—	・動力船の 伴走がある 場合	—	・動力船及 び水上で使 える無線を 使用する場 合	—	—	—

※カヌー等：カヌー、シーカヤック、SUP、インフレーターブルカヤック、サバニなどの動力のない船を含む

※動力船等：動力船、モーターボート、動力付きゴムボートなどエンジン付きの船を含む

※人数の数え方について、0 歳児から全て一律に客数としてカウントする。

表3 バラス島利用ルール

1. バラス島を中心に半径 100m 以内を徐行エリアとし、エリア内では引き波を立てないように操船、最徐行すること。また、ジェットスキーでの滑走（10km/h 以上）も禁止する。
2. バラス島の周りでシュノーケル、遊泳をさせる時には、周辺の地形や船の出入りが多いことなどの注意事項を説明し、一緒に泳ぐあるいは監視をすること。利用者だけを島に残して勝手に遊泳等をさせないこと。
3. バラス島周辺は泳いでいる人が立てるほどの浅いリーフが広がっていて、リーフの上には様々なサンゴが生息しているため、生きているサンゴの上に立ったり、踏んだりしないように環境保全の説明をし、注意を配る。
4. バラス島とその付近では、係留中の船からの釣りの禁止をする。
5. バラス島に常設の人工物は設置しない（テントなど）。
6. 飲酒者の遊泳を禁止する。
7. バラス島の周囲、水深 5m より浅いところで体験ダイビングやダイビング講習などをする場合には、目印のブイまたはフロートを上げること。
8. 漂着ごみは積極的に回収すること。
9. バラス島が水没に近い状態の場合、基本的に船の係留はせずに利用者の乗り降りの際にだけ、接近するようにする。利用者のみが島に上陸する場合は、見えるところで船を待機させ、監視をすること。
10. バラス島周辺水域は樹枝状サンゴや骨格の脆いサンゴが多く、アンカーをかけられるような箇所がないので、アンカーの使用は控える。
11. カヌー等でバラス島を利用する際には、船が着岸する付近を避けてカヌー等を係留するように配慮する。

2) ガイダンス及びプログラム

(1) 西表島における自然体験ツアーの基本的考え方

西表島のエコツーリズムでは、山・川・海といった自然のフィールドを活かした体験活動をしたり、ゆったりと流れる時間の中で地域の人と関わったりしながら、ここにしかない唯一無二の自然や文化の魅力を存分に味わい、その成り立ちや価値を学び、地域への愛着を育むような特別な体験を提供していきます。また同時に、そのような価値や魅力を将来にわたって継承するためにも、自然環境が損なわれることの無いように適切なルールと体制の下で保全し、地域社会を尊重し、その発展にもつながっていくような地域に根差したエコツーリズムを目指します。そのような西表島エコツーリズムの考え方に基づいて自然体験ツアーを実施していきます。

特に、西表島は生物多様性の豊かさから世界自然遺産にも登録されているため、自然体験ツアーを通じて多様な固有種・希少種やその生態、それらの成立する背景となった地史や環境条件などを解説することで、遺産価値の普及啓発を行っていきます。

(2) 主なガイダンス及びプログラムの内容

一般的な案内（ガイダンス）の方法には、専門のガイドが直接解説や体験の指導などをする方法のほかに、解説版やパンフレット等により情報を伝える間接的な方法があります。西表島エコツーリズムにおけるガイダンスの方法は、ガイドが直接案内・解説や体験の指導をする方法を主とし、補助的に間接的な案内方法も活用するものとします。

推進地域では自然体験ツアーとして豊かな自然環境を活かした様々なアクティビティが実施されています。西表島エコツーリズムにおいては、これらのアクティビティを美しい自然景観の中でただ行っただけではなく、ガイダンスを通じてここにしかない唯一無二の自然や文化の魅力を味わえる特別な体験を提供していきます。例えば、複雑な地史や独特の地理的・気候的条件に支えられた豊かな生物多様性について実物を観察しながら伝えたり、現地で見られる生き物や自然環境が地域住民の生活とどのように関わっているか紹介したりすることで、西表島の自然観光資源の価値や魅力について利用者に存分に伝えていきます。また、時にはその保全のための課題や取組についても知ってもらうことで、単なる一過性の体験ではなく、自然環境や地域への理解・愛着を育むようなエコツーリズムとして質の高い体験を提供することを目指します。

推進地域でツアーとして実施される主なアクティビティは以下に示すとおりです。なお、新たに問題を生じる可能性のあるアクティビティや利用方法が確認された場合には、推進協議会においてその内容や問題点について確認し、必要に応じて適切な指導を行います。

①カヌー・カヤック

西表島には大小様々な河川があり、景観や生息・生育する動植物も多様です。カヌー、カヤックに乗って自然の中で体を動かしながらそれらを体験・観察することができます。

また、シーカヤックでは海上に出て南国の海や砂浜の景観を楽しむことができます。

②スタンドアップパドル（SUP）

マングローブの発達した河川や波の静かな海などで、スタンドアップパドル（SUP）に乗ってゆったりと景観などを楽しむことができます。

③釣り

西表島周辺では、黒潮の流れに近い海やマングローブを流れる河川など、多様な環境で釣りを楽しむことができます。

④沢遊び・キャニオニング

小さな滝や岩場など変化に富んだ景観を持つ西表島の溪流で、水遊びや川下りなどを楽しむことができます。

⑤遊覧船・ボートクルーズ

西表島には国内有数の規模、種数のマングローブ林が成立しています。仲間川、浦内川、仲良川などの比較的大きな河川では、動力船に乗って船上から解説を聞きながら、誰でも容易にマングローブの観察や風景鑑賞を楽しむことができます。

⑥トレッキング

西表島には希少種や固有種を含む様々な動植物が生息・生育しており、トレッキングを行いながらこれらの生物をより間近に観察することができます。また、自然度の高い溪流や滝など魅力的な景観を楽しむことができます。

⑦洞窟体験・ケイビング

西表島には、石灰岩質の地盤に天然の洞窟が成立しており、洞窟の雰囲気や生物観察などを行うことができます。

⑧自然・生き物観察

西表島には亜熱帯林、溪流、マングローブ、サンゴ礁の海など様々なタイプの自然環境がみられ、希少種や固有種を含む様々な動植物が生息・生育しており、これらの自然や生き物の観察を楽しむことができます。

⑨ホタルツアー

西表島では、春季に森林で乱舞するヤエヤマヒメボタルを見ることができます。

⑩サガリバナツアー

西表島の河川沿いにはサガリバナが生育しているところも多くあります。そのような河川では、早朝に落下したサガリバナの花が水面に浮かぶ景色を見ることができます。

⑪ 星空ツアー

西表島は竹富町内の離島や石垣島（西表石垣国立公園内）とともに星空保護区に指定されており、夜になれば満天の星空を眺めることができます。

⑫ 文化・歴史ツアー

西表島には節祭や豊年祭などの祭事をはじめとして、自然環境と密接に結びついた特徴的な文化が残っており、それらの中には見学・体験できるものもあります。また、過去の歴史を伝える遺構もみられます。

⑬ シュノーケル

推進地域の海域は透明度が高く、発達したサンゴ礁が多くみられ、生物も豊富に生息しています。それらの織り成す海中景観を観察しながら、シュノーケルを楽しむことができます。

⑭ ダイビング

推進地域の海域は透明度が高く、発達したサンゴ礁が多くみられ、生物も豊富に生息しています。それらの織り成す海中景観を観察しながら、ダイビングを楽しむことができます。

（３）実施される場所

西表島エコツアーリズム推進全体構想を推進する区域全般とします。

ただし、保護ゾーンにおいては、原則的に観光利用は行わないこととします。

（４）プログラムの実施主体

ガイド事業者（陸域においては、竹富町観光案内人の免許を受けたガイド事業者）のガイドが案内、解説や体験の指導をすることを基本とします。また、内容によっては、地元のNPO 団体や研究機関など様々な組織や、地域住民の方々の協力も得て実施していくこととします。

西表島で自然体験ツアーを行うガイド事業者は竹富町観光案内人条例に基づいて免許の取得を行う必要があり、観光旅行者等への事前説明や定期的な講習の受講などが義務付けられています。この制度を通じてガイド事業者の全般的な能力の向上を図り、西表島の自然環境をはじめとしてエコツアーリズムで伝えるべきことに関する理解を深め、ガイドの質を高めていきます。

① 竹富町観光案内人条例に基づく免許制度の導入

竹富町においては、西表島等において自然観光事業を営もうとする者は、町長の免許を受けなければならないことを規定した「竹富町観光案内人条例」及び「竹富町観光案内人条例施行規則」が制定され、令和２年４月１日から施行されています。

したがって、西表島における全ての観光ガイドは、当該条例及び同施行規則に規定された観光案内人が保有すべき要件を満たしたうえで、観光案内人の免許を申請し、取得しなければ

なりません。

当該条例及び同施行規則に規定された観光案内人が保有すべき主な要件は、以下に示すとおりです。

なお、「竹富町観光案内人条例」は西表島周辺の海域を対象から除外しているため、バラス島を含めて海域においてのみ自然観光事業を実施している事業者については、本条例に基づき免許を取得することができません。しかし、海域についても自然観光事業者の適正化を図るための制度を早急に検討していく必要があることから、竹富町において海域を対象とした制度化の検討が行われています。そのため、海域を対象とした新たな制度導入が行われるまでの期間、海域における観光ガイドも、原則として以下に示した「観光案内人の責務」と同等の責務を負うとともに、「観光案内人が免許取得後に求められる義務・遵守事項」に準じた対応を自主的に行うよう、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会に参加する海域関連の諸団体を通じて海域の観光ガイドにも働きかけていきます。

観光案内人の責務	①竹富町観光案内人条例、竹富町自然環境保護条例、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、外来生物法、森林法、エコツーリズム推進法及びエコツーリズム全体構想等を遵守し、自然環境の保全及び自然観光資源の持続可能な利活用のために最大限配慮する。 ②自らの利用客に上記の関係法令等を遵守させる。 ③自らの利用客以外の者が、上記の関係法令等に違反していることを知った場合には、適切な対応を行う。 ④竹富町の名誉を毀損しないよう、最大限配慮する。
観光案内人の免許申請において求められる要件	①西表島等において過去4年以内に延べ3年以上の自然観光事業の実績又は延べ300日以上自然観光案内の実働日数を有すること。 ②自然観光事業を行う上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険に加入していること。 ③自然観光事業を行う上で必要な普通救命救急等の講習を過去1年以内に受講していること。 ④河川及び海岸域で行うアクティビティに従事する観光ガイドについては、水難救助員等の資格を保有していること。 ⑤西表島等の公民館に所属している又は地域社会の振興に努めている実績を有すること。 ⑥その他、暴力団等の排除に関する誓約や外国籍を有する者の場合には観光案内人として必要とされるレベルの日本語能力が求められる。
観光案内人が免許取得後に求められる義務・遵守事項	①登録料を納付すること。 ②竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催する法令等に関する講習会を年1回以上受講し、修了すること。 ③竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催又は認定する、利用ルール、安全管理等に関する研修会等を年2回以上受講し、修了すること。

	④消防局、日本赤十字社その他団体が主催する救命救急に関する講習を年1回以上受講し、修了すること。 ⑤自然観光事業を行う上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険に毎年加入すること。 ⑥西表島等における自然観光事業の年間実績及び月別実績報告書を竹富町に毎年提出すること。 ⑦案内する観光旅行者等全員に対し、自然観光資源の利活用に関して必要な注意事項等を事前に説明し、かつ同意書に署名をもらうこと。 ⑧観光案内人の免許証及び機材等に貼付する免許証票を、常に携行し、かつ外部から視認しやすい方法で掲げ、提示を求められた場合には提示すること。 ⑨免許申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、変更届を提出すること。 ⑩観光案内人の免許は3年を有効期限とし、それを過ぎる場合には更新手続きを行うこと。 ⑪案内する観光旅行者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、又は最良の思い出が残るような旅行の実現に、最大限配慮するよう努めること。
海域における観光ガイドに求められる対応	海域における観光ガイドは、原則として「観光案内人の責務」と同等の責務を負うとともに、「観光案内人が免許取得後に求められる義務・遵守事項」のうち、以下の項目に自主的に対応するよう努める。 ①竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催する法令等に関する講習会を年1回以上受講し、修了すること。 ②竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催又は認定する、利用ルール、安全管理等に関する研修会等を年2回以上受講し、修了すること。 ③消防局、日本赤十字社その他団体が主催する救命救急に関する講習を年1回以上受講し、修了すること。 ④自然観光事業を行う上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険に毎年加入すること。 ⑤西表島等における自然観光事業の年間実績及び月別実績報告書を竹富町に毎年提出すること。 ⑥案内する観光旅行者等全員に対し、自然観光資源の利活用に関して必要な注意事項等を事前に説明し、かつ同意書に署名をもらうこと。 ⑦案内する観光旅行者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、又は最良の思い出が残るような旅行の実現に、最大限配慮するよう努めること。

②観光旅行者等への事前説明及び同意書への署名

観光案内人及び海域における観光ガイドは、自らが案内する観光旅行者等に対して、案内を行う前に以下に示す注意事項を説明することとします。

① 観光旅行者等の責務（条例第6条第1項及び第2項）
② 竹富町自然環境保護条例の遵守（条例第17条第1項）
③ 自然環境破壊等に対する原状回復義務（条例第18条第1項）
④ 自然環境破壊等に対する費用弁済義務（条例第19条第1項）
⑤ 指導、監督及び命令（条例第22条第1項及び第2項）
⑥ 利用する自然環境資源において関係法令、自主ルール等により禁止されている主な行為（野生動植物の採捕・移動、樹木の伐採、ゴミ投棄、迷惑行為等）
⑦ 十分な安全性を確保しつつ環境への負荷を最低限に抑える利用の方法

また、観光案内人及び海域における観光ガイドは、自らが案内する観光旅行者等に対して、案内を行う前に以下の事項に同意を求めた上で、同意書に署名をもらうこととします。

① 観光旅行者等の責務、遵守事項等について、観光案内人により説明を受け、十分に理解したこと。
② 竹富町観光案内人条例、竹富町自然環境保護条例及びその他の関係法令並びに自主ルール等を遵守すること。
③ 観光案内人の指示に従って行動すること。

③ガイドの育成・研鑽

西表島においては、令和2年4月に施行された「竹富町観光案内人条例」において、地域に根差した質の高いガイドの確保・育成が掲げられています。同条例に基づき免許を得る観光ガイド（観光案内人）に対して、一定水準のスキルを習得させるため、以下に示す講習等を受講することを義務付けています。

また、海域における観光ガイドに対しても、同様の講習を受講するよう、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会に参加する海域関連の諸団体を通じて働きかけていきます。

- ・竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催する法令等に関する講習会：年1回以上
- ・竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催又は認定する、利用ルール、安全管理等に関する研修会等：年2回以上
- ・消防局、日本赤十字社その他団体が主催する救命救急に関する講習：年1回以上

加えて、効果的なガイダンスを行うためには、ガイドの現地での案内技術やインタープリテーション技術なども大変重要です。このような技術についても、ガイド同士のネットワークづくりやモニタリング等の現地活動の共同実施等により、伝達や研鑽の機会を作ります。

これらの講習等を通じて推進地域で活動する観光ガイド全体の能力向上を図り、西表島のエコツーリズムとしてのガイダンスの質を向上させていきます。

3) モニタリング及び評価

(1) モニタリングの対象と方法

適正利用とエコツーリズムのために設定した規律の効果や妥当性を確認して改善を図るため、フィールドの利用実態を明確に把握するとともに、自然環境の状態を把握し、それらを踏まえて利用による自然への影響を確認しながら適切に規律等に反映していく必要があります。また、利用の質についても、定期的に確認を行い、向上を図っていくことが望ましいと考えています。そのため、モニタリング調査としては、利用状況の把握、自然環境の状態の把握、利用の質の把握を行っていきます。

推進地域においては多数の観光ガイドがフィールドに入って日常的に利用を行っており、ガイド事業者の協力を得ることでより効果的なモニタリングの実施が期待されます。そのため、西表島における利用影響に係るモニタリング調査の枠組みとしては、定期的に科学的かつ客観的な影響の把握・評価を行う詳細モニタリングに加え、必要に応じてガイド事業者の協力を得ながらより高頻度（1年に1回程度）の簡易的なモニタリングを実施していきます。

加えて、重要な自然環境の変化を早期に把握し、必要な対策を早急に講じるため、フィールドに明らかかつ大きな影響を生じる恐れのある異変があったときに、利用者、特に利用頻度の高いガイド事業者から報告を受ける体制を構築します。なお、ガイド事業者からの報告に関しては、竹富町観光案内人条例の観光案内人の報告義務（同条例第16条第1項）として、既に条例で担保しています。

モニタリング調査の項目と概要を次ページの表に示します。

表 モニタリング調査の項目

目的	調査項目	概要	実施頻度	実施主体
利用状況の把握	フィールド利用者数（利用者カウンター）	利用者カウンターを設置して通過人数を自動的に記録し、データの回収等を行う。	毎年	環境省
	フィールド利用者数（ガイド事業者の報告）	竹富町観光案内人条例に基づき、ガイド事業者が各自然観光資源に案内した人数データについて報告する。	毎年	竹富町・ガイド事業者
	西表島の入込観光客数	竹富町観光統計により、船会社の提供する乗船客数データとアンケート調査に基づき算出。	毎年	竹富町
自然環境の状態の把握	水質	利用フィールドの自然環境の状態を表すデータのひとつとして、水質（BOD、SS、糞便性大腸菌群数）の調査を実施。	毎年	環境省
	定点写真撮影・歩道幅	地点ごとの自然環境の経時変化や、歩道の拡張状況を確認する。	毎年	環境省
	利用ルート沿いの植物	植生への踏圧の状況や道の広がり、利用箇所周辺における植生の変化等について調査を行う。	5 年に 1 回	環境省・琉球大学西表研究施設
	魚類の生息状況	スキンドайビングにより、目視で魚類の種類や個体数の調査を実施する。	1～3 年に 1 回	環境省
	河川の環境 DNA	主な利用河川の水のサンプルを採取し、その中に含まれる DNA を分析して生物種・分類群を明らかにする。	5 年に 1 回	環境省・琉球大学西表研究施設
	外来種の侵入状況	利用箇所周辺における外来種の侵入状況等について、日常的なフィールド訪問・利用時に確認を行う。	随時	環境省・ガイド事業者
利用の質の把握	利用者の意識	利用者の満足度や再訪意識、ツアーの質・安全性などについての評価などを、利用者を対象としたアンケート調査等により把握する。	3～5 年に 1 回	沖縄県
	ガイド事業者の実態	ガイド事業者のルール遵守の状況、講習会等の受講状況等を、推進協議会及び竹富町が保有する情報や寄せられた報告事項等から把握する。	毎年	推進協議会・竹富町・ガイド事業者
地域との関係の把握	地域への効果と影響の把握	「西表島行動計画」及び「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」の成果評価等に関する情報、推進協議会及び竹富町に寄せられた意見等から把握する。	毎年	西表島部会・推進協議会・竹富町

※上記項目の他、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」のモニタリング指標や、「西表島行動計画」及び「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」のモニタリング指標も適宜参照し、モニタリングと取組の見直しに活用する。

<フィールド利用者数（利用者カウンター）>

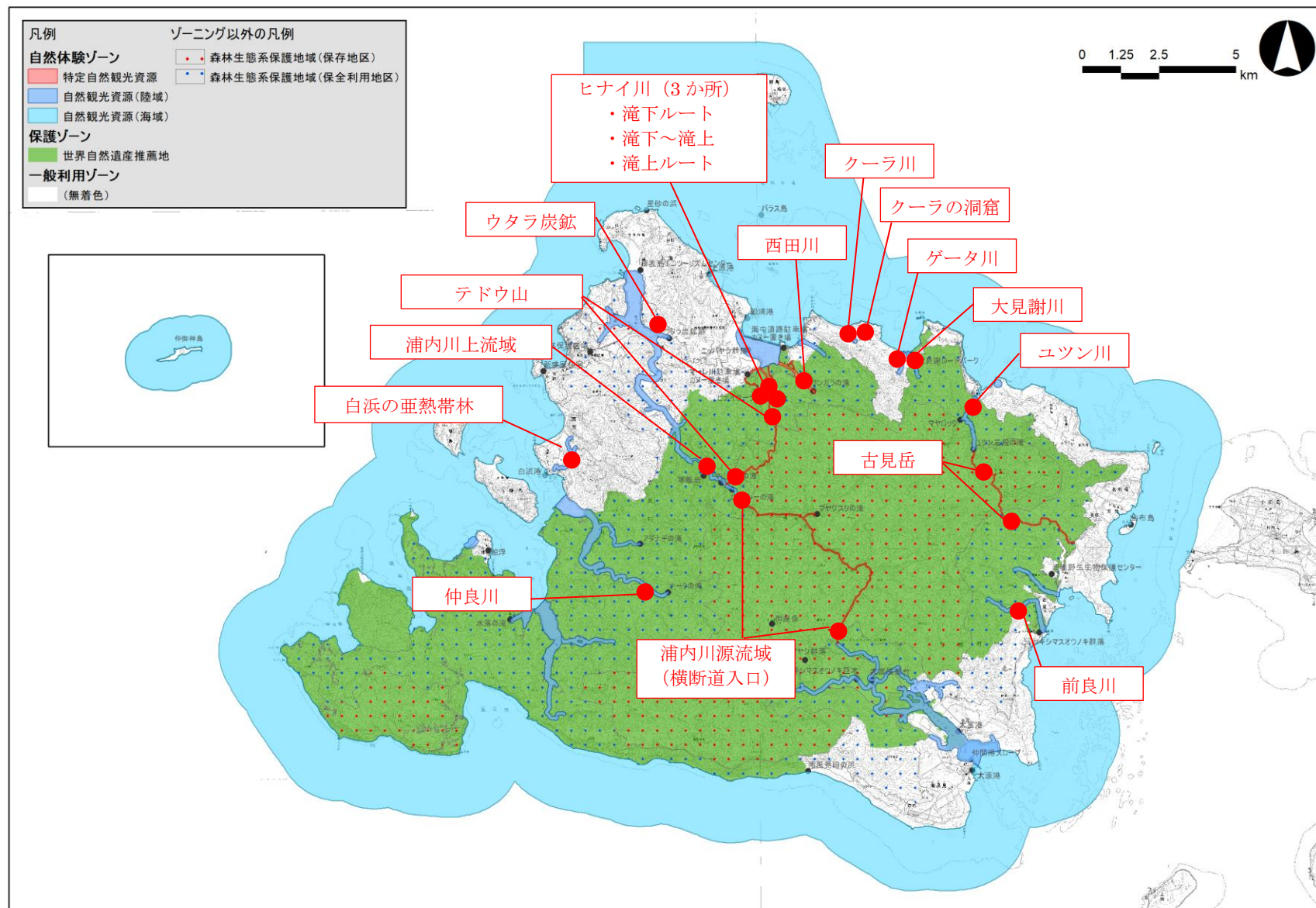


図 利用者カウンター設置概略位置

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

西表島には複数の大学の研究施設があり、西表島の自然環境等に関して知見を持つ研究者・専門家が島内外に多数存在しており、これらの研究者・専門家のうち代表的な方々が竹富町西表島エコツーリズム推進協議会に参画しています。

推進地域においては、こうした研究者・専門家の方々の協力を得つつ、行政機関と地元関係機関、ガイド事業者等が連携し、以下の表及び図に示した役割分担の下で、世界自然遺産としての価値や利用による影響に関連するモニタリング調査を実施していきます。

表 モニタリング実施に当たっての各主体の役割

主体	役割
行政機関 (または外部委託機関)	・フィールドの日常的な点検や簡易的なモニタリング調査を実施する。 ・詳細モニタリング調査の実施や事業発注を行う。 ・調査により取得したデータやガイド事業者等から報告を受けたデータの集約、蓄積を行う。 ・取得データを推進協議会（モニタリング評価委員会）に提供する。※（将来的に）委託等による部分的な役割の移行を想定
竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 (モニタリング評価委員会)	・様々な主体が実施するモニタリングについて関係者で情報を共有する。 ・モニタリング評価委員会がモニタリング結果を収集・整理し、評価及び対策案の検討を行い、推進協議会に報告・提案する。 ・推進協議会が保全措置の実施について検討・調整を行う。
専門家・研究者	・行政機関等と連携して詳細モニタリング調査を実施する。 ・推進協議会や行政機関からの依頼に応じて、モニタリング結果の評価やそれを踏まえた対策の検討等を行う。
ガイド事業者	・自然観光資源の利用者数の報告や簡易的なモニタリング調査の実施。 ・フィールドの状況を日々の利用の中で確認し、異常があった場合などに報告を行う。
地元関係団体	・団体の活動や知見に応じて、モニタリング調査や評価への協力、連絡調整等を行う。 (竹富町観光協会、西表島エコツーリズム協会、西表島カヌー組合、竹富町ダイビング組合、どうぶつたちの病院沖縄、やまねこパトロール 等)
西表島部会	・「西表島行動計画」及び「持続可能な西表島のための来訪者管理計画」の成果評価や進行管理に関する情報を推進協議会（モニタリング評価委員会）に提供する。 ・推進協議会からの報告を受け、関係機関との情報共有や協議、調整を行ったうえで、世界自然遺産の適正な管理のために必要と判断された事項に関して、西表島行動計画に反映させる。

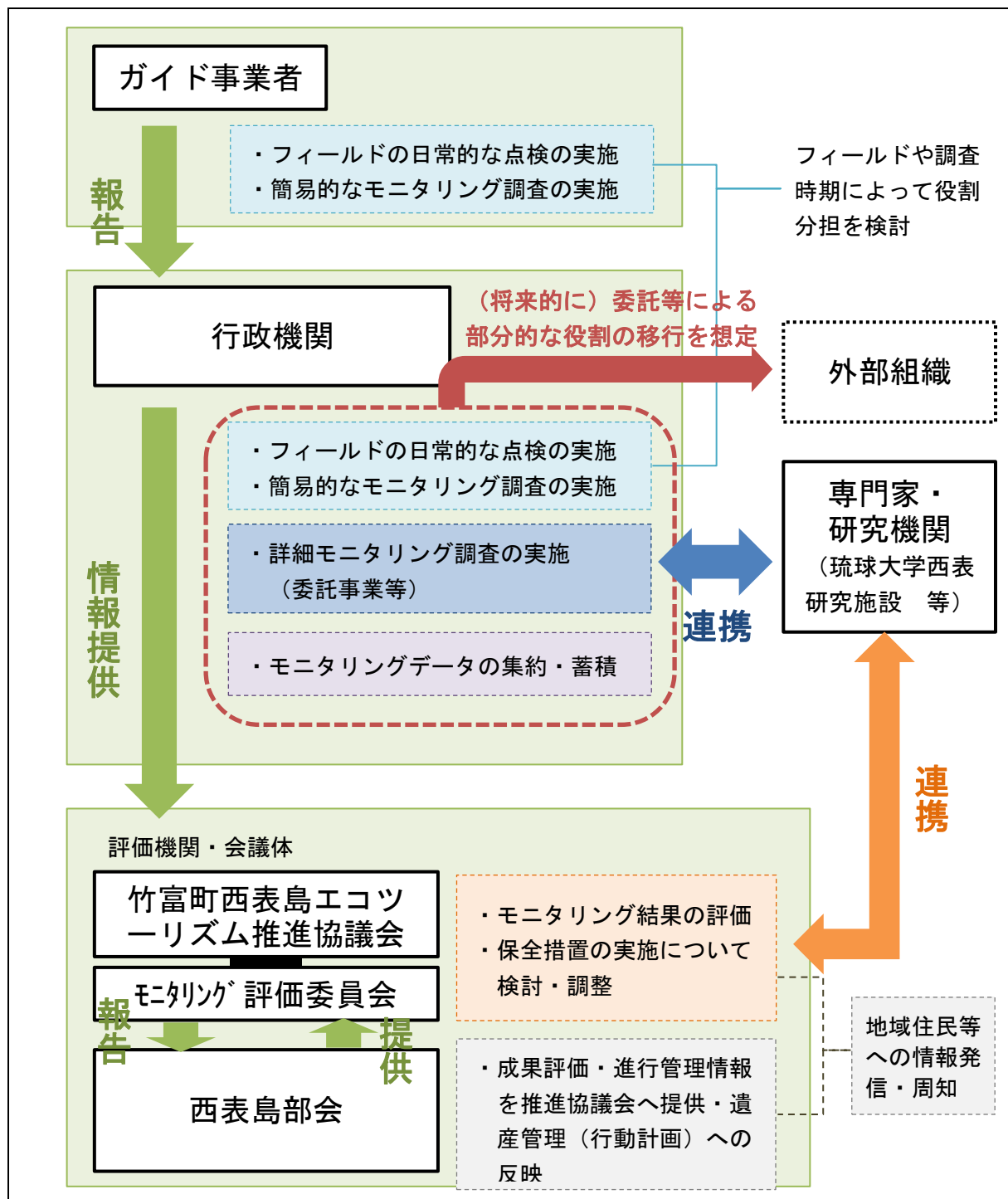


図 利用影響に関するモニタリング調査の実施体制

（３）評価の方法及び評価の結果の反映の方法

推進地域のモニタリングの結果については、推進協議会において情報共有を行い、特に自然観光資源においては、利用によってフィールドを構成する自然環境資源が損なわれていないかを確認し、必要に応じて適切な措置が講じられるよう検討・調整を行います。

ただし、自然観光資源の利用状況や自然環境等の変化状況に関するモニタリングデータに基づいて、利用に伴う影響可能性の判断や実施すべき保全措置の内容について検討を行うには、専門的知見と制度や事業化等に関する行政的判断が必要になります。そのため、推進協議会の中に専門家や研究者及び行政機関等で構成される『モニタリング評価委員会』（後述 P82）を設置し、毎年、当該委員会がモニタリング結果を適切に評価し、推進協議会に対して評価結果の報告を行うこととします。

推進協議会では当該委員会からの評価報告を踏まえて、自然観光資源を保全するための具体的な保全措置の実施について検討・調整を行うこととします。なお、評価結果を反映した保全措置としては、概ね以下に示すような方法を想定しています。

① 自然観光資源の利用ルール等の見直し又は利用休止

モニタリング及び評価の結果から、ツアーの実施方法や利用方法（利用ルール及びマナー・配慮事項）の改善や変更、又は期間を限定した利用休止が必要と判断された場合には、利用ルール等の改善・変更内容や利用休止の理由、期間等に関する情報を公表するとともに、観光ガイドや観光旅行者等に対する周知・指導等を行います。

② 自然観光資源の解除又は新規指定

モニタリング及び評価の結果から、自然観光資源に対して、指定の解除又は新規指定、指定範囲の変更等が必要と判断された場合には、本構想の見直し・変更の手続きを行ったうえで、観光ガイドや観光旅行者等に対する周知・指導等を行います。

③ 特定自然観光資源の立入制限の方法の変更

モニタリング及び評価の結果から、特定自然観光資源に対して、立入制限の方法の変更等が必要と判断された場合には、変更内容に応じて必要とする手続き（町長による公示もしくは全体構想の見直し）を行ったうえで、観光ガイドや観光旅行者等に対する周知・指導等を行います。

④ 関係行政機関や専門家との協力による対策事業の実施

自然観光資源の状況に関するさらなる調査や利用に伴う負荷低減のための施設整備・管理作業の実施、積極的な修復等の対策事業の実施が必要と判断された場合には、関係行政機関や地元関係団体等と実施主体や役割分担に関する調整を行うとともに、研究者・専門家の協力の下で各種対策事業の内容を検討し、確実かつ早急な対策事業の実施に向けた支援・調整を行います。

4) 主な情報発信の方法

観光事業者や住民、観光旅行者に西表島の適正利用のためのルールやマナー、配慮事項等を周知し、自然の持続可能な利用に対する理解と協力を得るため、有効な情報発信を行っていきます。

主な情報発信の方法としては、看板の設置や港等でのパンフレットの配布等の取組を継続・強化していくことに加えて、新たに竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の公式ホームページを開設します。世界自然遺産登録に伴い外国人観光旅行者の増加も想定されることから、多言語での情報発信に努めます。

特に、観光旅行者に対しては、自然観光資源の利用のルールをはじめとしてこの全体構想に記載された内容を伝えるだけでなく、西表島を訪問するにあたって住民生活や環境への影響を抑制し、自身の安全を守るための一般的なマナー・配慮事項についても、あわせて小冊子のような形でとりまとめて配布するなどして、普及啓発を図っていくこととします。上記の小冊子や、既存のルールブックなどのツールを活用して、観光旅行者にわかりやすく納得・理解の得られやすい形で利用ルール等について伝えていきます。

4. 自然観光資源の保護及び育成

1) 特定自然観光資源の指定

自然観光資源の中で、利用による影響が懸念され、保護のための措置を講ずる必要がある場所については、特定自然観光資源として指定し、法令に基づく新たな利用制限の方法と仕組みを導入します。特定自然観光資源の指定により、資源を観光利用に伴う影響から保護し、利用者が安全に自然と触れ合いながら自然に対する知識や理解を深め、適切な知識と技術を有する観光ガイドがその活動を支えていく仕組みを構築するとともに、この仕組みを持続的に運用していくことにより、地域振興にも寄与することを目的とします。

具体的には、『ヒナイ川・西田川』、『古見岳』、『浦内川源流域』、『テドウ山』の4つを特定自然観光資源に指定し、保護と育成を図っていきます。ただし、ヒナイ川と西田川は「2. 2）推進地域における自然観光資源」においては別個の自然観光資源として記載していましたが、フィールドの一体的な管理を行うため、1つの特定自然観光資源『ヒナイ川・西田川』として指定します。

（1）特定自然観光資源への指定の理由

それぞれの特定自然観光資源の指定の理由について以下に示します。

①ヒナイ川・西田川

ヒナイ川・西田川は、西表島の自然観光資源の主要な構成要素である干潟、マングローブ林、河川、滝、亜熱帯照葉樹林及び多様かつ希少な生物の生息域が全て含まれている島の典型的なエリアです。また、西表島においてカヌーやトレッキングのフィールドとして最も古くから利用されているエリアの一つであり、西表島の代表的な自然体験フィールドとして現時点で最も多く利用されており、知名度も高いエリアです。

主な利用形態はマングローブ林内の河川でのカヌーと滝までのトレッキングであり、大半の利用者は有償ガイドが同行するツアーに参加しています。利用者数はマーレ川～ヒナイ川で年間3万人強、日最大300人程度、西田川で年間1万人強、日最大130人程度であり、ヒナイ川・西田川全体では年間で合計4万人強、日最大360人程度となっています。

ヒナイ川・西田川では、これまで西表島カヌー組合が自主ルールを設定し、ガイド一人あたりの客数と一事業者一日あたり客数に上限を定めて、その遵守を組合員に課すことによってカヌーでの利用者数に一定の制限をかけてきました。また、西表島カヌー組合では定期的な歩道の維持管理の他、緊急時の救助訓練なども行ってきました。

しかし、現在、遊歩道では踏圧により樹木の根や岩が削られ、離合地点での林床の裸地化やマングローブの根の損傷、利用者による野外排泄による悪臭の発生等の問題も生じているほか、カヌーの係留・保管ヤードは飽和状態に達しており、ピーク時にはピナイサーラの滝つぼ付近は利用者の過密状態が発生しています。

さらに、世界自然遺産への登録を契機として、西表島には自然志向の強い個人や外国人等の観光旅行者の増加が見込まれることから、今後はカヌーやトレッキングでのセルフ利用やガイドツアーへの需要増、新たなガイド事業者の参入や新たなアクティビティの導入ニーズの増加、より上流部への利用エリアの拡大等の可能性も高まるものと想定されます。そのため、従来の西表島カヌー組合だけの自主ルールでは、将来に向けて自然観光資源の適切な保全・管理が困難になる恐れがあります。

したがって、ヒナイ川・西田川を特定自然観光資源に指定することで、特に利用集中の激しいヒナイ川の利用を西田川に誘導することによる利用分散も行いながら、両フィールドの適切な保護と育成を図っていきます。

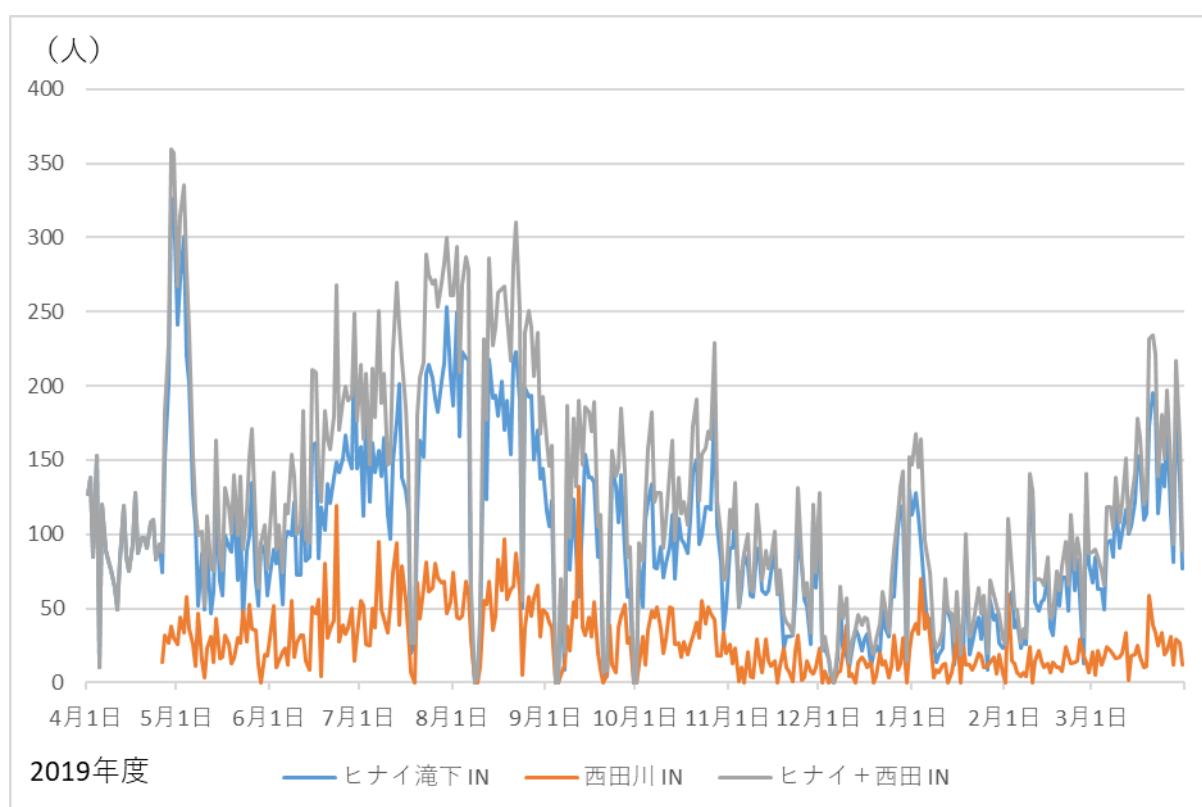


図 ヒナイ川及び西田川の日別利用者数の推移

※ 環境省カウンターデータ (2019 年度。西田川は 4/1～4/25 が欠測) より推定



滝つぼの混雑の状況



樹木の根の損傷



岩の浸食

②古見岳

古見岳は西表島の最高峰（標高 469.5m）であり、スダジイ、アカメイヌビワ等からなる原生的な常緑広葉樹林が分布しています。また、山頂部付近は雲霧帯に位置し、着生植物等環境の変化に敏感な植物相も発達しています。古見岳周辺の一帯には、国内希少野生動植物種であるイリオモテヤマネコ、カンムリワシ、アカヒゲ等のほか、リュウキュウチクを食草とするアサヒナキマダラセセリ等の希少な昆虫類が生息しています。このように、古見岳は多くの希少植物・固有種をはじめとした豊かな生物多様性が育まれる重要な場所です。また、山頂部は眺望が開けており、天気がよければ西表島の山々の景色や新城島、石垣島などを見渡すことができます。

古見岳には、北西側のユツン川を經由するルート、南東側の古見集落付近の県道から相良川沿いの道を経由するルートが利用されています。北西側のユツン三段の滝まではユツン川のトレッキング等を目的としたガイドツアー等の利用者が比較的多くみられ、自然観光資源としては『古見岳』とは別の『ユツン川』としています。一方で、『古見岳』としているユツン三段の滝より山頂側の利用者数や南東側のルートの利用者数は現状ではそれほど多くないと考えられます。ただし、世界自然遺産への登録を契機として、西表島の豊かな自然を体験したいと考える観光旅行者が増えることにより、貴重な自然環境資源を有する古見岳の利用者が増加することも予想されます。

古見岳は利用者数の少なさゆえに、最低限の整備のもとに利用されており、その結果自然度の高い景観が維持されています。利用者数が増加すると、道の崩れや道幅の広がりによる植生の改変、岩上に着生するコケ類や溪流性の植物の剥離などにより自然環境が劣化するおそれがあります。希少なラン類や鑑賞価値の高いシダ類等の植物、マルバネクワガタ等の昆虫類を目的とした盗掘、盗採も問題となっています。また、ルートの分かりにくさから、遭難・道迷いも発生しています。ガイドを同伴しない利用者が増えれば遭難・道迷いが増加することも想定されます。

したがって、古見岳を特定自然観光資源に指定することで、適切な保護と育成を図っていきます。

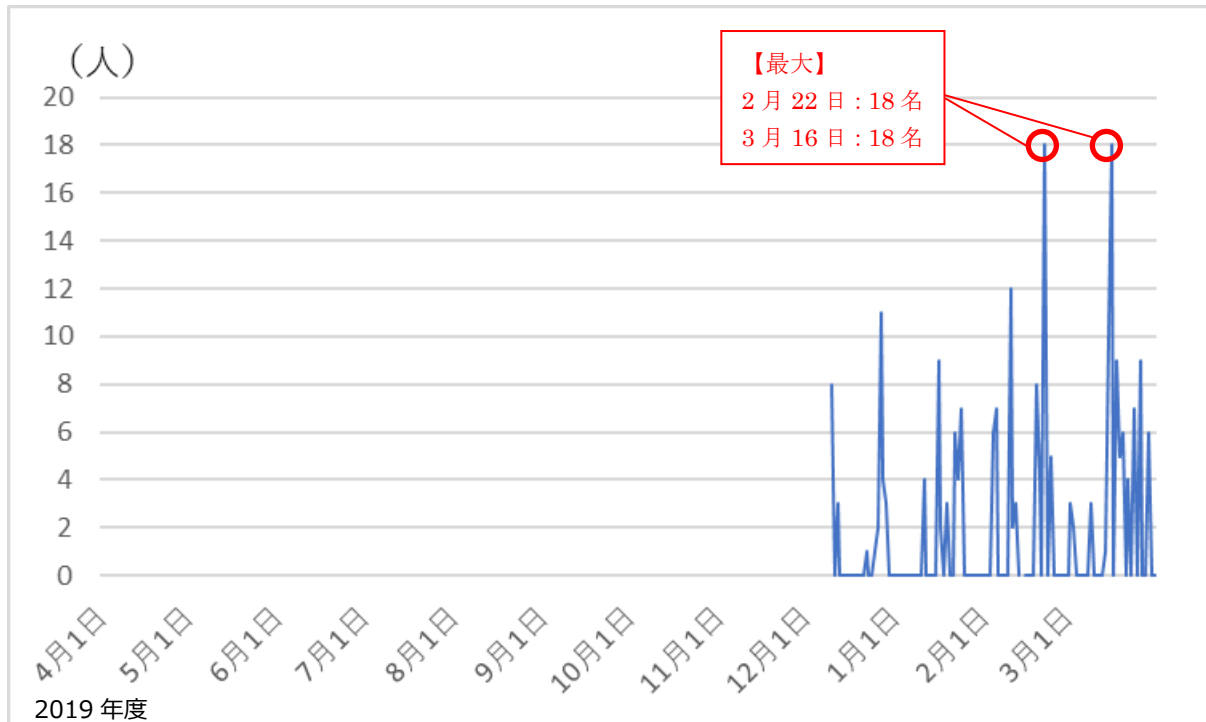


図 古見岳の日別利用者数の推移

※ 環境省カウンターデータ（2019年度）実測データより推定。（4/1～12/9,2/14 は欠測）

③浦内川源流域

浦内川源流域は原生的な天然林であり、スダジイ林が優占し、低地の谷筋にはオキナワウラジロガシ林が生育するなど、亜熱帯降雨林帯の代表的な植生がみられます。雲霧帯が発達し、国や沖縄県のRDBに記載されている希少な動植物が生息・生育しています。また、マヤグスクの滝等をはじめとした自然景観を楽しむこともできます。

利用ルートとしては、西部の浦内川の上流にあるカンピレーの滝から東部の大富歩道につながる道（横断道）があります。浦内川源流域では浦内側から大富側、あるいはその逆へと縦走する利用のほか、浦内側からイタジキ川出合で分岐してマヤグスクの滝を訪れ、浦内側に戻る利用もみられます。いずれにしても歩く距離が長く、非常時を除いてキャンプ等も禁止されていることから、浦内川源流域は西表島の自然観光資源の中で最もハードなフィールドの一つです。そのような理由で、利用者数は現状ではそれほど多くはなく、利用者カウンターで把握された最大値は35人/日です。ただし、世界自然遺産への登録を契機として、西表島の豊かな自然を体験したいと考える観光旅行者が増えることにより、貴重な自然環境資源を有する浦内川源流域の利用者が増加することも予想されます。

浦内川源流域は利用者数の少なさゆえに、最低限の整備のもとに利用されており、その結果自然度の高い景観が維持されています。利用者数が増加すると、道の崩れや道幅の広がりによる植生の改変、岩上に着生するコケ類や溪流性の植物の剥離などにより自然環境が劣化するおそれがあります。また、ルートの分かりにくさから、ガイドを同伴しない利用者が増えれば遭難・道迷いが増加することも想定されます。

したがって、浦内川源流域を特定自然観光資源に指定することで、適切な保護と育成を図っていきます。

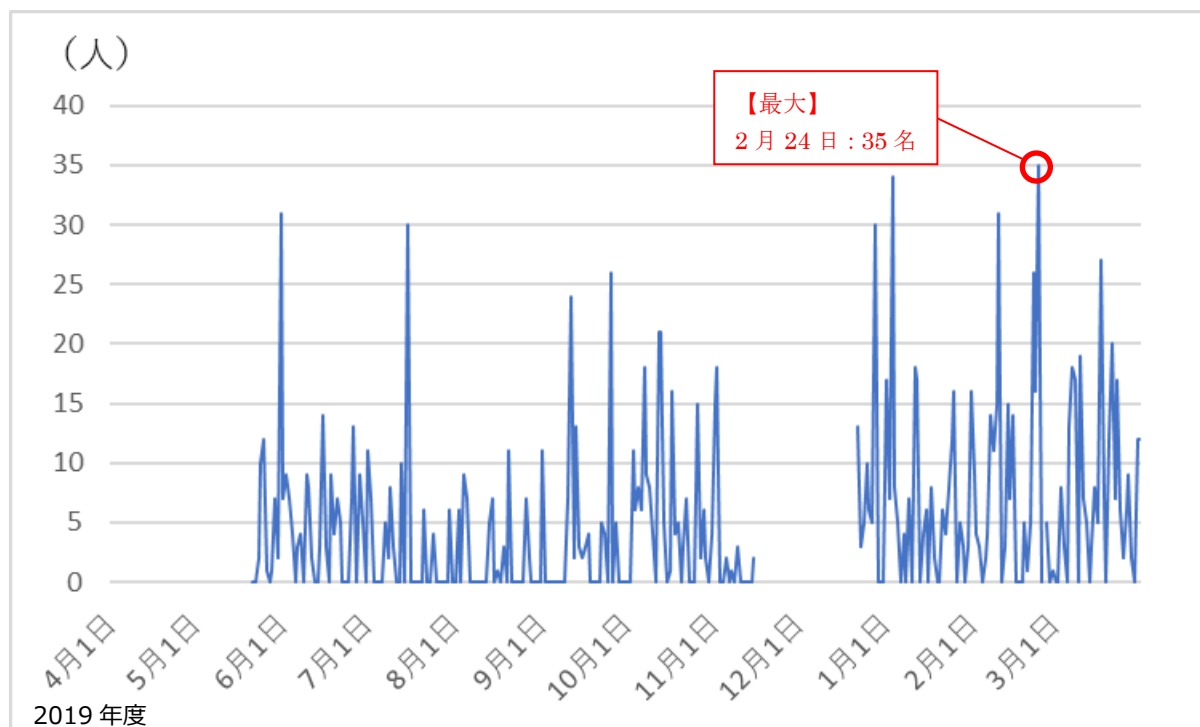


図 浦内川源流域の日別利用者数の推移

※ 環境省カウンターデータ（2019年度）実測データより推定。（4/1～5/20,11/16～12/21,2/26 は欠測）

④テドウ山

テドウ山周辺には原生的な天然林があり、スダジイ林が優占し、低地の谷筋にはオキナワウラジロガシ林が生育するなど、亜熱帯降雨林帯の代表的な植生がみられます。雲霧帯が発達し、国や沖縄県のRDBに記載されている希少な動植物が生息・生育しています。利用ルートとしては、ヒナイ川の滝上ルートから分岐し、浦内川の上流歩道までつながる道があります。浦内川源流域や古見岳に比べてもマイナーなフィールドであるため、利用者数は現状ではそれほど多くないと考えられますが、世界自然遺産への登録を契機として、西表島の豊かな自然を体験したいと考える観光旅行者が増えることにより、貴重な自然環境資源を有するテドウ山の利用者が増加する可能性もあります。

利用者数が増加すると、道の崩れや道幅の広がりによる植生の改変などにより自然環境が劣化するおそれがあります。また、ルートの分かりにくさから、遭難・道迷いも発生しています。ガイドを同伴しない利用者が増えれば遭難・道迷いが増加することも想定されます。

したがって、テドウ山を特定自然観光資源に指定することで、適切な保護と育成を図っていきます。

(2) 特定自然観光資源の指定区域

それぞれの特定自然観光資源の指定区域について以下に示します。

特定自然観光資源の指定区域は、環境的にはその周辺部と連続しており、周辺部も含めて守るべき自然環境となっていますが、観光利用による影響が想定されるという観点から、歩道や河川の周辺部に限定して指定しています。具体的には、歩道の中心線や河川の水涯線（水ぎわ）から左右 15m を基本として設定しています。

①ヒナイ川・西田川

ヒナイ川・西田川には干潟、マングローブ林、河川、滝、亜熱帯照葉樹林及び多様かつ希少な生物の生息域が全て含まれており、これらが生物の観察や景観の眺望等を通じて価値を提供していることから、これらの要素や利用の想定されるルートを含む形で特定自然観光資源に指定します。

具体的な指定範囲は、船浦湾に流入するマーレ川、ヒナイ川、西田川とその河口部一帯及びピナイサーラの滝とサンガラの滝に至る遊歩道、並びに河川、干潟沿いのマングローブ林と遊歩道沿いの森林域を対象とします。指定範囲を以降の図に示します。後述のように、立入り制限の人数設定についてヒナイ川・西田川それぞれの内訳の数値を設けることから、ヒナイ川部分と西田川部分の図面をそれぞれ示しています。

②古見岳

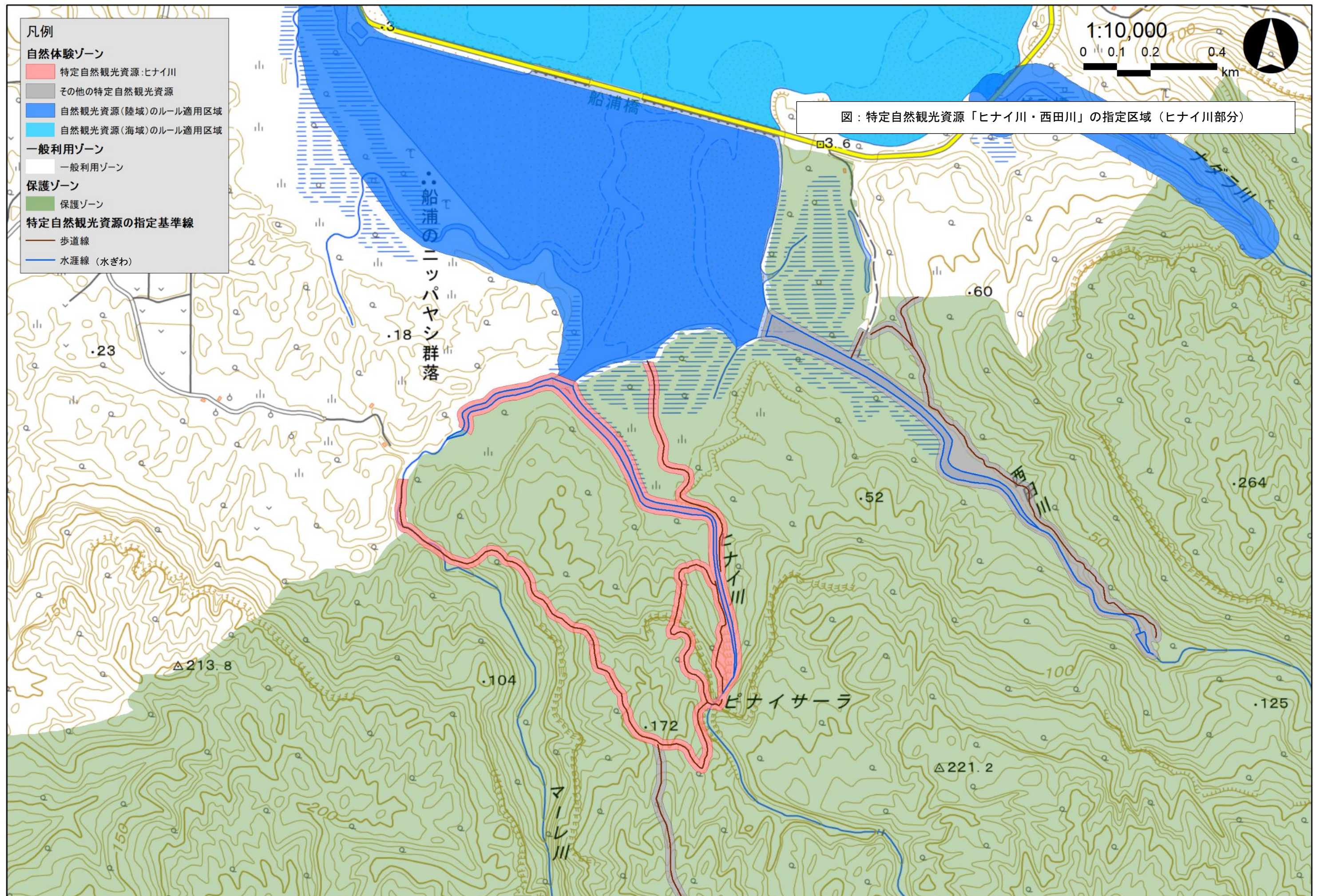
古見岳には、多くの希少植物・固有種をはじめとした豊かな生物多様性がみられ、特に南東側の相良川沿いを離れ急登する地点から北西側のユツン三段の滝の上部までは、利用者数が少なく自然度の高い景観が維持されていることから、これらの区域を利用の想定されるルートを含む形で特定自然観光資源に指定します。具体的な指定範囲は以降の図に示すとおりです。

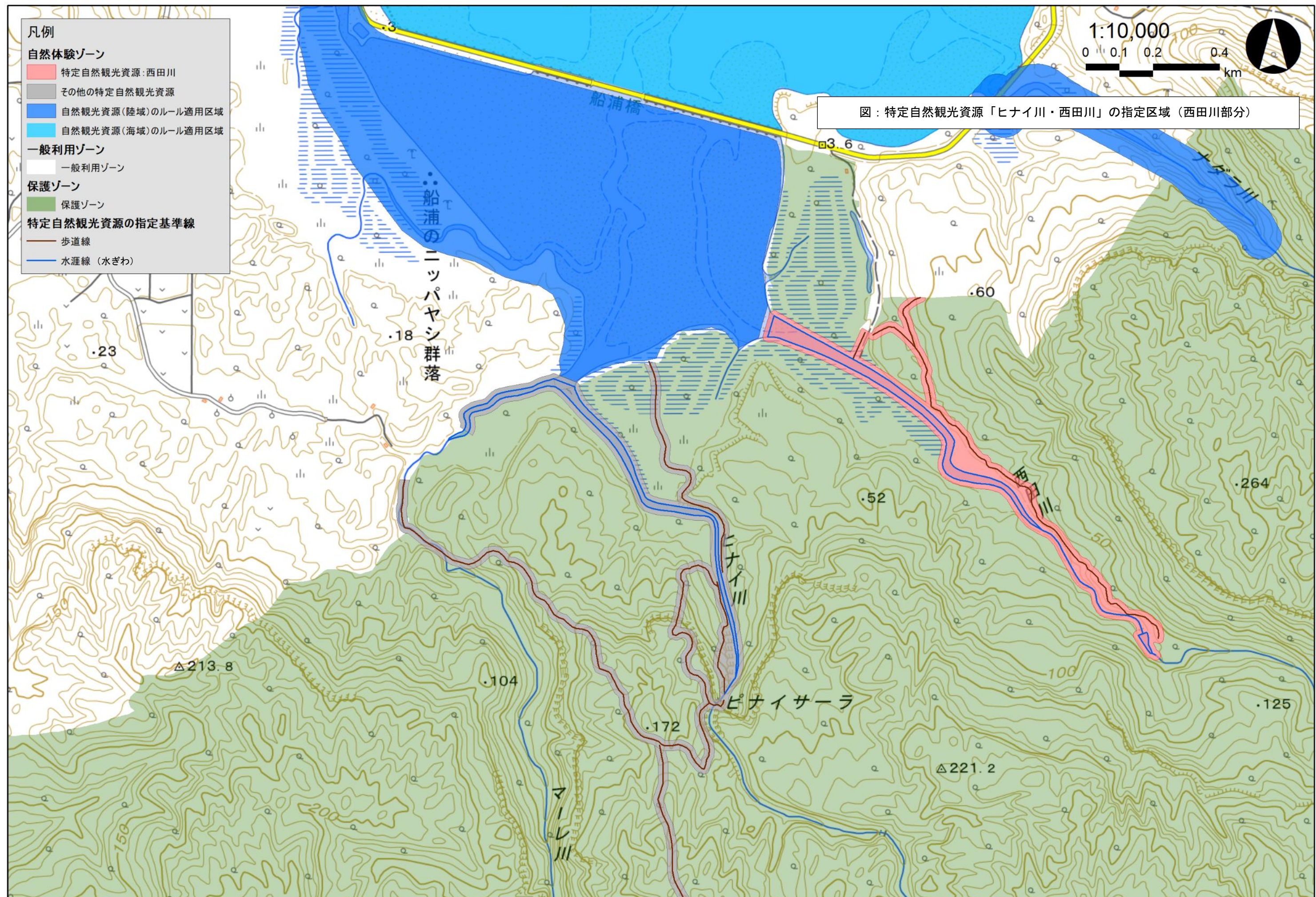
③浦内川源流域

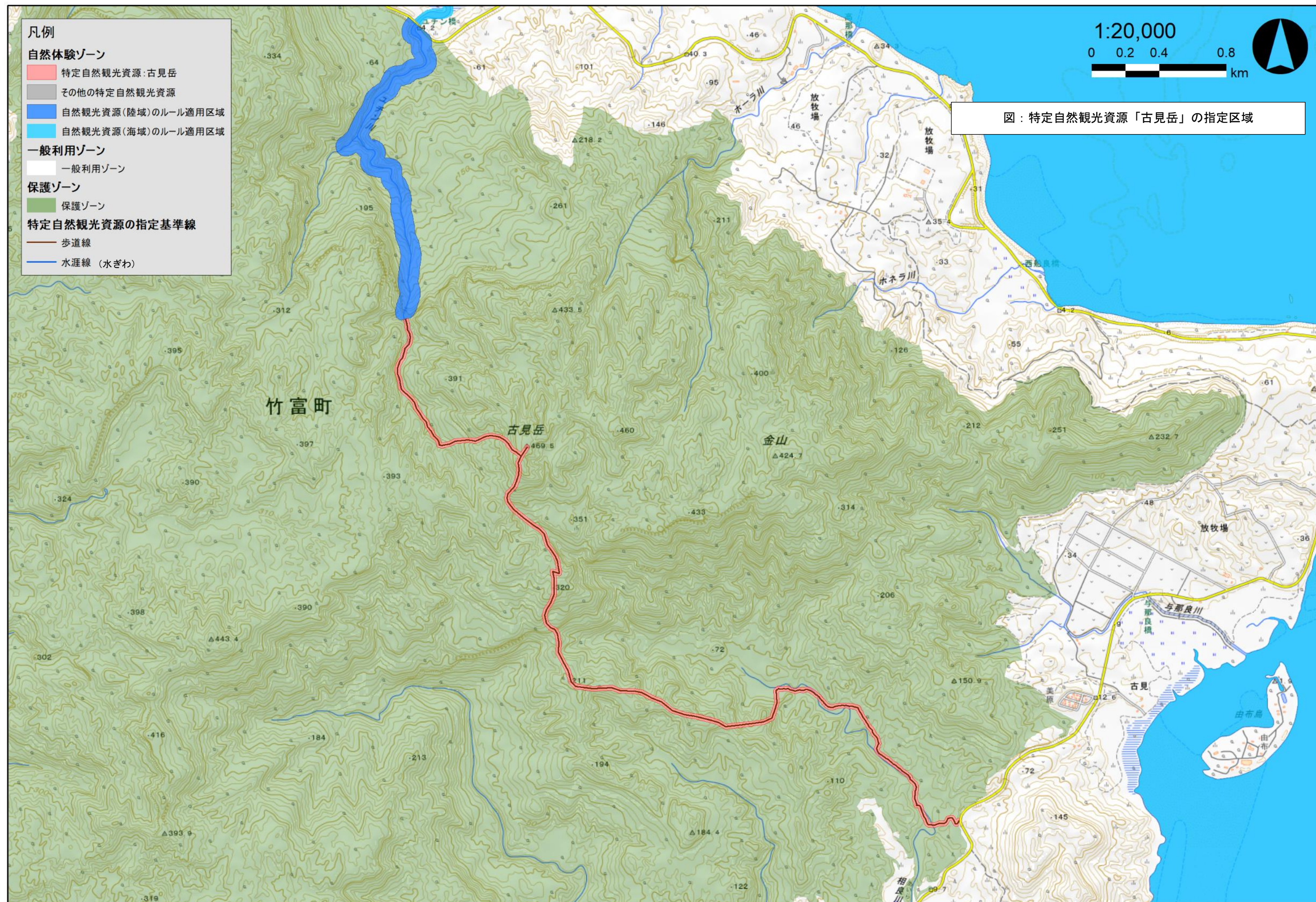
浦内川源流域には、豊かな亜熱帯照葉樹林のもとで河川、滝等の景観がみられ、様々な希少種、固有種が生息・生育していることから、これらの区域を利用の想定されるルートを含む形で特定自然観光資源に指定します。具体的な指定範囲は以降の図に示すとおりです。

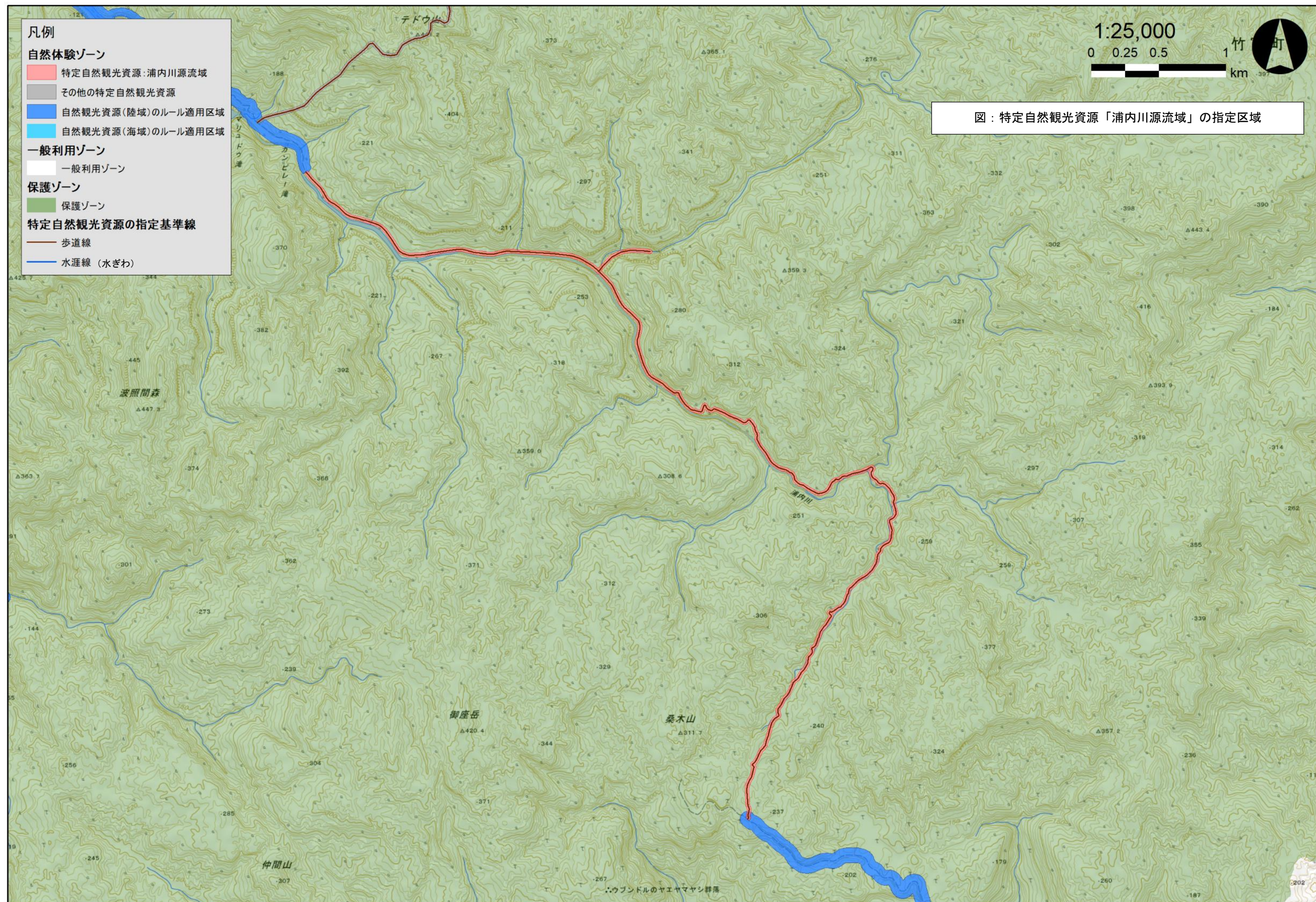
④テドウ山

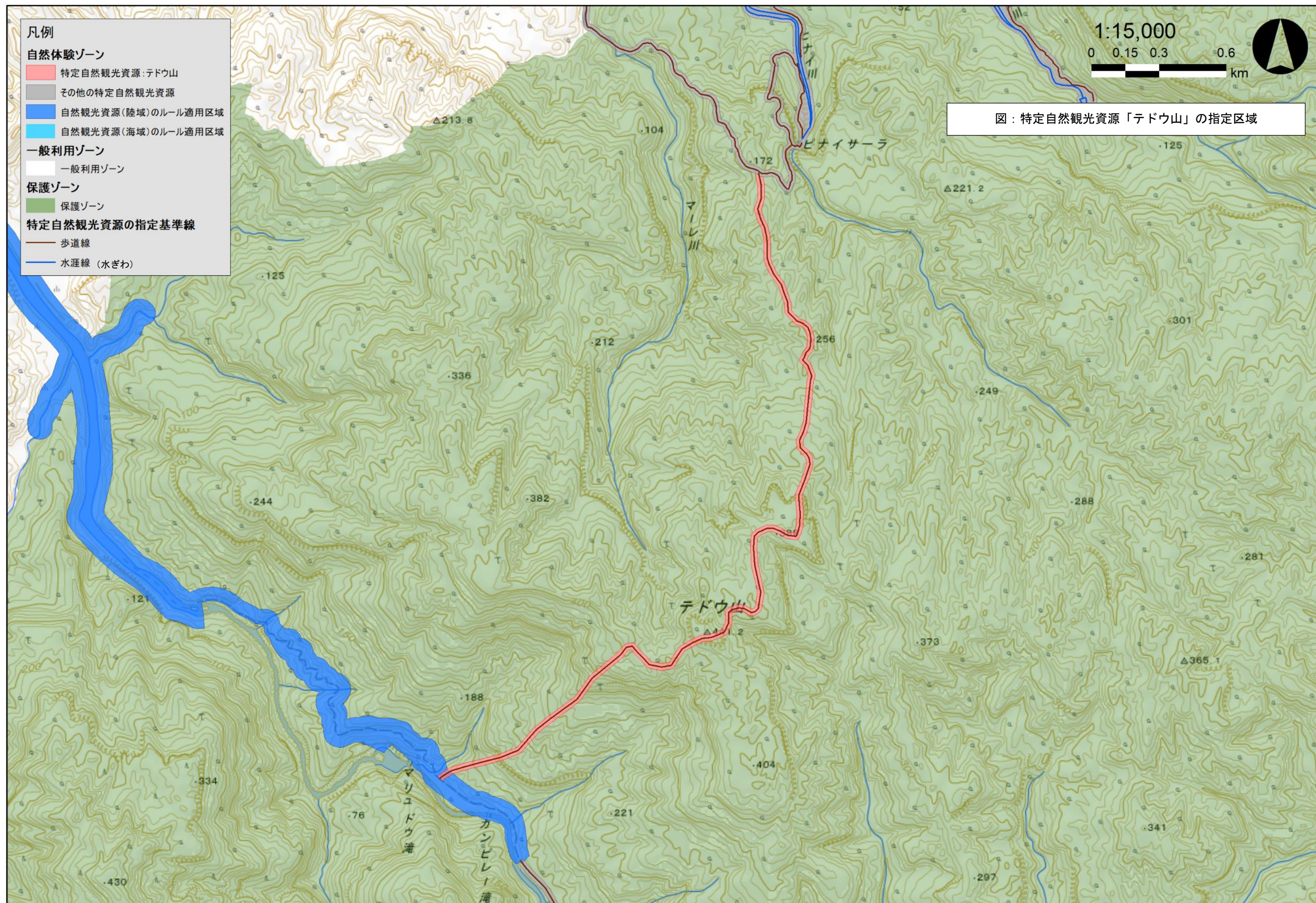
テドウ山には、亜熱帯照葉樹林の景観やそこに生息・生育する固有種をはじめとした動植物が見られることから、これらの区域を利用の想定されるルートを含む形で特定自然観光資源に指定します。具体的な指定範囲は以降の図に示すとおりです。











2) 立入制限による利用調整

エコツーリズム推進法では、特定自然観光資源が観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めたときは、その特定自然観光資源が所在する区域への立入りについて制限することができるかとされています。

■エコツーリズム推進法 第10条第1項（法条文より抜粋）

市町村長は、認定全体構想に従い、第8条第1項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。

特定自然観光資源に指定する『ヒナイ川・西田川』、『古見岳』、『浦内川源流域』、『テドウ山』を保全するためには、トレッキングやカヌー等による利用者数を制限するとともに、当該資源の利用ルートや自然環境の特性、適切な利用方法や保全活動等についての知見を有する者が適切に利用者を案内し無秩序な利用を防ぐことで、植生の踏み荒らしや動植物の生息・生育環境の悪化、定められたルート以外の利用による自然環境への影響等を抑制する必要があります。

そのため、特定自然観光資源『ヒナイ川・西田川』、『古見岳』、『浦内川源流域』、『テドウ山』の全域を、エコツーリズム推進法第10条にしたがって、立入りにつき予め竹富町長の承認を受ける必要のある区域に設定します。これらの区域においては、本項に示す立入制限の内容を竹富町長が公示することにより、新たな利用制限の仕組みと違反者への罰則規定の適用が法的に担保されます。

ただし、以下のような場合は立入制限の対象とはなりません。

○地域住民が自然観光事業以外の目的で立ち入る場合

- ・狩猟、山菜取り、行事のための資源採取等の伝統的活動
- ・日常的に行われている私的レクリエーション活動
- ・学校行事や環境学習等の教育的活動 等

○自然公園法に基づく許可を受けた上で、事前に管轄する森林管理署への入林届を行い調査・研究の目的で立ち入る場合

○災害復旧や歩道・水道等の公共施設の整備・維持管理の目的で立ち入る場合

（1）立入制限を実施する期間及び上限人数の設定

『ヒナイ川・西田川』、『古見岳』、『浦内川源流域』、『テドウ山』は年間を通じて利用されることが見込まれるため、立入制限の期間は通年とします。

『ヒナイ川・西田川』では、すでに多数の利用者があり自然環境への影響もみられていることから、資源を将来にわたり健全な状態に保つためには、利用者の総数を制限することが必要

です。『古見岳』、『浦内川源流域』、『テドウ山』については、現在の利用者数は過剰ではありませんが、世界遺産登録等を契機とした利用者の増加による自然環境への影響が想定されることから、利用者数の急増を抑制し、資源への悪影響が出ないように管理していくため、立入りの事前申請により利用者数を把握するとともに、利用者の総数を制限する必要があります。

上限人数は、下表のように設定します。『ヒナイ川・西田川』については、各河川での上限人数の内訳も設定しています。過剰な利用による自然環境への影響を避ける観点から、滞留地点における植生への影響や裸地の広がりなどを抑制するための適切な収容人数や現状の利用者数を踏まえて上限人数を設定しています。ただし、上限人数については今後のモニタリング結果により、より適切な人数となるように随時見直しを行っていきます。

特定自然観光資源名	上限人数
ヒナイ川・西田川	300 人/日
ヒナイ川	200 人/日
西田川	100 人/日
古見岳	30 人/日
浦内川源流域	50 人/日
テドウ山	30 人/日

(2) 立入り承認の基準

竹富町長は、特定自然観光資源がより適切に保全されるように、立入り承認をする際の基準を設けます。特定自然観光資源の利用に当たっては、植生の踏み荒らしや動植物の生息・生育環境の悪化、定められたルート以外の利用による自然環境への影響等を防ぐため、十分な知見を持つ者が同行することが必要だと考えられます。そこで、合理性、透明性、公平性を担保し、特定の事業者等を意図的に排除するものや自然観光資源の保全その他エコツーリズムの推進と関連性を有しないようなものにならないよう留意したうえで、下表に示す通り立入り承認をする際の基準を設定します。

具体的には、当該資源の利用ルートや自然環境の特性、適切な利用方法や保全活動等についての知見を有する者として「(a)本推進協議会の認めるガイドが利用者に同行すること」を一つの基準とします。その場合、ガイドは利用者を案内・指導し、観光利用者はフィールドの利用においてガイドの指示に従うこととします。一方で、本推進協議会の認めるガイドが伴わない場合には、「(b)利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講すること」を承認の基準とします。ただし、ヒナイ川及び西田川においては、利用者数が多く、利用により自然環境に影響を与えるリスクが大きいことから、本推進協議会の認めるガイドが利用者に同行する場合のみ、立入りを承認することとします。

特定自然観光資源名	立入り承認をする際の基準
ヒナイ川・西田川	(a)本推進協議会の認めるガイドが利用者に同行すること
古見岳	(a)本推進協議会の認めるガイドが利用者に同行すること
浦内川源流域	または
テドウ山	(b)利用者全員が推進協議会の定める講習等を受講すること

※テドウ山に船浦湾側からアクセスするためには、ヒナイ川の特定自然観光資源範囲内を通過する必要があるが、(b)の基準を満たしてテドウ山の立入り承認を得ている場合には、ヒナイ川の範囲内であってもテドウ山へのアクセスに必要な区間（マーレ川駐車場～ヒナイ川滝上とテドウ山の分岐点）においては本推進協議会の認めるガイド

ドが利用者に同行する必要はない。

(3) 監視活動

特定自然観光資源を適切に保全するために、立入り承認を受けずに特定自然観光資源を利用する者に対しては、立入りをやめるよう指示する必要があります。このため立入りの承認を受けているかどうかを現場で確認できるように、立入りの承認を受けた者は竹富町長による承認証を携行することとともに、同行するガイドは竹富町観光案内人条例に規定される免許証等の携帯を義務付けます。

エコツーリズム推進法では市町村職員が違反者に対して指示を行うと定められていますが、広大な西表島のフィールドで竹富町の職員が違反行為を見つけその場で指示することは困難だと考えられます。そのため、ガイドが利用ルールや立入制限の遵守状況について相互監視を行い、違反行為等が認められた場合には竹富町西表エコツーリズム推進協議会に速やかに報告し、報告事項の真偽を確認したうえで、適切な処分が行われるよう竹富町に要請することとします。その要請を基に、違反者に対して竹富町の職員から文書を送付することなどにより指示を行い、指示に従わない場合には、エコツーリズム推進法に基づく罰則の対象となります。また、利用ルールを守らない、同行する観光利用者に適切に指導を行わないガイドは、第3章1)

(2) に示したとおり、観光案内人条例の指導、勧告及び命令と公表措置並びに行政処分の対象とすることにより、利用ルールの遵守を担保します。

3) 特定自然観光資源の保護・育成の方法

(1) 立入制限に関する管理・運営体制

立入り承認に係る事務を継続的かつ確実に実施していくため、竹富町は事務作業等の外部委託を行うことができることとし、条例等によりそのために必要な規定を定めます。

その他、立入り承認に係る適正な制度運用に必要な事項については、別途検討し、運用指針(仮称)としてとりまとめます。

(2) ガイドの参加によるフィールドの維持・管理の仕組み

特定自然観光資源のフィールドの維持・管理を効果的かつ継続的に行っていくため、管理主体である行政機関だけでなく、現地を利用するガイドの積極的な参加のもとで、散策路の整備や自然環境の保全活動、モニタリング調査等を行う仕組みを作っていきます。

(3) 利用施設の適切な整備

特定自然観光資源において、先に定めた立入制限と利用ルールの下で利用者を適切に管理するだけでなく、当該エリア内での観光利用に伴う自然環境への負荷の低減と新たに導入する立入制限の運用等に必要な最低限の施設を整備します。

(4) ルール等の公表及び周知の方法

特定自然観光資源の所在するエリアには、看板等により規制の内容等の表示を行います。ま

た、「3. 5) 主な情報提供の方法」に示した通り、港等でのパンフレットの配布や推進協議会の公式ホームページにおいて、特定自然観光資源におけるルール等について周知を行っています。

4) 特定自然観光資源に関係する主な法令・制度及び計画など

特定自然観光資源に関係する主な法令・計画等を以下に示します。

区分	名称	所管機関
条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	UNESCO
法令等	自然公園法	環境省
	鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	環境省
	種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	環境省
	外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）	環境省
	河川法	国土交通省
	森林法	農林水産省（林野庁）
	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省（林野庁）
	文化財保護法	文部科学省（文化庁）
	沖縄振興特別措置法	内閣府
	沖縄県文化財保護条例	沖縄県
	沖縄県希少野生動植物保護条例	沖縄県
	竹富町自然環境保護条例	竹富町
	竹富町観光案内人条例	竹富町
	竹富町猫飼養条例	竹富町
計画等	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 包括的管理計画（及び 西表島行動計画）	環境省ほか
	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 モニタリング計画	環境省ほか
	西表島森林生態系保護地域保全管理計画	農林水産省（林野庁）
	西表自然休養林管理経営方針書	農林水産省（林野庁）
	持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画	沖縄県

5) その他の自然観光資源の保護・育成

本構想に書かれたルールについて、竹富町観光案内人条例の遵守規定の適用や、推進協議会や関係機関による普及啓発を進めることで、関係者・利用者による遵守を担保し自然観光資源の価値が損なわれないように保護及び育成を進めます。また、モニタリング等により得られた結果に基づき、必要に応じて専門家・研究者からの意見を得ながら推進協議会で対応を協議し、各参加主体や観光事業者の取組等へ反映できるように調整します。

6) 自然観光資源に関係する主な法令・制度及び計画など

自然観光資源に関係する主な法令・計画等を以下に示します。

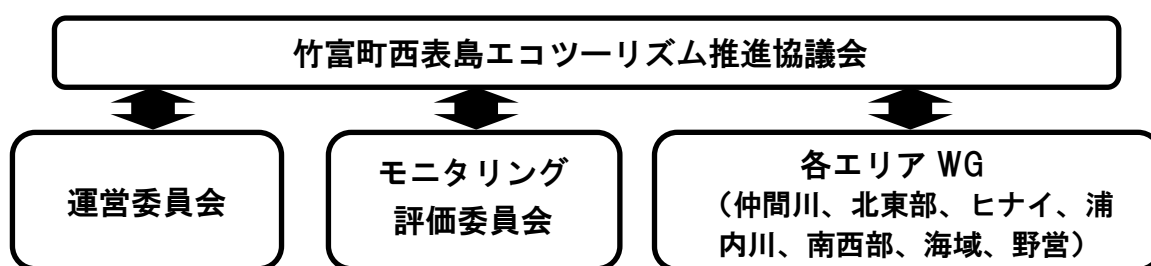
区分	名称	所管機関
条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	UNESCO
法令等	自然公園法	環境省
	鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	環境省
	種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	環境省
	外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）	環境省
	自然環境保全法	環境省
	河川法	国土交通省
	海岸法	国土交通省
	森林法	農林水産省（林野庁）
	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省（林野庁）
	文化財保護法	文部科学省（文化庁）
	沖縄振興特別措置法	内閣府
	沖縄県文化財保護条例	沖縄県
	沖縄県希少野生動植物保護条例	沖縄県
	竹富町自然環境保護条例	竹富町
	竹富町観光案内人条例	竹富町
	竹富町猫飼養条例	竹富町
	重要湿地（生物多様性の観点から重要度の高い湿地）	環境省
	生物多様性の観点から重要度の高い海域	環境省
計画等	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 包括的管理計画（及び 西表島行動計画）	環境省ほか
	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地 モニタリング計画	環境省ほか
	西表島森林生態系保護地域保全管理計画	農林水産省（林野庁）
	西表自然休養林管理経営方針書	農林水産省（林野庁）
	持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画	沖縄県
	仲間川保全利用協定	沖縄県

5. 推進協議会の参加主体

1) 推進協議会の体制と役割

西表島におけるエコツーリズムの取組は、以下の体制で実施します。具体的には竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の規約（参考資料1）第7条に規定されたとおり、推進協議会には、総会のほか、運営委員会と、ワーキング会議等としてモニタリング評価委員会と各エリアWGを設置します。

会議体	構成	主な役割
竹富町西表島エコツーリズム推進協議会	○学識経験者 ○地元住民代表 ○地元関係団体 ○ガイド事業者代表 ○行政関係者 など	○全体構想の作成及び変更（モニタリング・評価結果に基づく利用ルールや立入制限の内容に係る検討・調整を含む） ○保全措置の実施に係る検討・調整 ○全体構想の進行管理 ○情報発信・普及啓発
運営委員会	○行政関係者 など	○推進協議会の実施に向けた事前の検討・調整等 ○全体構想の進行状況の把握と推進協議会への報告
モニタリング評価委員会	○学識経験者 ○行政関係者 など	○モニタリング結果のとりまとめと評価 ○保全措置案の検討 ○評価・検討結果の推進協議会への報告・提案
各エリアWG （仲間川、北東部、ヒナイ、浦内川、南西部、海域、野営）	○ガイド事業者 ○行政関係者 など	○ガイド事業者との連絡・調整 ○各エリアにおける利用ルール等の検討 ○ガイド事業者のルール遵守状況等の確認・報告



2) 竹富町西表島エコツーリズム推進協議会の構成（2022年9月現在）

「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会」の会員名簿及び役割分担を以下に示します。

竹富町西表島エコツアーリズム推進協議会 会員名簿及び役割分担

	区 分	所属・役職等		推進協議会 での役割	役割
1	学 識 経 験 者	元 沖縄県エコツアーリズム推進協議会・ 会長	花井 正光		全体構想 及び西表 島エコツ ーリズム への専門 的知見に よる指 導・助言
2		琉球大学・名誉教授	横田 昌嗣		
3		琉球大学 博物館（風樹館）・助教	佐々木 健志		
4		琉球大学熱帯生物圏研究センター 西表 研究施設・准教授	渡辺 信		
5		北九州市立自然史・歴史博物館・学芸員	中西 希		
6		Island Ecosystem Research・代表	河野 裕美		
7	地 元 住 民 代 表	西表島東部地区公民館連合会・代表（2名）			地域住民 との連 絡・調整
8					
9		上原地区連合公民館・代表			
10		西表地区公民館・代表			
11	地 元 関 係 団 体	竹富町商工会・会長		監事	関係者 との連 絡・調 整、関 係分野 の観 点から の助言
12		竹富町観光協会・会長		副会長	
13		八重山漁業協同組合・組合長			
14		沖縄県猟友会・竹富町地区長			
15		どうぶつたちの病院 沖縄・理事長			
16		トラ・ゾウ保護基金西表支部 やまねこパトロール・事務局 局長			
17		西表島エコツアーリズム協会・会長			
18		西表島カヌー組合・組合長			
19		竹富町ダイビング組合・世界自然遺産担当			
20		西表島シュノーケル評議会・代表			
21		八重山 SUP 協会西表支部・支部長			
22		沖縄県カヤック・カヌー協会八重山支部・支部長			
23		西表財団・理事長			
24	ガ イ ド 事 業 者 代 表	仲間川エリア WG・代表			ガイド との連 絡・調 整
25		北東部エリア WG・代表			
26		ヒナイエリア WG・代表			
27		浦内川エリア WG・代表			
28		南西部エリア WG・代表			
29		海城エリア WG・代表			
30		野営 WG・代表			
31	行 政 関 係 者	竹富町・副町長		会長	所管する 制度の運 用、各種 事業の実 施
32		環境省沖縄奄美自然環境事務所・所長			
33		環境省西表自然保護官事務所・上席自然保護官			
34		林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署・署長			
35		林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター・所長			
36		沖縄県環境部自然保護課・課長			
37		沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課・課長			
38		竹富町世界遺産推進室・室長		事務局長	
39		竹富町教育委員会社会文化課・課長			

6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、持続可能な社会を実現するために、環境問題の本質を理解し、環境問題を解決するために、積極的に適切な行動をとることができる市民を育成する教育です。その推進においては、知識だけではなく、自然とのふれあい体験を通じて自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てることが重要です。次に示す方法により、エコツーリズムを環境教育に役立てます。

(1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

環境教育の場としての活用と普及啓発を図るため、ガイダンス及びプログラムの実施にあたっては、次の点に留意します。

①西表島の自然や環境問題に関するガイド事業者の理解を深める

自然体験ツアーを行うガイド自身が西表島の自然や環境問題について正しく理解をしていないければ、参加者に正しい知識を伝え、それらについて学んでもらうことができません。西表島では、竹富町観光案内人条例等に基づき講習会を実施するなどしてガイドの理解の向上を図っていきます。

②参加者に西表島の自然や環境問題について考える機会を提供する

西表島の豊かな自然環境を体験してもらいながら、動植物の生態、豊かな自然がみられる理由、懸念される問題点、それに対する取組状況などを適宜解説することで、西表島の自然や環境問題について考える機会を提供します。

③環境負荷の低いツアー実施による環境保全意識の向上を図る

地元産品の利用やごみの排出抑制、環境への負荷が少ない製品の利用など、環境への負荷が低いエコツアーを実施します。その考え方を解説し、参加者にもマイボトルの持参やごみの持ち帰りの推奨などの呼びかけを行うことで、環境保全意識の向上を図ります。

(2) 地域住民に対する普及啓発の方法

エコツーリズムを行う上で、地域の理解は欠かすことのできないものです。エコツーリズムの意義と効果を適切に理解・浸透させていく取組として、リーフレット等の配布による普及啓発や、地元の子供たちを対象とした自然体験ツアーなどを行います。

2) 他の法令や計画等との関係・整合

エコツーリズムの推進にあたっては、「第4章 5)」に挙げた特定自然観光資源及び自然観光資源に関係する主な法令のほか、以下に示す関係法令や計画等との整合性を図りながら実施し

ていきます。

区分	名称	所管機関
法令等	旅行業法	国土交通省
	道路交通法	国土交通省
	道路運送法	国土交通省
	海上運送法	国土交通省
計画等	生物多様性おきなわ戦略	沖縄県
	自然環境の保全に関する指針	沖縄県
	沖縄県自然環境再生指針	沖縄県
	第2次沖縄県環境基本計画	沖縄県
	沖縄 21 世紀ビジョン基本計画	沖縄県
	沖縄県観光振興基本計画	沖縄県
	竹富町総合計画	竹富町
	竹富町観光振興基本計画	竹富町
	竹富町海洋基本計画	竹富町

3) 地域社会の持続的発展への貢献

西表島のエコツーリズムを地域の持続可能な振興につなげていくためには、観光の担い手となるガイド事業者が西表島の振興について考え、農林水産業や土地の所有者等をはじめとして、地域との連携・調和を図りながら取り組んでいくことが重要となります。それらは同時に、西表島ならではの魅力を持った質の高い観光を育て、地域社会に根ざした観光を将来にわたって継続していくことにもつながります。また、地球規模での環境問題や社会の動きについて認識しながら、地域で実践していく（think globally, act locally）ことも重要です。

ガイド事業者が地域社会の持続的発展により貢献していくための基本的な考え方と連携方策・配慮事項を以下に示します。

①基本的な考え方

島の宝である資源（自然・文化）を大切に

- 西表島の観光は、豊かな自然と、自然と関わる文化・歴史があってはじめて成り立つことを理解し、自然環境への配慮を優先した事業運営を心がけましょう。
- 自然・文化資源の維持・保全に取り組み、持続的に活用できる方法を常に考え、実行しましょう。
- 環境に与える影響を最小限にする運営方法を検討し、運営方針に盛り込みましょう。
- 自然や文化の最大の恩恵を受けて事業を営んでいるガイド事業者は、そのことをしっかりと認識し、利用に見合う環境の維持・保全に努めましょう。

魅力ある地域をつくる

- 地域の魅力を新たに見出すことも観光事業者の役割です。その魅力を地域住民と共有し、快適で活力のある地域づくりに貢献しましょう。
- 自分たちの活動の源である自然や文化は、観光事業者以外の住民も利用していることを理解し、その営みを尊重し共に守りましょう。

自分たちの島のことに関心を持つ

- 地域の開発・インフラ整備事業、産業振興事業や新しい法や条例の施行などに関心を持ち、関係する説明会等に積極的に参加しましょう。
- 自然・文化資源の維持・保全への取り組みを、島内外へ積極的に発信しましょう。

②事業の運営について（連携方策・配慮事項）

- 地域のお他産業との連携を図り、利益の循環を目指した運営に努めましょう。
- 滞在型の観光を推進し、宿泊することでしか得られない西表島の魅力を伝えましょう。
- 事業内容を開示し、地域の方々の意見をもらうなど理解を求める努力をしましょう。
- 事業が地域住民の生活や仕事、行事等に支障をきたさないようにしましょう。万が一支障が生じた場合は、地域住民の意見を反映させ、適切に変更しましょう。
- 事業内容が西表島らしさを持つように工夫しましょう。
- 食事や土産物などは、地元産のものを積極的に勧めましょう。
- 定期的に地域住民や行政との意見交換、コミュニケーションの場を設けましょう。
- 地域についての勉強や情報収集にはげみ、質の高いサービスや情報を提供できるよう努力しましょう。
- 地域の住民や子供を対象とした環境プログラムを通じて、地域の環境教育に積極的に協力しましょう。
- 西表島に来訪する観光旅行者には、自身の業者の利用客でなくとも、常におもてなしの心で接することを心がけましょう。
- 他人の所有地や農林地への無断立入をしないように注意し、立入る場合には管理者への事前の手続きや協議を行いましょう。
- 地域貢献に関する事業者としての責務や持続可能な観光等について、内外の動向を把握・理解し、実践しましょう。

4) 地域の生活や習わしへの配慮

西表島は、豊かな自然観光資源を多数有する魅力的な島ですが、同時に、地域住民が日々の生活を営む場でもあります。そのため、観光関係者及び利用者は、西表島への滞在・利用中に地域住民の生活や文化に悪影響を及ぼさないように配慮します。行政機関や観光関係者は、島内で遵守すべきマナーや配慮事項等を記したパンフレットを配布することなどにより、普及啓発に努めます。

地域の生活や習わしへの配慮として、例えば以下のようなことが挙げられます。

- ・ 定期船では混雑する朝夕の時間帯を避ける
- ・ 集落内を水着で歩かない
- ・ 人の家を覗かない
- ・ 御嶽や墓などに入らない
- ・ 祭りは決まりを守って見る
- ・ ごみのポイ捨てをしない
- ・ 濡れたままで船やバスに乗らない

5) 安全管理

ガイドは、利用者の安全を確保するために最大限の注意を払い、日頃から天候、危険箇所、生物などの危険に対する情報収集や自身のスキルアップに努め、危険回避のための的確な状況判断能力の向上を図ります。

行政機関は、竹富町観光案内人条例等の適切な運用のもとに上記の様なガイドの育成に努めるとともに、観光・交通事業者と協力して観光旅行者への普及啓発を行い、利用中の事故や遭難等の発生防止に努めます。

万が一事故等が発生した場合には、速やかにガイド事業者や行政機関等において情報を共有し、協力して救助・救急対応に当たります。

6) 全体構想の公表・進行管理・見直し

全体構想の策定後も、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会及び関係する会議体を継続し、毎年度、各種取組の進捗状況やモニタリング結果の確認、全体構想の運用における課題や対応策の検討等を行い、それを踏まえて全体構想の進行管理と内容の点検を実施します。その結果を踏まえて、5年毎をめぐり全体構想の見直しを行います。ただし、この期間に関わらず、全体構想の内容に早急に修正が必要と判断された場合には、適宜見直しを実施します。計画の進捗管理、見直しに当たっては、持続可能な観光やエコツーリズムに関係する国内外の動向を注視し、その考え方や枠組みを必要に応じて取り入れていきます。

全体構想の策定・変更・廃止を行った場合は竹富町や推進協議会のホームページ等で広く一般に公開し、主務大臣に報告します。

<参考資料１：竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 規約>

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会 規約

令和２年３月２２日制定

令和４年２月２２日変更

令和４年９月０７日変更

第１章 総則

(名称)

第１条 この協議会は、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第２条 協議会は、主たる事務所を竹富町役場内の世界遺産推進室（沖縄県石垣市美崎町１１番地１）に置く。

２ 協議会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第３条 協議会は、西表島において豊かで貴重な自然環境が持続的に保護され、適切に利用されることで広く地域振興にも貢献するエコツーリズムを実現することを目的とする。

(事業)

第４条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (１) 西表島エコツーリズム推進全体構想の作成及び変更に関すること
- (２) 西表島エコツーリズム推進全体構想の実施体制に関すること
- (３) 竹富町観光案内人条例の運用に関すること
- (４) 西表石垣国立公園（西表地区）自然体験活動促進計画の作成及び変更に関すること
- (５) 西表島における自然体験活動促進事業の実施に関すること
- (６) その他、西表島エコツーリズムの推進に必要な事項

２ 協議会は、前項各号に掲げる事業の一部を当該協議会以外の者に委託して実施することができる。

第２章 会員等

(協議会の会員)

第５条 協議会は、別紙１に掲げる会員をもって組織する。

２ 新たに協議会の会員に加える旨の申入れがあったときは、総会における協議会会員の追加の議決をもって会員とし、遅滞なく別紙１の会員名簿に追加する。

(届出)

第６条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表

者の氏名等)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

- 2 協議会は、前項の届出があったときは、別紙1の会員名簿を変更し、遅滞なく会員に報告する。

(会議機関)

第7条 協議会には、次の会議機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) ワーキング会議等

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (2) 監事 1名

- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議機関

第1節 総会

(構成)

第13条 総会は、別紙1に掲げる協議会の会員をもって構成する。

2 総会の議長は、会長が務める。

(開催)

第14条 総会は、毎年1回以上開催する他、会長が必要と認めたとき、又は会員現在数の3分の1以上から若しくは監事から招集の請求があったときに開催する。

(議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 西表島エコツーリズム推進全体構想の策定及び変更に関する事項
- (2) 各種事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (3) 各種事業報告及び収支決算に関する事。
- (4) 協議会の規約及び各種規程の制定、変更及び改廃に関する事。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

(意見の聴取等)

第19条 会長は、必要に応じて会員以外の者を総会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び氏名
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、議長が記名押印しなければならない。

第2節 運営委員会

(構成)

第21条 運営委員会は、各会員の実務担当者を委員として構成する。

(開催)

第22条 運営委員会は、委員が必要と認めた場合に随時開催する。

(機能)

第23条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 自然観光資源の保護及び利用に関する事項
- (2) 各種事業計画案の策定
- (3) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (4) その他、事業実施に必要な事項

第3節 ワーキング会議等

第24条 ワーキング会議等は、必要に応じて設置し、ワーキング会議の構成、機能、会議運営に必要な事項は、その都度決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 竹富町世界遺産推進室
- (2) その他、会長が必要と認めた者

3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(業務の執行)

第26条 協議会の業務の執行の方法については、本規約で定めるもののほか、別途定める会計処理規程によるものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

- (1) 協議会規約及び前条に掲げる会計処理規程
- (2) 会員名簿及び会員の変更に係る書類
- (3) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (4) 規約に定める会議機関の議事に関する書類
- (5) その他、必要な書類

第6章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行政機関等からの委託費及び交付金
- (2) その他の収入

(収支予算)

第30条 協議会の収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第31条 会長は、毎年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の20日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかねばならない。

(会計処理)

第32条 協議会の会計処理は、本規約で定めるもののほか、別途定める会計処理規程により行う。

第7章 協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会の議決を得なければ変更することはできない。

(解散)

第34条 協議会は、総会の議決を経て解散することができる。

2 解散時に協議会が有していた各種文書等は、竹富町が解散後5年経過する間、引き継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第35条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、行政機関の事業を実施して得た財産は、原則として当該行政機関に返還するものとし、返還額については個別に協議して決定する。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第8章 協議会会長印の取扱

(定義)

第36条 この規約において「会長印」とは、協議会の業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(種類)

第37条 会長印は、「竹富町西表島エコツーリズム推進協議会会長」の名称を彫刻するものとする。

(使用範囲)

第38条 会長印は、会長が必要と認めた文書を発行するときに限り使用するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第39条 その他この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和２年３月２２日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員の選任については、第８条第２項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第１０条第１項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の予算の議決については、第３０条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第２８条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和３年３月３１日までとする。

<参考資料2：竹富町観光案内人条例及び同施行規則>

竹富町観光案内人条例

令和元年9月20日
条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
- 第2章 観光案内人への規制（第8条―第25条）
- 第3章 雑則（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然観光事業の適正化を図り、かつ観光案内人に自然環境保全への積極的参画を推進することで、竹富町の自然環境に対する過剰利活用の防止、とりわけ西表島等におけるかけがえのない優れた自然環境及びその生態系の保全に寄与し、もって自然環境資源が観光資源として持続可能性をもって適正に利活用され、かつそれが持続的な地域振興にも資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 西表島等 西表島周辺の海域を除く西表島及びその属島並びに西表島の河川域及び海岸域をいう。なおここにいう海岸域とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第2項の「公共海岸」の定義による。
- （2） 自然環境資源 西表島等における動植物及びその生息・生育環境並びに河川、滝及びその景観の全般をいう。
- （3） 自然観光事業 自然環境資源を利活用して料金を受領する事業をいう。なお旅館業、飲食店その他の観光事業者以外の事業者が正業で得た料金の他に別途料金を客から得ることなく西表島等の自然を観光案内する場合も当該事業とみなす。ただし、自然環境資源に負荷を与えないものとして規則に定める場合については、この限りではない。
- （4） 観光案内人 町長から本条例に基づいて自然観光事業を営む免許を取得した者で、観光事業者及び観光ガイドをいう。
- （5） 観光事業者 個人又は法人を問わず自然観光事業を営む者をいう。
- （6） 観光ガイド 法人の観光事業者に雇用された者又は個人の観光事業者で利用客を実際に案内する者をいう。
- （7） 観光旅行者等 有償・無償を問わず自然観光資源を鑑賞、見学、体験等（以下、「鑑賞等」という。）する者をいう。なおテレビ、新聞等で取材、撮影、録

音に従事するマスコミ関係者及び学術研究のための調査・研究に従事する者（以下、「マスコミ等関係者」という。）もこれに包含する。ただし、竹富町の住民で自然観光資源を私的に鑑賞等する者は、この限りではない。

- 2 町長は、本条例の適用範囲として、「西表島等」以外の島々及びその周辺海域の定義について、本条例の目的を実現するために必要な限度において、別に定める規則（以下、「規則」という。）をもって定めることができる。ただし、その場合には、第21条によって設置された審議会の意見を聞かなければならない。

（基本理念）

第3条 観光案内人は、質の高い自然環境教育の重要な担い手でなければならない。

- 2 観光案内人は、竹富町、とりわけ西表島等の自然環境及びその生態系の保全に向けて、観光案内人どうし並びに行政及び関係機関と連携・協働しなければならない。
- 3 観光案内人は、竹富町におけるそれぞれの地域集落の慣習等を最大限尊重するとともに、地域集落等が主催する行事・活動等に積極的に参加又は参画する等、地域社会の振興に努めなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、竹富町全域における自然環境を保全する責務を有する。

- 2 町は、自然観光事業を行い、又は行おうとする者（以下、「観光事業者等」という。）に対し、本条例、竹富町自然環境保護条例（竹富町平成29年条例第10号）その他の関係法令の目的及び理念に則り、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。
- 3 町は、観光事業者等の知識及び技能の水準の維持向上を図るため、また質の高い自然環境事業又は環境教育が実践されるよう、必要な各種研修、講座等を実施し、又はその他必要な支援体制を構築し、観光事業者等の育成を図らなければならない。
- 4 観光事業者等の広報活動等を通じて、自然観光資源の持続可能な利活用の適正化及びその発展を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

（観光案内人の責務）

第5条 観光案内人は、本条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令を遵守し、かつ西表島等の自然環境の保全及び自然環境資源の持続可能な利活用のために、最大限配慮しなければならない。

- 2 観光案内人は、自らの利用客に対して前項の関係法令を遵守させなければならない。
- 3 観光案内人は、自らの利用客以外の者が本条例、竹富町自然環境保護条例その他の関係法令に明白に違反していることを知った場合には、時宜に応じて適切に対応するよう努めなければならない。
- 4 観光案内人は、竹富町の名誉を毀損しないよう、最大限配慮しなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、観光案内人の指示に従わなければならない。

2 観光旅行者等は、町が実施する施策に協力しなければならない。

3 マスコミ等関係者は、西表島等に立ち入る場合には、公私に関わらず、事前に、規則に定める届出書を提出しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、町が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 観光案内人への規制

(免許)

第8条 自然観光事業を営もうとする者は、本条例に基づく手続に従い、町長の免許を受けなければならない。

2 前項の免許を受けようとする者は、規則に定めるところにより、次に掲げる事項が記載された文書を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 個人で自然観光事業を営もうとする者の氏名若しくは屋号及び住所その他の連絡先並びに法人にあってはその法人名(商号)、代表者の氏名及び住所その他の連絡先

(2) 観光ガイドとして従事する者の氏名及び住所その他の連絡先

(3) 観光ガイドとして従事する者及び雇主たる観光事業者の身分証明書の写し

(4) 観光ガイドその他の従業員を雇用する観光事業者にあっては、その総数

(5) 自然観光事業を行うための営業所、施設等の名称、所在地及び連絡先

(6) 自然観光事業として主として利活用する自然環境資源の名称

(7) 西表島等における自然観光事業の実績を示す年限又は実働日数を証明する文書

(8) 自然観光事業を営む上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険に加入していることを証明する文書

(9) 自然観光事業を営む上で、また環境教育を実践する上で必要と考えられる法令等に基づく普通救命救急等の講習を受講したことを証明する文書

(10) 法人の観光事業者にあっては、観光ガイド全員が前号の講習を受講したことを証明する文書

(11) 西表島等の公民館に所属していることを証明する文書

(12) 前号の証明ができない者においては、竹富町におけるそれぞれの地域集落等が主催する行事・活動等に積極的に参加又は参画する等、地域社会の振興に努めている実績を疎明できる文書

(13) 前各号に掲げるもののほか、規則に定める書類

3 観光ガイドの登録については、観光事業者の免許を取得しようとする者がこれを代行する。

4 町長は、申請者に対して聴聞をすることができる。申請者は、町長からの聴聞に誠実

に應對しなければならぬ。

5 町長は、申請者及び観光ガイドとして登録される者が心身の障害等により自然観光事業を適正に行うことができないと判断したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときには、前項の免許を与えないことができる。ただし、本項第1号、第5号及び第7号は、観光ガイドとして登録される者には適用しない。

- (1) 未成年者（本条例における未成年者の意義については、児童労働を規制する労働基準法（昭和22年法律第49号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）の解釈による。）
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は竹富町が制定する条例の規定により過料以上の刑に処せられ、その執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (5) 第25条の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同法同条第2号に規定する暴力団その他これらと密接な関係を有する者（以下、「暴力団員等」という。）、又は暴力団員等でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (7) 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (8) その他、町長が自然観光事業を適正に行うことができないと判断したとき

6 町長は、前項の規定により許可しないときは、遅滞なく、申請者にその旨を通知し、かつその理由を示さなければならない。

7 免許を受けた観光案内人は、規則に定める登録料を支払わなければならない。

8 免許を受けた観光案内人は、規則に定める講習、研修等を受講しなければならない。

9 町長は、本条に基づく免許を受け、かつ第7項及び第8項の要件を満たした者に対しては（以下「免許事業者」ともいう。）、遅滞なく、免許証その他の業務に係る物品（以下「免許証等」という。）を交付しなければならない。

10 町長は、本条に基づいて許可した観光案内人の氏名、屋号その他観光旅行者等に資する情報を公表しなければならない。

（免許の条件）

第9条 町長は、前条の免許の裁定又は交付に際しては、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、本条例の免許制の趣旨に照らして、又は免許申請手続に係る事項の確実な実施を図るため必要かつ最小限のものとし、申請者の過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

(免許手続の委託)

第10条 町長は、第8条及び前条における事務手続及び講習、研修等の企画・実施を、本条例の目的等を十分に理解し、かつ実践することができる団体その他の者に委託することができる。

(変更等の届出)

第11条 観光案内人は、第8条第2項に掲げる事項に関し変更があったとき、又は事業を廃止したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(免許の更新)

第12条 観光案内人の免許は、規則に定める年限ごとに更新しなければ、その期限の翌日から効力を失う。

2 観光案内人が免許を更新する場合には、前項の免許有効期限の3か月前より1か月前（以下「免許更新申請期間」という。）までに申請しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 町長は、免許更新申請期間内に免許更新の申請をした観光案内人に対して、継続的な業務の遂行に支障を来さないよう、第8条第2項から第9条までの規定を準用して適切に審査を行わなければならない。

4 免許更新申請期間内に免許更新の申請をした観光案内人に何らの不備もなく、かつ町長が免許有効期限までに正当な理由なく免許更新に係る処分をしない場合には、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新後の登録の有効期間は、更新手続が完了した日の翌日から起算するものとする。

(廃業等の理由による免許証の返納)

第13条 免許事業者は、第12条第1項に定める免許更新申請期間を徒過し、かつ再度の免許申請をしない場合、事業を休業若しくは廃業する場合、又は第25条により免許が失効した場合には、町長に対し、速やかに免許証等を返納しなければならない。

(自然観光事業を実施する上での観光案内人の遵守事項)

第14条 観光案内人は、業務を行うに際しては、案内する観光旅行者等全員に対し、別に定める要領に従い、自然観光資源の利活用に関して必要な注意事項等を事前に説明し、かつ同意書に署名をもらわなければならない。

2 観光案内人は、業務を行うに際しては、免許証を常に携帯し、かつ外部から視認しやすい方法で掲げなければならない。

- 3 観光案内人は、観光旅行者等、町の職員、地域住民その他関係者から免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 観光案内人は、案内する観光旅行者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、又は最良の思い出が残るような旅行の実現に、最大限配慮するよう努めなければならない。

（観光事業者の業務に関する関係書類の整備）

- 第15条 観光事業者は、規則に定める自然観光事業に係る関係書類を整備し、これを保存しなければならない。
- 2 観光事業者は、規則に定める通り、前項の関係書類を町長に提出しなければならない。
 - 3 町長は、竹富町をはじめとする我が国の自然環境及びその生態系の保全又は竹富町の地域集落の振興を目的とする場合に限って、第1項の関係書類を国、県等関係行政機関と共有して政策・施策の基礎資料として利活用することができる。

（観光案内人の報告義務）

- 第16条 観光案内人は、西表島等の自然環境又は自然環境資源が滅失、破壊、毀損、汚損又は動植物等の殺傷、盗難、衰亡等（以下、「自然環境破壊等」という。）されていることを発見したときには、それがたとえ軽微なものであると思料する場合でも、直ちに町長に報告しなければならない。
- 2 観光案内人は、何人も自然環境及びその生態系の保全に係る関係法令又は本条例に違反する行為を行っていると思料したとき、又は本条例に基づく免許を受けずに観光案内等を行っていると思料したときには、直ちに町長に報告しなければならない。
 - 3 町長は、前2項に関わらず、自然観光資源の利活用状況又は当該利活用によって自然環境及びその生態系に及ぼす影響等に関して、観光案内人から報告を求めることができる。
 - 4 前項は、マスコミ等関係者にも準用する。

（観光案内人及び観光旅行者等の竹富町自然環境保護条例の遵守）

- 第17条 観光案内人及び観光旅行者等は、竹富町自然環境保護条例第3条の基本理念を十分に理解するとともに、同条例第12条、第24条、第28条及び第33条に規定される事項については、特に遵守しなければならない。

（観光案内人及び観光旅行者等による自然環境破壊等に対する原状回復義務）

- 第18条 西表島等において、観光案内人及び観光旅行者等が前条によるほか、自然環境破壊等をした場合には、原状に回復する義務を負わなければならない。

（観光案内人及び観光旅行者等による自然環境破壊等に対する費用弁済義務）

第19条 西表島等において、観光案内人及び観光旅行者等が第17条又は前条によるほか、自然環境破壊等をした場合には、その回復に伴う費用を弁済する義務を負わなければならない。

（関係法令の適用）

第20条 第18条における自然環境破壊等の行為に対しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の野生動植物、自然生態系及び美観風致を保全する関係法令の適用を妨げない。

（審議会）

第21条 町長は、本条例の施行又は改正に関し、必要な助言を得るために、関係行政機関、団体又は学識経験者等の中から、町長が委嘱又は任命する委員で構成される審議会を設置するものとする。

（観光案内人及び観光旅行者等に対する指導、勧告及び命令）

第22条 町長は、本条例その他の関係法令を遵守していないと認められる観光案内人及び観光旅行者等に対し、当該規定に従い、必要な措置をとるべきことを指導又は勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

（観光案内人及び無免許で自然観光事業を営む者並びに観光旅行者等に対する公表措置）

第23条 町長は、観光案内人に対して、前条第2項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表する。

- （1） 当該命令を受けた観光案内人の氏名、屋号、住所その他連絡先（法人にあっては、法人名（商号）及び代表者名並びに主たる事務所の所在地その他連絡先）
- （2） 当該命令を受けた観光案内人が違反した関係法令の内容
- （3） 当該命令の内容
- （4） 当該命令に係るその他関連事項

2 町長は、本条例に基づく免許を取得せずに自然観光事業を営む者に対しても、前項各号の事項を公表する。

3 テレビ、新聞等のマスコミ関係者又は学術研究に従事する者が前条第2項の規定による命令を受けた場合にも、本条第1項を準用する。

（報告及び立入り）

第24条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、観光案内人に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 町長は、この条例の施行に必要な限度において、観光案内人の営業所、事務所その他その業務に関する場所に立入り調査することができる。

(営業の停止等)

第25条 町長は、観光案内人が第8条第2項に掲げる事項につき変更があったにもかかわらず、又は事業の廃止をしたにもかかわらず、第11条の届出をしていないことが判明したとき、観光案内人がその他本条例若しくは関係法令の規定に違反したと認めるとき、観光旅行者等若しくは地域住民に故意又は重過失によって著しい損害を与えたとき、又は西表島等における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を著しく害したと認めるときは、当該事業者に対し、当該事業に係る免許を取り消し、又は1年を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第3章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、この条例施行の日以後、おおむね5年以内に見直しを行うものとする。

竹富町観光案内人条例施行規則

令和2年3月2日
規則第5号

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 観光案内人への規制(第5条―第14条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹富町観光案内人条例(令和元年竹富町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。ただし、条例第2条第1項第2号の「自然環境資源」の意義は、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)の「自然観光資源」と読み替えて使用することができる。

第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) バス又はタクシーを運転し又はそれに同乗する者が、もっぱら車内で行う案内行為
- (2) 水牛車を運行し又はそれに同乗する者が、もっぱら牛車内で行う案内行為
- (3) もっぱら集落内又は集落周辺における歴史、文化等の案内行為
- (4) 街区公園、児童公園等の遊び場として整備された公園内において行う案内行為
- (5) その他、自然環境資源に負荷を与えないものとして、本規則第14条に規定する審査委員会(以下、「審査委員会という」)が認めた行為

(マスコミ等関係者の届出書の提出)

第4条 条例第6条第3項の規則で定める届出事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者又は管理人の氏名)並びに緊急時の連絡先
 - (2) 立入者の人数及び氏名
 - (3) 立入の目的
 - (4) 立入の場所
 - (5) 立入の期間及び日数
 - (6) 使用する機材等の種類及び使用目的並びに使用方法
 - (7) 観光案内人その他の者の同行の有無及び同行させる場合にはその者の氏名及びその所属
 - (8) 本条令を遵守することに対する誓約
- 2 条例第6条第3項にいう届出書とは、「西表島等への立入に関する事前届出書(様式第1号)」をいう。
- 3 条例第6条第3項にいう届出は、マスコミ等関係者による自然環境資源を対象とした取材、撮影若しくは録音又は調査、研究(以下、「取材等」という。)を目的とした立入に関するものであって、西表島等の集落内又は集落周辺における歴史、文化、人物等

に対する取材等を行う場合は、この限りではない。

- 4 マスコミ等関係者が、別途、関係法令等の規定に基づいて関係行政機関に立入申請等を行った場合においては、当該機関から発行された通知等の写しをもって本項の規定による届出書に代えることができる。
- 5 同一の法人又は団体に所属するマスコミ等関係者が、1年度内に延べ2回以上、西表島等に立入ることが想定される場合には、本条の届出等に加えて、次に掲げる事項を記した書面を添付することで、当該年度の立入について一括申請することができる。
 - (1) 1年度内に西表島等に立入る可能性のある者全ての氏名、所属及び身分を記載した名簿
 - (2) 前号の名簿記載者のうち1名以上が、竹富町、竹富町西表島エコツーリズム推進協議会（以下、「推進協議会」という。）その他の関係行政機関が主催し、本条例又は関係法令等の遵守のために実施する研修等を1年以内に受講したことを証明する書類
- 6 町長は、本条に基づく申請に不備がないと判断した場合には、届出書を提出した者に対して、遅滞なく、西表島等への立入証を交付するものとする。

第2章 観光案内人への規制

(免許)

第5条 条例第8条第2項の規定により観光案内人の免許を受けようとする観光事業者は、「西表島等の観光事業者免許申請書(様式第2号)」及び別紙1に掲げる文書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の免許申請者が法人であって、その本店の住所が西表島等でない場合の申請においては、以下の各号の条件を満たさなければならない。
 - (1) 西表島等に自然観光事業を行うための営業所、施設等を有し、かつ西表島等の住所において支店登記がなされていること。
 - (2) 西表島等において過去4年以内に延べ3年以上の自然観光事業の実績又は延べ300日以上自然観光案内の実働日数を有し、かつ西表島等に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をした者を現場代理人として配置すること。
- 3 本条第1項の免許申請を行う観光事業者は、自ら観光客を案内する場合も含めて、全ての観光ガイドについて「西表島等の観光ガイド免許申請書(様式第6号)」及び別紙2に掲げる文書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が審査委員会の意見を聞いて特段の配慮を認めたものはこの限りではない。
- 4 本条第1項及び第3項の観光案内人の免許申請は、個人事業においてはその本人、法人事業にあつてはその代表者又は本条第2項第2号の現場代理人がこれを行う。
- 5 条例第8条第2項第1号、第2号及び第4号から第6号までに關しては、本条第1項の「西表島等の観光事業者免許申請書(様式第2号)」及び「西表島等の観光ガイド免許申請書(様式第6号)」の提出をもってこれを行う。
- 6 条例第8条第2項第7号に規定する自然観光事業の実績を示す文書とは、別紙1に掲げるいずれかのものとし、観光事業者の免許申請に必要な実績は、西表島等において過去4年以内に延べ3年以上の自然観光事業の実績又は延べ300日以上自然観光案内の実働日数とする。
- 7 条例第8条第2項に規定する免許申請書類の提出は、町長が指定する「免許申請期間」内に行わなければならない。
- 8 町長は、前項の「免許申請期間」の設定に際しては、当該期間として最低2か月間以

上の猶予を与え、かつ当該期間の始期の最低1か月前より公告しなければならない。

第6条 条例第8条第7項の規定により免許を受けた観光事業者で、個人事業主の場合にあつては開業届又は納税証明書に記載される住所、法人の場合にあつては法人登記簿に記載される本店の住所に応じて、次の各号に定める登録料を納めなければならない。

- (1) 当該住所が西表島等にある観光事業者の場合：30,000円
 - (2) 当該住所が前号以外の竹富町にある観光事業者の場合：45,000円
 - (3) 当該住所が前2号以外の沖縄県にある観光事業者の場合：90,000円
 - (4) 当該住所が沖縄県外にある観光事業者の場合：270,000円
- 2 観光事業者は、前各号の登録料の他、観光ガイド1人につき20,000円の登録料を納めなければならない。但し、前項第1号の事業者に限り1人目の観光ガイドの登録料は10,000円とする。
- 3 既に納めた登録料は、いかなる理由をもってしても還付しない。
- 4 本条第1項及び第2項の登録料の納付は、条例第12条に規定する免許更新時においても準用する。

第7条 条例第8条第8項の規則に定める講習、研修等と、その受講、参加回数については、次のとおりとする。

- (1) 竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催する法令等に関する講習会：年1回以上
 - (2) 竹富町、推進協議会その他の関係行政機関が主催又は認定する、利用ルール、安全管理等に関する研修会等：年2回以上
 - (3) 消防局、日本赤十字社その他団体が主催する救命救急に関する講習：年1回以上
- 2 免許を受けた観光案内人は全て、前項に定める講習、研修等を修了したことを証明する文書を町長に提出しなければならない。
- 3 観光事業者は、当該年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）に受講した講習、研修等の修了証を、次年度の4月1日から2か月以内に一括して提出する。

第8条 条例第8条第9項の規則に定める免許証等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 竹富町観光事業者免許状（様式第7号）
 - (2) 竹富町観光ガイド免許証（様式第8号）
 - (3) 竹富町観光ガイド徽章
 - (4) 竹富町観光事業者の車両もしくは船舶又はカヌー・カヤックその他自力で移動する機材に貼付する証票
- 2 条例第14条第2項の「免許証」は、条例第8条第9項に規定する「免許証等」と読み替えるものとする。
- 3 本条第1項第4号の証票は、有料とする。

（変更等の届出）

第9条 条例第11条第1項の規定により、条例第8条第2項に掲げる事項に変更があつたとき、又は事業を廃止したときには、「西表島等の観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書（様式第9号）」及び様式第9号欄外に記載の添付書類を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、免許申請事項の変更を行う観光案内人に対して、継続的な業務の遂行に支障

を来さないよう、条例第8条第2項から第9条までの規定を準用して適切に審査を行わなければならない。

- 3 観光ガイドとして従事する者を追加する場合には、当該免許の有効期限に関わらず、1人につき第6条第2項の登録料を納めなければならない。

（免許の更新）

第10条 条例第12条第1項の規則に定める観光案内人の免許の有効期間は、3年間とする。

- 2 免許更新を行う観光案内人は、条例第8条第2項並びに規則第5条及び第7条の規定を準用して、必要な文書を提出しなければならない。

（自然観光事業を実施する上での観光案内人の遵守事項）

第11条 条例第14条第1項の規定により定める要領は、別紙3のとおりである。

（観光事業者の業務に関する関係書類の整備）

第12条 条例第15条第1項の規則に定める自然観光事業に係る関係書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 賠償責任保険加入証明書の写し
 - (2) 西表島等における自然観光事業の年間実績報告書（様式第10号）
 - (3) 西表島等における自然観光事業の月別実績内訳書（別紙4）
- 2 観光事業者は、前項の関係書類を、当該年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）分をとりまとめ、次年度の4月1日から2か月以内に一括して提出しなければならない。
- 2 本条第1項の規定により整備した書類の保存期間は、提出日より3年とする。

（関係法令の適用）

第13条 条例第4条第2項、第5条第1項から第3項まで、第20条第1項及び第22条第1項に規定する関係法令には、エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）に基づいて策定された「エコツーリズム推進全体構想」も含むものとする。

（審議会）

第14条 町長は、条例第21条第1項で設置する審議会とは別に、当該審議会の下部機関として、審査委員会を設置して、観光案内人の免許の付与若しくは更新の是非に関して、又は条例第22条第1項に基づく観光案内人への指導、勧告若しくは命令に関して、審査を行わせることができる。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

令和2年6月16日までに免許申請を行った者に関しては、免許の交付が行われるまでの期間、条例第8条第1項の規定は適用しない。

様式第1号(第4条関係)
西表島等への立入に関する事前届出書

様式第2号(第5条第1項関係)
西表島等の観光事業者免許申請書

別紙1(様式第2号添付文書一覧)

様式第3-1号(第5条第1項関係)
西表島等の各種団体への所属証明書

様式第3-2号(第5条第1項関係)
西表島等における自然観光案内の実働実績証明書

様式第4号(第5条第1項関係)
西表島等の公民館への所属証明書

様式第5号(第5条第1項及び第3項関係)
暴力団等の排除に関する誓約書

様式第6号(第5条第3項関係)
西表島等の観光ガイド免許申請書

別紙2(様式第6号添付文書一覧)

様式第7号(第8条第1項第1号関係)
竹富町観光事業者免許状

様式第8号(第8条第1項第2号関係)
竹富町観光ガイド免許証

様式第9号(第9条関係)
西表島等の観光案内人免許申請事項の変更又は事業の廃止に関する届出書

別紙3(第11条関係)
観光旅行者等への事前説明及び同意書に関する作成要領

様式第10号(第12条関係)
西表島等における自然観光事業の年間実績報告書

別紙4(様式第10号添付書類)
西表島等における自然観光事業の月別実績内訳書

